

令和元年定例監査報告書

(平成30年度執行分)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和元年定例監査（平成30年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり
提出する。

令和元年9月13日

東京都監査委員	清水 やすこ
同	神 林 茂
同	友 渕 宗 治
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

目 次

第1	監 査 の 概 要	1
第2	監 査 の 結 果	2
第3	全庁重点監査事項	8
第4	局別重点監査事項	24
第5	東京都財務諸表等の監査	55
第6	監査の結果（各局別）	57
	都民安全推進本部（注）	59
	財 務 局	61
	主 税 局	64
	生 活 文 化 局	75
	オリンピック・	
	パラリンピック準備局	84
	都 市 整 備 局	87
	環 境 局	90
	福 祉 保 健 局	93
	病 院 経 営 本 部	99
	産 業 労 働 局	102
	中 央 卸 売 市 場	105
	建 設 局	113
	港 湾 局	118
	会 計 管 理 局	131
	東 京 消 防 庁	135
	交 通 局	138
	水 道 局	146
	下 水 道 局	153
	教 育 庁	161
	議 会 局	172

（注）平成31年4月1日に青少年・治安対策本部から改組

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、令和元年定例監査を実施した。

2 監査の対象

平成 30 年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。

あわせて、平成 30 年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

平成 31 年 1 月 8 日から令和元年 8 月 29 日まで

局別の実地監査期間は、別表 1（41 ページ）のとおりである。

4 監査実施状況

全 30 局を対象として、表 1 のとおり、監査を実施した。

局別の実地監査場所は、別表 2（42～45 ページ）のとおりである。

（表 1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数（注）	実施率
本庁	138	138	100 %
事業所	741	299	40.3 %
計	879	437	49.7 %

（注）このほか、財政援助団体 4 団体への実地監査を行った。

5 監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

また、全庁重点監査事項として、「補助金」を設定した。さらに、事務事業の特性や事務執行上のリスクを考慮して、局ごとに局別重点監査事項のテーマを設定した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2及び表3のとおり、20局に対し、68件の指摘、11件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表3（局別）（46～49 ページ）及び別表4（区分別）（50～54 ページ）のとおりである。

指摘金額（注）は1億6,913万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが1,097万余円である。

また、全庁重点監査事項に関しては、「第3 全庁重点監査事項」に記載のとおり、2局に対し2件の指摘及び1件の意見・要望を行い、局別重点監査事項に関しては、「第4 局別重点監査事項」に記載のとおり、12局に対し、15件の指摘及び5件の意見・要望を行った。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。
なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表2）指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘					意見・ 要望	合計	うち全庁重点 監査事項	うち局別重点 監査事項
		歳入	歳出	財産	その他	計				
1	都民安全推進本部		1			1		1		1
2	財務局						2	2		1
3	主税局	6				6		6		2
4	生活文化局	1	5		1	7	1	8	2	
5	オリンピック・パラリンピック準備局		3			3		3		
6	都市整備局		1		1	2		2		2
7	環境局		2	1		3		3		
8	福祉保健局		1	1	1	3	1	4		
9	病院経営本部		1	1		2		2		1
10	産業労働局		2			2		2		
11	中央卸売市場		4		2	6		6	1	2
12	建設局	1	1	1		3		3		
13	港湾局	1	4	2		7		7		3
14	会計管理局						2	2		2
15	東京消防庁		1			1	1	2		1
16	交通局		3		2	5		5		2
17	水道局	2	1	1		4	2	6		
18	下水道局	1	3		1	5		5		1
19	教育庁		3	1	3	7	1	8		
20	議会局		1			1	1	2		2
	合計	12	37	8	11	68	11	79	3	20

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計	うち		(参考) 平成30年 合計件数
					全庁重点 監査事項	局別重点 監査事項	
歳入(収入)	会計処理(歳入)	1		1			6
	債権管理	4		4			4
	都税	6		6		2	8
	歳入(その他)	1		1			0
歳出(支出)	契約(仕様・積算)	12		12		1	11
	契約(履行確認)	8		8		1	20
	契約(その他)	13	1	14		2	21
	会計処理(歳出)	2	1	3		1	4
	補助金等	2	1	3	3		2
財産	財産管理	4	2	6		3	13
	物品管理	4	1	5		1	6
その他	情報管理	3		3		1	5
	システム			0			0
	その他	8	5	13		8	15
合計		68	11	79	3	20	115

2 主な指摘事例

局別重点監査事項 【財産管理】

東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の日常点検が、局の港湾構造物点検マニュアルにある点検診断要領とは全く違うチェックリストにより実施されていた。

港湾局 P. 121

東京港管理事務所が所管する係留施設である東京夢の島マリーナは、全体を民間事業者に貸付けており、各施設の日常的な点検等は借受者が実施している。

そこで、借受者による浮棧橋の点検状況を見たところ、局の港湾構造物点検マニュアルにある点検診断要領とは全く違うチェックリストにより実施されていることが認められた。

日常点検は、利用者の安全確保はもとより、予防保全型の維持管理を徹底するために重要なことから、所に対し、浮棧橋の点検診断を適正に行うよう求めた。

局別重点監査事項 【物品管理】

病院において、物品管理のシステムに計上される在庫数と実際に倉庫に保管されている在庫数が異なっているにもかかわらず、病院は差異の状況を検証していなかった。

病院経営本部 P. 99

大塚病院は、診療材料等の物品の管理・棚卸等を委託により行っている。

この契約を見たところ、①棚卸の結果、システムに計上される在庫数と実際に倉庫に保管されている在庫数に差異が生じていること、②差異が生じた品目名や数量について、受託者に報告を行わせていないことが認められた。

診療材料は、年度末の棚卸結果が決算の根拠となるため、病院が在庫数の差異の状況を把握していないことは適切でない。

そこで、病院に対し、仕様書の見直しや差異の原因究明・対策を求めるとともに、サービス推進部に対し、適切に病院を指導・監督するよう求めた。

局別重点監査事項 【その他】

浸水被害防止のために下水道に流入する雨水の排除を行う施設の設備更新の時期や内容が定まらず、将来的に機能維持が困難となる。

下水道局 P. 153

大谷口北町排水機所及び小茂根二丁目排水機所は、周辺地域から集めた雨水を石神井川に排除する施設であり、ポンプ設備や電気設備などの更新が必要な状態にある。

計画調整部及び建設部は、両排水機所の流域における浸水被害に対応するため、新たに大規模な下水道管渠（幹線）の整備等を予定している。しかし、この幹線の整備時期が未定であることから、両排水機所の設備更新の時期や内容を、今後長期にわたり定められず、将来、両排水機所の機能維持が極めて困難となる。

両排水機所の雨水の排除機能は浸水被害防止に必須であることから、建設部に対し、排水機所の設備の更新時期や当面の対応について、速やかに検討するよう求めた。

【契約（履行確認）】

都営地下鉄等の案内業務委託において、業務従事者の資格・能力が確認されておらず、また、業務責任者及び業務従事者に対する研修・訓練も適切に実施されていなかった。

交通局 P. 144

電車部は、外国人観光客や高齢者に対し、都営地下鉄等の運賃や経路の案内等を行うため、委託契約を締結している。

これらの契約を見たところ、①部は、業務従事者の資格・能力について、実用英語技能検定2級以上の英会話能力を有する者などの要件を仕様書で示しているが、これを確認していない、②受託者は、業務責任者及び業務従事者に対し、仕様書で定める研修及び教育訓練を実施することとなっているが、研修計画どおりに実施すべきものが、実施されていない又は適時適切に実施されていない状況が認められた。

案内業務に必要な資格・能力を担保し、その維持・向上に向けた研修等の取組の有効性を確保する必要があることから、部に対し、委託契約を適切に行うよう求めた。

【債権管理】

督促を行っていない、数年間調査・交渉を行っていないなど、債権管理が適正に行われていなかった。

生活文化局P. 76、建設局P. 113、港湾局P. 129、水道局P. 147

生活文化局、建設局、港湾局及び水道局における債権管理の状況を見たところ、①督促状を発付していない、又は発付までに長期間を要している、②破産・清算手続が終了した案件を調査することなく数年間放置している、③債権管理台帳に納付日や時効起算日の記載がない、などの事例が認められた。

そこで、各局に対し、債権管理を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】

契約内容を変更すべき事由が生じているにもかかわらず、契約変更手続を行ってなかった、又は工期末近くに一括して行っていた。

都民安全推進本部P. 59 オリンピック・パラリンピック準備局P. 86
産業労働局P. 102 港湾局P. 118 下水道局P. 160

都民安全推進本部、オリンピック・パラリンピック準備局、産業労働局、港湾局及び下水道局の契約を見たところ、①仕様書と異なる業務を行わせているにもかかわらず、契約変更手続を行っていない、②工事契約について、速やかに変更手続を行わなければならないにもかかわらず、工期末近くに一括して行っている、などの事例が認められた。

そこで、各局に対し、契約変更を適正に行うよう求めた。

3 主な意見・要望事項

【契約（その他）】

職員向けの精神保健相談事業について、利便性向上及び経済性の観点から、既存のクリニック等の活用や相談実績に応じた支出とするなどの契約方法の見直しが必要である。

教育庁P. 170

総務部は、教育庁事務局職員等を対象として、長期休職者の職場復帰等を目的とする精神保健相談事業を委託により実施している。

この事業を見たところ、平成30年度の計画規模が80人のところ、実際の相談数は18人という状況であった。相談数は契約当初に予測することが困難なため、相談実績に応じた支出とする契約方法（単価契約）に変更するとともに、相談機会の拡大に向けては、本事業のために相談員を確保する現在の方法から、既存のクリニック等の営業時間に相談を行う方法に改めることができるかを検討する必要がある。

そこで、部に対し、本事業の実施方法及び契約方法の見直しを検討するよう求めた。

【その他】

水道料金の減額制度の案内において、減額対象となる施設区分の記載がなく、減額対象事業の一部が掲載されていなかった。

水道局P. 152

水道局は、社会福祉施設に対し、申請により水道料金の減額を実施している。

そこで、減額制度の案内状況について見たところ、①局ホームページの「水道料金・下水道料金の減免のご案内」に、減額対象となる施設区分の記載がない、②問合せ等があった場合に配布する「減免措置の対象となる社会福祉施設一覧」に、減額対象事業の一部が掲載されていないという事例が認められた。

そこで、本事業を所管するサービス推進部に対し、社会福祉施設の減額措置に係る広報の見直しを検討するよう求めた。

第3 全庁重点監査事項

1 監査の背景と目的

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、補助金は、補助対象団体等の事業の公益性に着目し、一定の資金を交付することによって、当該事業の促進を支援するものである。

補助金に係る予算の執行に当たっては、補助金が都民の税金を主な財源とするものであることに留意し、公正かつ効率的に執行するよう努めなければならない。そのため、補助事業の実施においては、要綱等規程を整備し、事業の目的、補助対象者、補助対象経費等の基準、申請手続等を明確にするとともに、補助金の申請があったときは、申請内容が妥当であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を精査するなど、適正に処理することが求められる。

また、補助事業は、社会経済情勢の推移、行政需要の変化に対応して、必要性、公益性、有効性、妥当性等の観点から、絶えず見直しを図っていくことが必要である。

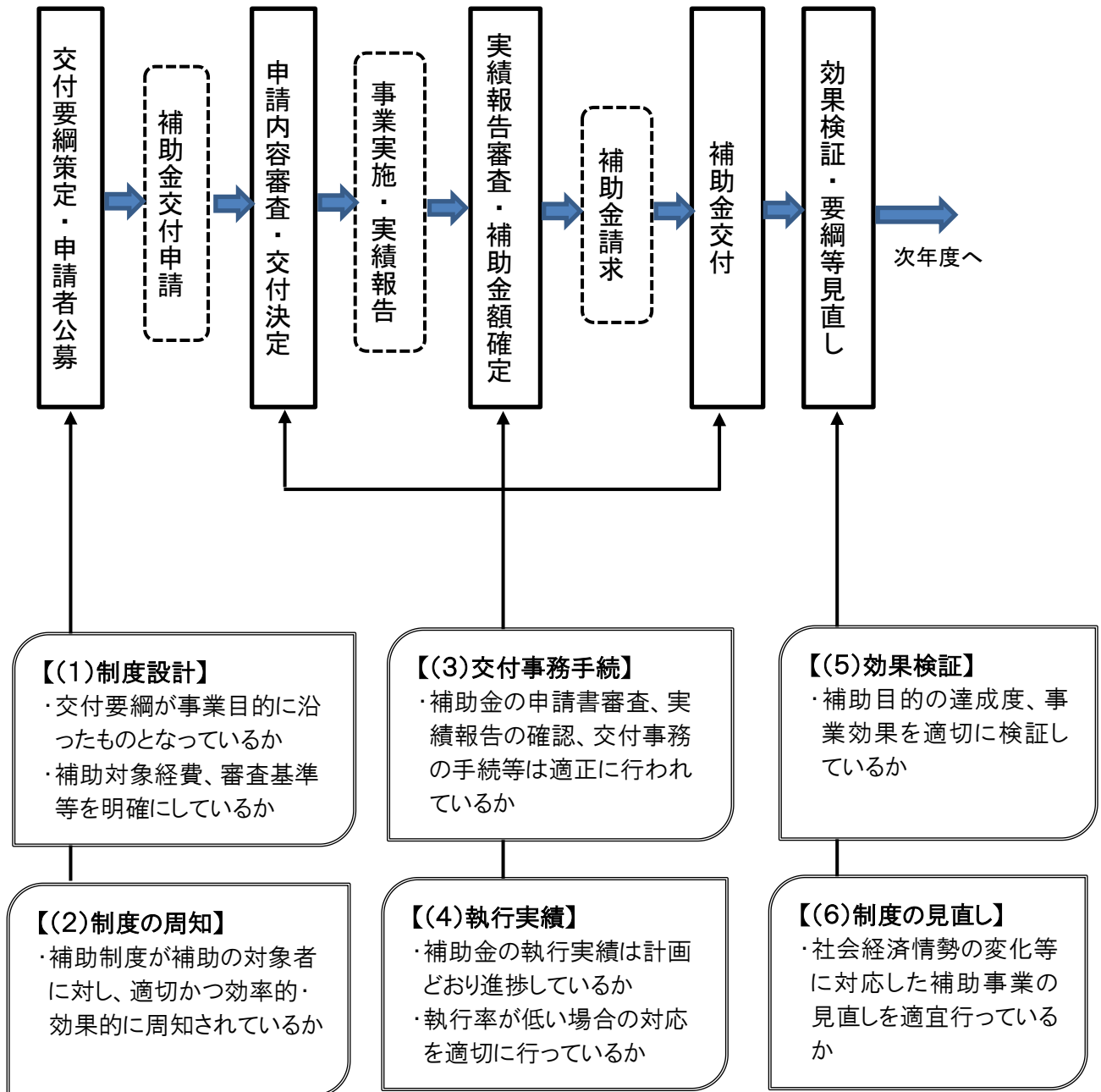
補助金は、都における一般歳出予算の約3割を占め、内容も多岐にわたっている。また、これまで補助金交付団体を対象に、補助金額の算出や使途等の適正性について財政援助団体等監査を行ってきたが、①要綱等における補助対象経費の算定方法や補助要件等の記載に不足がある、②実績報告書審査の体制や根拠資料の確認が不十分である、③概算払による支出が必要最小限となっていない、など多くの不適切な事例について指摘を行ってきた。

そこで、今回の定例監査では、各局が所管する補助金(負担金・交付金も含む)について、交付事務の適正性はもとより、補助事業の制度設計が事業目的に沿ったものとなっているかなどについて、局の事務を通じて監査を実施することとした。

なお、監査に当たっては、個別の不適切事例の改善のみならず、全庁統一的な制度の改善や業務プロセスの効率化に資するため、各局の行う補助事業の仕組みや事務執行の状況等を含め、横断的・多角的に検証した。

2 一般的な補助事業の流れと監査の観点

(凡例) □ : 都の行う事務、 [] : 補助金交付団体の事務、 ◡ : 主な監査の観点



3 監査の対象

各局の補助事業のうち、補助金額の多寡、財政援助団体等監査を含む過去の指摘状況、局別重点監査事項との連携、都政における重要度などを考慮して、監査対象補助事業を選定し、18局の61事業について監査を行った。

対象とした各局の補助事業は表4のとおりである。

(表4) 監査対象補助事業

(単位：百万円)

No.	局名	補助金等名	分類 (注1)	予算額
1	都民安全推進 本部	地域における見守り活動支援事業補助	I	576
2		防犯設備等の整備に関する区市町村補助	I	121
3		区市町村立公園における防犯設備整備補助	I	106
4	戦略政策情報 推進本部	東京版EMP（注2）ファンド創設に係る補助金	Ⅲ	300
5		ミドル・バックオフィス業務（注3）の外部委託費用等に係る補助金	Ⅲ	35
6	総務局	東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助	Ⅲ	129
7		東京都民間一時滞在施設整備費補助	Ⅲ	906
8	主税局	東京納税貯蓄組合総連合会補助金	Ⅱ	47
9	生活文化局	東京都国際交流委員会事業運営費補助金	Ⅱ	70
10	オリンピック・パラ リンピック準備局	スポーツ施設整備費補助金	I	2,040
11		スポーツ振興等事業費補助金	I	403
12	都市整備局	不燃化特区制度	I	2,104
13		木造住宅密集地域整備促進事業	I	1,293
14		都市防災不燃化促進事業	I	197
15		防災生活道路整備促進事業	I	262
16		地区計画策定支援	I	34
17		地区公共施設等整備事業	I	5
18	環境局	区市町村との連携による地域環境力活性化事業（注4）	I	5,000
19		燃料電池自動車用水素供給設備整備事業（注4）	Ⅲ	5,450
20		水素供給設備需要創出活動費支援事業（注4）	Ⅲ	2,251
21		外部給電機器導入促進事業（注4）	Ⅲ	800
22		地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業（注4）	Ⅲ	2,397
23	福祉保健局	医療保健政策包括補助事業	I	2,500
24		地域福祉推進包括補助事業	I	3,566
25		高齢社会対策包括補助事業	I	3,726
26		子供家庭支援包括補助事業	I	8,794
27		障害者施策推進包括補助事業	I	12,912

No.	局名	補助金等名	分類 (注1)	予算額
28	産業労働局	商店街チャレンジ戦略支援事業	I	1,498
29		正規雇用等転換安定化支援事業	III	2,429
30		外国人旅行者受入れに向けた宿泊・飲食施設の受動喫煙防止対策支援事業	III	912
31		都市農業活性化支援事業	II	480
32		クラウドファンディングを活用した資金調達支援	III	60
33		インキュベーションHUB推進プロジェクト	III	115
34		中央卸売市場	築地市場閉場に伴う廃棄物処理費用補助	II
35	環境・省エネ等対応設備導入補助		II	1,252
36	移転対策事業調査委託補助事業		II	15
37	品質・衛生管理認証取得補助事業		II	8
38	「豊洲市場への円滑な引越及び築地市場の閉場対応に関する連携協定書」に基づく負担金		II	151
39	業界団体融資事業（利子補給）		II	461
40	利子補給事業（移転資金）		II	228
41	仲卸・関連事業者融資事業（利子補給）		II	178
42	大規模事業者融資事業（利子補給）		II	153
43	組合転貸融資事業（利子補給）		II	4
44	利子補給事業（移転前経営安定化資金）		II	2
45	仲卸・関連事業者融資事業（信用保証料補助）		II	290
46	環境・省エネ等対応設備補助金つなぎ融資特例		II	5
47	建設局	工事負担金	III	191
48		交通安全施設	I	1,403
49		市町村土木補助	I	5,772
50		道路補修	I	260
51	港湾局	港湾促進振興事業	III	157
52		臨海地域開発事業	III	300
53	東京消防庁	防災思想普及事業補助金	II	3
54		消防水利開発補助金	III	9
55		職員互助組合事業運営交付金	II	85
56	水道局	小中学校の水飲栓直結給水化モデル事業	I	243
57	教育庁	防災機能強化のための公立学校施設トイレ整備支援事業	I	1,630
58		「英語村（仮称）」事業施設改修経費補助金	II	409
59		「英語村（仮称）」事業施設賃料補助金	II	264
60	警視庁	東京警察病院運営事業補助	II	233
61	議会局	政務活動費	II	762

(注1) 補助対象者の分類。「I：区市町村」「II：特定の相手方（特定の業界を含む）」「III：不特定の相手方」

(注2) 新興資産運用業者育成プログラム（Emerging Managers Program）

(注3) 資産運用業における業務運営体制として、マーケットと相対し株式や債券等の売買を行う業務を「フロントオフィス」と称するのに対し、「ミドルオフィス」とはフロントオフィスから独立した立場でファンドの運用評価やリスク管理などを行う業務を、「バックオフィス」とはフロントオフィスで執行された取引の約定処理や投資信託の基準価額算出などを行う業務を指す

(注4) 環境局が公益財団法人東京都環境公社に出えんし、基金を造成して行っている事業

4 監査の結果

本監査においては、監査対象とした各補助事業について、「(1) 制度設計」、「(2) 制度周知」、「(3) 交付事務手続」、「(4) 執行実績」、「(5) 効果検証」、「(6) 制度の見直し」といった補助事業の流れの各段階において、事務の適正性のみならず、効率性、有効性等の観点から、監査を実施した。

また、補助対象者を「Ⅰ 区市町村」、「Ⅱ 特定の相手方(特定の業界の複数団体を含む)」、「Ⅲ 不特定の相手方」に分類し、各事業の背景や特徴等を考慮した上で、各段階における取組について検証を行った。

なお、監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、2局に対し、2件の指摘、1件の意見・要望を行った。

各段階の監査結果は次のとおりである。

(1) 制度設計について

本項目では、補助金の制度設計や要綱等の内容が事業目的に沿ったものとなっているか、要綱等において補助対象経費、審査基準等を明確にしているかといった観点から監査を行った。その結果、表5のとおり、1局に対し、1件の指摘を行った。

指摘となった事例は、築地市場の移転に当たり生じる廃棄物処理に対する補助について、重要な補助要件である補助対象期間及び補助割合が要綱に定められていなかったものである。本来規定すべき補助要件を明確に定めていなければ、交付申請に当たり混乱が生じ、公平性が損なわれる可能性もあるため、特に重要事項については、漏れなく規定する必要がある。

また、各局では、補助金の制度設計に当たり、補助対象者の特性や実情に合わせて制度の仕組みを工夫するなど、表6のとおり、各種の取組を行っていることが確認できた。例えば、区市町村を対象とした補助事業では、事業メニューを多数用意し、区市町村が地域特性など個々の実情に合った補助事業を自ら選択する方式の採用や、特定の相手方に対する補助事業では、事業に係る施設整備やプログラム提供等に当たり、民間事業者のアイデア、ノウハウ等を生かすため、企画提案方式により事業者を選定し、施設改修経費及び事業施設賃料を補助するなどしている。

制度設計に当たっては、区市町村や特定の相手方に対する補助金は、補助対象者が

限られていることから、直接ヒアリングや意見交換等を行うことで、ニーズをきめ細かく把握し、それらを踏まえた制度の構築を行うことで、事業目的の達成を図ることができる。一方、不特定の相手方を対象とした補助金については、徹底した市場調査を行うとともに、できるだけ多くの事業者等からヒアリングを行うなどして、多種多様なニーズを的確に汲み取り、事業目的を達成する制度の構築を行うことが必要である。

さらに補助金は、公益上必要があると認めた特定の事業や活動に対して交付するものであることから、補助対象者の選定や補助額の設定等に当たっては、事業目的や公益性、公平性等の観点から精査をするとともに、交付要綱等には、事業の目的、補助対象者、補助対象経費等の基準、申請手続等について明確に定めることが必要である。

各局においては、既存の補助制度についても、社会経済情勢や行政需要の変化を踏まえ改めて検証し、適切な制度設計を行うことが望まれる。

(表5)「(1) 制度設計」に係る指摘事例

指摘の概要	所管局	頁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 築地市場の移転に当たり生じる廃棄物処理に対する補助について、補助対象期間及び補助割合が要綱に定められていない。 ○ 事業者が設置した建物付帯物の解体廃材の処分を全額都負担で行っているが、協定等に記載していない。 	中央卸売市場	105

(表6)「(1) 制度設計」に係る主な取組事例

補助対象	取組の概要
I 区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業メニューを多数用意し、区市町村が地域特性など個々の実情に合った補助事業を自ら選択する方式を採用した。(区市町村との連携による地域環境力活性化事業、医療保健政策包括補助事業など) ○ 区市町村に対し、予算要求に向けたヒアリングや意見交換等を実施し、意見・要望に応じた補助メニューの見直し等を行っている。(木造住宅密集地域整備促進事業など)
II 特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施者をコンペにより選定し、事業の実施に要する施設改修経費及び事業施設賃料を補助している。(英語村(仮称)事業)
III 不特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業の制度設計に当たり、多数の事業者等へのヒアリングを行った。(東京版EMPファンド創設に係る補助金など)

(2) 制度の周知について

本項目では、補助制度が補助対象者に対し、適切かつ効率的・効果的に周知されているか監査を行った。その結果、特に是正・改善を要する事例は認められなかった。

また、各局では、各種媒体を用いた広報を適切に行っているほか、補助制度の周知に当たって、説明会の実施やパンフレットの作成を行うなど、表7のとおり、各種の取組を行っていることが確認できた。

各局の事例を見ると、補助対象者が区市町村や特定の相手方である場合など、周知の対象が限られている場合には、個別に説明会を実施するなど、効率的に制度の周知を図っている。一方で補助対象者が不特定の相手方である場合には、ホームページや駅・区役所等へのパンフレット設置に加え、各種媒体を活用して、広く制度の周知を図り、事業の認知度を向上させる努力を行っている。

補助制度の周知に当たり、特に、対象が不特定である場合は、周知の手段を工夫するとともに、より平易な言葉でわかりやすく事業目的や補助要件等を記載、説明するなど配慮が必要である。

各局においては、周知対象の状況を踏まえ、広報媒体や説明内容を戦略的に変えていくなど、適切な周知方法を検討することが望まれる。

(表7) 「(2) 制度の周知」に係る主な取組事例

補助対象	取組の概要
I 区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 区市町村向けの説明会、連絡会を実施。○ 説明会、ホームページ等において取組事例の紹介を行い、区市町村との情報共有化を図っている。(医療保健政策包括補助事業など)○ 小中学校の直結給水化を促進するために区市町と協定を締結した。(小中学校の水飲栓直結給水化モデル事業)
II 特定の相手方	<ul style="list-style-type: none">○ 議員改選後に、各党派担当者向けに説明会を実施。(政務活動費)
III 不特定の相手方	<ul style="list-style-type: none">○ 多数の機関投資家、資産運用業者等への意見聴取、ヒアリングを通じてPRを行っている。(東京版EMPファンド創設に係る補助金など)○ ホームページ、東京動画、駅・区役所等へのパンフレット設置、説明会実施、関連会議等での説明などを行っている。(東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助など)

(3) 交付事務手続について

本項目では、補助金の申請書審査から交付に至るまでの一連の事務や会計処理が適切に行われているか監査を行った。その結果、表8のとおり、1局に対し、1件の指摘を行った。

指摘となった事例は、概算払において、資金の交付は必要の限度にとどめなければならないところ、年間交付額を四半期ごとなど分割して支払うのではなく、年度当初に一括して支払っていたものである。概算払については、これまでの監査でも同様の指摘事例が多く、リスクの高い事務の一つであり、その原因の多くは前例踏襲的な事務の執行であると考えられる。

また、各局では、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）等に基づき、適正に事務の執行を行っているほか、表9のとおり、各種の取組を行っていることが確認できた。例えば、交付申請時や実績確認時の審査において専門的な知見を要する場合には、外部の専門家による助言等を活用したり、交付事務の透明性を確保するために収支報告書や領収書等証拠書類のホームページでの公開などを行っている。

補助金の適正かつ効率的・効果的な執行を図るためには、補助事業者から提出される申請書や実績報告書等により、事業内容を的確に把握するとともに、法令、要綱等に基づいた適正な交付事務を行わなければならない。

補助金の不正受給などの事件が社会問題となる中、各局においては、補助金に係る一連の事務について、公正かつ効率的・効果的な執行の観点から、前例にとられることなく再点検を行うとともに、引き続き慎重な審査・確認事務を行っていく必要がある。

(表8) 「(3) 交付事務手続」に係る指摘事例

指摘の概要	所管局	頁
○ 補助金を概算払により支出しているが、支払額は必要の限度にとどめなければならないところ、1年分の管理費（人件費、管理運営費）及び事業費を年度当初に一括して交付している。	生活文化局	75

(表9)「(3) 交付事務手続」に係る主な取組事例

補助対象	取組の概要
I 区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯カメラ設置の妥当性を検証するため、設置申請時に所轄警察署から指導、助言を受けている。(地域における見守り活動支援事業補助) ○ 工事進捗状況報告書を提出させ施設の整備状況を確認している。(スポーツ施設整備費補助金) ○ 整備工事における技術面は、専門的知識を持った技術職員によるチェックを行っている。(防災機能強化のための東京都公立学校施設トイレ整備支援事業)
II 特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な知見を要する案件は、外部委託により確認を行っている。(環境・省エネ等対応設備導入補助) ○ 利子補給や融資に係る補助では、金融機関による審査を経ている。(業界団体融資事業など) ○ 高度な判断を要する案件は、外部の有識者で構成される協議会で専門的見地からの助言を得ている。(政務活動費) ○ 収支報告書や領収書等証拠書類をホームページで公開している。(政務活動費)
III 不特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書は、職員による書類審査のほか現地調査を行っている。(東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助など)

(4) 執行実績について

本項目では、補助金の執行実績が、計画等に照らして適切に進捗しているか、執行率が低くなった場合の対応を適切に行っているか監査を行った。その結果、特に是正・改善を要する事例はなかった。

また、各局では、表10のとおり、執行率が低調である場合には、補助対象者のニーズに合わせた事業規模の見直しや、補助要件の緩和などを行っている。加えて、東京都政策連携団体への出えんによる補助事業では、執行率を踏まえ、新たな出えんを行わないこととするなど、補助金の計画的な執行に努めていることを確認した。

しかし、執行率の低い補助金については、執行率向上に向けた取組は必要であるが、安易に補助要件の緩和や補助率を上げるのではなく、当該補助金が政策目的を達成するための手段として本当に必要なものなのか、他に代替となる手段はないのか等を検討した上で、廃止・整理統合を含めた見直しを行うことが必要である。

さらに、補助金は、公益的な団体の運営費の一部を補助する「運営費補助」と、公益性の高い事業などに対する「事業費補助」に分類される。特定の補助対象者に対して継続して補助を行う運営費補助は、一般的に執行率は高くなる一方で、事業者等の先進的な取組を促進することを目的とした事業費補助は、当初から高い執行率は見込めないことも多い。そのため、事業の執行率を横並びで比較するのではなく、それぞれの事業の背景や特徴を考慮した上で、事業の実績について検証をしていくことが必要である。

各局においては、政策目的に沿って有効かつ計画的に補助金が活用されるよう、一層の取組を期待する。

(表10) 「(4) 執行実績」に係る主な取組事例

補助対象	取組の概要
I 区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執行率が低かったため、ニーズに合わせた規模に見直している。(区市町村立公園における防犯設備整備補助) ○ 定期的に連絡調整会議を開催し、進行管理を行っている。(区市町村との連携による地域環境力活性化事業)
II 特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局事業を補完する役割を担う団体に対する補助について、普及啓発を目的とした事業として作文コンクールやポスター作成など、補助目的どおりの事業実績を確認している。 (東京納税貯蓄組合総連合会補助金、防災思想普及事業補助金)
III 不特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の事業者へのヒアリングを行い、要望に対応した要件緩和や募集期限延長を行っている。(東京版EMPファンド創設に係る補助金など) ○ 東京都政策連携団体(公社)への出えんによる補助事業について、執行率を踏まえ、新たな出えんを行わないこととした。(燃料電池自動車用水素供給設備整備事業など) ○ 国庫補助の要件が厳しく執行率が低かったため、都の補助率を引き上げる見直しを行っている。(地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業)

(5) 効果検証について

本項目では、局が補助金の交付後、補助目的の達成度、事業効果の分析・評価を適切に検証しているか監査を行った。その結果、特に是正・改善を要する事例はなかった。

また、各局では、表11のとおり、アンケート調査の実施や効果測定委託など、各種の取組を行っていることが確認できた。

アンケート調査による効果検証については、補助金の受給者のみを対象とした調査の結果は必然と偏りが出てしまうため、その点を留意すべきである。また、補助金の性質によっては、効果を十分に検証することが困難なものもあり、補助金の執行率の確認というアウトプット（結果）の整理にとどまっているものも多く見受けられた。

しかしながら、補助金は、社会経済情勢や都民ニーズ等の変化を的確に捉え、絶えずそのあり方を見直す必要があるため、補助事業の効果を適切に検証することは不可欠である。

そのため、補助事業の評価・検証に当たっては、何をもって成果（アウトカム）を定量的に測るのか、適切な成果指標（アウトカム指標）を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を行い、適宜必要な改善や見直しを行うことが重要である。

また、成果指標の設定に当たっては、客観的かつ都民にわかりやすい指標となるよう、合理的根拠（エビデンス）に基づく指標を取り入れることについて検討する必要がある。このため、制度設計の段階から、EBPM（注）の考え方なども参考に、成果の検証方法を盛り込んでいくことが求められる。

都は、補助金の効果検証を行う全庁的な仕組みを構築し、各局において十分な検証を行うことで、着実に事業の見直しにつなげていくことが望まれる。

(注) Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案

(表 1 1) 「(5) 効果検証」に係る主な取組事例

補助対象	取組の概要
I 区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査により、防犯カメラ設置後の効果を記載させ、補助の成果を確認するとともに、防犯カメラ稼働台数を調査し、防犯体制を確認し、補助金の必要性等を検証している。(地域における見守り活動支援事業補助など) ○ 事業の効果等測定委託を活用した現状把握や分析のほか、区市町村へのヒアリング等により、建替えの阻害要因を把握し、問題点解決のための取組を進めている。(木造住宅密集地域整備促進事業など) ○ 商店街を訪れる地域住民の人数を把握し、商店街の活性化など事業効果を確認している。(商店街チャレンジ戦略支援事業) ○ 好評であったアンケート結果のホームページ公開や、事業パンフレットを民間ビル管理者にも配布し、事業効果をPRしている。(小中学校の水飲栓直結給水化モデル事業)
II 特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体からの活動報告により、局事業を補完する役割を果たしていることを確認している。(東京納税貯蓄組合総連合会補助金) ○ 補助事業者である委員会の主な事業について点検・評価を行い、委員会の課題を明らかにしている。(東京都国際交流委員会事業運営費補助金)
III 不特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局実施の低騒音舗装等の効果とあいまって、緩衝建築物の建築費等一部負担及び防音工事助成により、幹線道路沿いにおいて騒音に係る環境基準を超過する状況が減少していることを確認している。(工事負担金) ○ 海運の物流効率化によるモーダルシフト(注)の促進により、平成29年度の1日当たりの道路の渋滞長が前年比で1.4km削減できていることを局が試算している。(港湾促進振興事業) <p style="text-align: center;">(注)トラックによる貨物輸送を地球に優しく大量輸送が可能な海運又は鉄道に転換すること</p>

(6) 制度の見直しについて

本項目では、制度の見直しが適切に検討されているか監査を行った。その結果、表12のとおり、1局に対し、1件の意見・要望を行った。

意見・要望となった事例は、局が東京都国際交流委員会に対する補助事業について点検・評価を行い、より効果的な推進体制を調査・検討するとしているものの、体制整備に向けた具体的なスケジュールが確認できなかったものである。効果的な補助の在り方の検討について、着実に推進することが望まれる。

また、各局では、補助金の効果検証の結果、補助金の効果的な執行を図るため、補助事業者からの要望等を踏まえた制度に見直すなど、表13のとおり、各種の取組を行っていることが確認できた。

補助金は、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、既得権化、恒常化する懸念がある。そのため、補助金は、毎年度その効果等の検証を行うとともに、期限を区切って、目的の達成状況に応じた見直しを行うことが必要である。創設から相当期間が経過した補助金については、積極的に見直しの検討を行い、また費用対効果が低くなった既存の補助金については、より効果を発揮できる制度への見直しを検討しなければならない。

補助金は、行政における政策目的達成に向けた重要な手段であることから、社会経済情勢の変化に伴う社会的ニーズに即し、絶えずその必要性を見直すことが必要である。

各局においては、補助事業の見直しを徹底し、適正かつ効率的・効果的な執行が行われるよう努めることが望まれる。

(表12) 「(6) 制度の見直し」に係る意見・要望事例

意見・要望の概要	所管局	頁
○ 局は、国際交流委員会の補助事業の点検・評価を行い、委員会に求められている役割・機能と現状には大きな差があるとし、委員会の体制強化をはじめ、より効果的な推進体制を調査・検討するとしているが、監査日現在、体制整備に向けた具体的なスケジュールが確認できない状況であった。	生活文化局	82

(表 1 3) 「(6) 制度の見直し」に係る主な取組事例

補助対象	取組の概要
I 区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の利用しやすさ向上のため、対象事業に、利用時間延長等のための整備、東京 2020 大会練習会場施設整備等を追加した。(スポーツ施設整備費補助金) ○ 東京 2020 大会を契機とした文化振興等を当初補助メニューに追加するなど充実させた。(スポーツ振興等事業費補助金) ○ 区市町村からの意見を踏まえ、老朽建築物の所有者を対象とした補助メニューに、住替え費用を追加するなど対応を行った。(木造住宅密集地域整備促進事業など) ○ 高齢化や資金不足、権利関係の複雑化を事業推進上の問題点として掲げ、その対策として、全戸訪問の実施や専門家派遣についての補助要件を見直すなど、補助金活用機会を増やす対策を行った。(木造住宅密集地域整備促進事業など) ○ 補助金のメニューは3年に1回見直し、採択率の低いメニューの修正や新メニューの設定を行っている。(区市町村との連携による地域環境力活性化事業) ○ 社会情勢や行政需要を踏まえ、都が目指す施策の実現や区市町村の使い勝手を考慮して事業メニューを見直している。(医療保健政策包括補助事業など) ○ 取組が低調であったことから、新たに無電柱化チャレンジ支援事業制度を創設し、推進計画の策定や低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対しても財政支援を拡充したほか、工事費の補助率も引き上げた。(交通安全施設)
II 特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の利用者が多いことから、令和元年度終了予定としていた事業の延長を検討している。(環境・省エネ等対応設備導入補助)
III 不特定の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己負担額が重すぎるといったアンケート回答を踏まえ、令和元年度から、補助金と並行して、都が購入した備蓄品を民間施設に配備する新たな事業を展開した。補助金の事業方向性を検討するためのモデル事業として、民間事業者の選択肢を広げて試行している。(東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助) ○ 令和2年度の東京都受動喫煙防止条例の全面施行に向け、分煙対策に係る補助を事実上停止し、後継補助として、経営相談支援補助を実施した。また、令和元年度からは、新たに受動喫煙防止対策支援補助金へと改めた。(外国人旅行者受入れに向けた宿泊・飲食施設の受動喫煙防止対策支援事業) ○ 補助制度創設当初は3事業に分かれていたが、執行状況を踏まえ、必要性を見直し一つの補助事業とした。(港湾促進振興事業)

5 総括

本監査においては、各補助事業について、補助事業の流れの各段階において、事務の適正性のみならず、効率性、有効性等の観点から、監査を実施した。また、補助対象者ごとに、Ⅰ区市町村補助、Ⅱ特定の相手方に対する補助、Ⅲ不特定の相手方に対する補助に分類し、その特徴等を踏まえ、各段階における取組を整理し、検証した。

区市町村や特定の相手方に対する補助事業は、補助の対象者が限られていることから、補助対象者に直接ヒアリングや意見交換等を行い、補助対象者のニーズを踏まえた制度設計を行い、また個別の説明会の実施など効率的に制度の周知を図ることで、補助の執行率を上げ、事業目的の達成を図ることができる。一方で、特にこうした特定の補助対象者に対する補助金は、一旦制度を創設すると、容易に廃止や補助の条件を厳しくすることができず、既得権化・恒常化する懸念がある。そのため、制度の創設に当たっては、適切な成果指標（アウトカム指標）を設定した上で、達成状況等を基に、適宜必要な改善や見直しを行うとともに、それでも成果が得られなかった場合には廃止・縮小を含めた見直しを検討すべきである。

不特定の相手方を対象とした補助事業については、制度設計の段階で徹底した市場調査やできるだけ多くの事業者等からヒアリングを行うなどして、多種多様なニーズを把握することが重要である。また、制度の認知度が低ければ、執行率も低くなり、事業目的の達成は困難となるため、不特定の相手方を対象とした補助制度の周知に当たっては、周知対象に応じて広報媒体や周知内容を戦略的に変え、効果的な広報を行う必要がある。

執行率が低い補助金については、執行率を上げるためだけに安易に補助要件の緩和や補助率の改定を行うのではなく、当該補助金が政策目的を達成するための手段として本当に必要なものなのか、改めて検証することも必要である。

本監査では、補助事業の運営に当たって、各局の主な取組を確認してきたが、今後とも、適正かつ効率的・効果的な執行が行われるよう、各局の更なる創意工夫が望まれる。

一方、都は、東京都政策連携団体に対して多くの補助金を交付しているとともに、多額の資金を出えんし、団体が基金を造成することで、団体を通じて複数年にわたる補助事業を実施している。団体を通じた補助事業については、事業規模も拡大傾向にあり、各局の指導監督が行き届かないリスクも考えられる。東京都政策連携団体の事業については、今回の監査結果も踏まえ、今後の財政援助団体等監査において検証していく。

第4 局別重点監査事項

1 監査の背景と目的

都政においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を確実な成功へと導くとともに、大規模地震への備え、年々厳しさを増す豪雨や猛暑への対策、2025 年以降の人口減少や更なる少子高齢化への対応などの施策を着実に推進していくことが求められている。加えて、東京が成長を生み続ける成熟都市として更なる進化を図っていくための取組を積極的に展開していくことも求められている。

各局では、それぞれの分掌に応じた局独自の事業を展開しており、これらの事業は多岐にわたっている。これらの事業執行上のリスクは、事業ごとに異なるため、適切に見極めることが肝要である。

このため、本監査においては、監査対象局の事業の特性、社会経済状況等を考慮した上で、「局別重点監査事項」のテーマを設定し、監査を行った。

重点監査事項の設定に当たっては、

- ① 局における重要な事業
- ② 都民の関心の高い事業
- ③ 過去の監査において指摘が繰り返されている事業

などから、時宜に適うものを選定した。

局別重点監査事項の選定理由及び着眼点は表 1 5 のとおりである。

2 監査の結果

監査の結果、12 局に対し 15 件の指摘、5 件の意見・要望を行った。

局別の指摘事項及び意見・要望事項の件数は、表 1 4 のとおりである。

(表 1 4) 局別指摘及び意見要望件数

No.	局名	指摘	意見・要望	No.	局名	指摘	意見・要望
1	都民安全推進本部	1		7	港湾局	3	
2	財務局		1	8	会計管理局		2
3	主税局	2		9	東京消防庁		1
4	都市整備局	2		10	交通局	2	
5	病院経営本部	1		11	下水道局	1	
6	中央卸売市場	2		12	議会局	1	1
合計						15	5

(表 1 5) 局別重点監査事項及び選定理由・着眼点

No.1	都民安全推進本部	防犯ボランティアの活動支援
<p>【選定理由】</p> <p>都民生活に関する世論調査では、都政への要望として治安対策は常に上位となっている。事件や事故による被害の未然防止、治安向上のためには、警察機関はもとより、区市町村・民間事業者・地域の防犯ボランティア等による取組が不可欠である。</p> <p>本部では、「東京都安全安心まちづくり条例」(平成 15 年東京都条例第 114 号)に基づき、防犯ボランティアが活動を継続・充実するために必要な、「防犯ポータルサイトの運営」や「ながら見守り連携事業の推進」(注)等の支援を区市町村と協働で行っている。</p> <p>このため、防災ボランティアへの活動支援(主に広報啓発)等の事業が効果的かつ適切に行われているか監査を行った。</p> <p>(注) 地域に密着した運送業者やコンビニエンスストアなどの事業者が、日常業務をしながら子供や高齢者等の弱者を見守る活動を行う事業であり、以下の取組などにより防犯効果を高めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送業者においては、不審者情報があった場所などを走行する際はスピードを下げ、周囲に防犯ステッカーを貼った車両の存在を見せること。 ・店舗に「ながら見守りシール」を掲載し、徘徊高齢者、迷子等援助を必要とする者を発見した場合は、110 番通報により関係機関へ通報するほか、その者への声掛けや安全確保など一時的な対応をとること。 		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の実績は、計画どおりとなっているか ・事業実施に伴う委託契約等は、適切に行われているか【指摘：P. 59】 ・防犯ポータルサイトの掲載内容等は、適切かつ効果的なものとなっているか【指摘：P. 59】 		
No.2	戦略政策情報推進本部	国際金融都市・東京の実現に向けた取組
<p>【選定理由】</p> <p>金融の活性化は、都市の魅力や競争力維持のために不可欠なものであり、今後東京が世界的な都市間競争を勝ち抜き、成長していくために必須の要素である。</p> <p>本部は、東京が、世界に冠たる国際金融都市としての地位を取り戻すため、平成 29 年 11 月に「国際金融都市・東京」構想を発表し、この構想に基づき、①魅力的なビジネス面、生活面での環境整備、②東京市場に参加するプレイヤーの育成等の施策を実施している。</p> <p>このため、「国際金融都市・東京」構想に基づく施策が、スピード感を持って適切に取り組みされているか監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の実績は、計画どおり進捗しているか ・事業実施に伴う委託契約等は、適切に行われているか ・民間事業者等との連携は図られているか (指摘等：該当無) 		

No.3	総務局	発災時における初動体制を中心とした防災対策
<p>【選定理由】</p> <p>東京は、近い将来、首都直下型地震が発生すると懸念されている。また、東京 2020 大会の開催が間近に迫っており、イベント時における防災対策は喫緊の課題である。</p> <p>都では、災害発生時、知事を本部長とする「東京都災害対策本部」を設置し、防災センターにおいて、情報収集や、国、他自治体、関係機関との連携を行いながら、迅速な災害対応を行うこととしている。また、局では、職員の初動体制の確保をはじめ、災害情報システムや防災行政無線等による情報収集・伝達体制の整備を行っている。</p> <p>このため、発災時における初動体制を中心とした防災対策の状況について監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時に防災センター（多摩含む）は、災害対応の中核として機能するか ・発災時に防災倉庫（テレコムセンター・多摩広域防災倉庫）は、防災拠点として機能するか ・発災時に緊急通行車両に必要な燃料が供給できる体制となっているか <p style="text-align: right;">（指摘等：該当無）</p>		
No.4	財務局	未利用の土地・建物の利活用
<p>【選定理由】</p> <p>近年、保育所、障害者支援施設等の施設需要や、老朽化に伴う施設更新の際の移転用地など、都有土地建物の利活用のニーズは高まっている。利活用を迅速に実現していくためには、未利用不動産の情報を集約しマッチングを行う調整機能が重要である。</p> <p>局では、「都有施設等総合管理方針」（平成 29 年 2 月）により財産利活用の実施方針を定め、庁内での利活用促進のための仕組みを整備するほか、区市町村や民間への情報提供及び貸付け・売却等を行っている。また、都の施策への協力を条件とする民間事業者への施策連動型貸付といった新しいかたちの利活用も行っている。</p> <p>このため、こうした仕組みが有効に機能し、利活用が効果的になされているか監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な財産利活用を進める仕組みは適切か ・進行管理を適切に行っているか ・財務局所管の用地において行う施策連動型の財産利活用は適正かつ効率的に行っているか <p>【意見・要望：P.61】</p>		

No.5	主税局	固定資産（償却資産）の課税について
<p>【選定理由】</p> <p>固定資産税は市町村税であり、市町村が賦課・徴収事務を行うが、東京 23 区内においては、特例で都税として都が賦課・徴収事務を行っている。</p> <p>過去の定例監査において、固定資産税に係る指摘は多く、償却資産についても一定程度の指摘がなされているが、これらは担当者の確認や認定のミスにより発生しており、今後発生するリスクが高い。また、こうした課税事務の誤りは、納税者（都民）へ直接、かつ継続的に影響を与えるものであることから、ミスの影響度も高い。</p> <p>このため、固定資産（償却資産）の課税事務が適正に行なわれているか監査を行なった。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告された資産が償却資産に該当するものか ・ 資産の取得日、申告日、課税日は適正か ・ 資産の所在地は適正か【指摘：P. 64】 ・ 修正申告等による過年度の修正が適正に行われているか【指摘：P. 65】 ・ 申告漏れ資産の調査は適切に行われているか 		
No.6	生活文化局	在住外国人支援事業
<p>【選定理由】</p> <p>都は、東京 2020 大会を契機に、日本人と外国人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する多文化共生社会の実現を目指している。そのため、局は、東京で暮らす外国人が安心・安全に暮らせる環境を確保するとともに、経済活動や地域活動への積極的な参加を促すため、日本語等の教育支援、生活全般に関する情報提供や相談事業などの民間団体による都内在住外国人への支援事業に対して助成を行っている。</p> <p>このため、こうした民間団体への支援を通じて都内在住外国人の社会参加に向けた取組が普及しているかなど、その状況等を確認するため、監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に係る助成手続(事業周知、要件審査等)は適切か ・ 効果検証を行っているか ・ 在住外国人の社会参加に向けた支援への取組が広く波及しているか <p style="text-align: right;">(指摘等：該当無)</p>		

No.7	オリンピック・パラリンピック準備局	共同実施事業に係る支出
<p>【選定理由】</p> <p>東京 2020 大会の経費については、都、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、国及び競技会場が所在する自治体の四者により「東京 2020 大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」が合意された。この合意に基づき、都及び国等で負担する資金を使用して実施する事業（以下「共同実施事業」という。）に関して、コスト管理と執行統制等の観点から、都、組織委員会、国の三者間により、共同実施事業管理委員会（以下「管理委員会」という。）が設立されている。また、都と組織委員会では、共同実施事業に係る事業実施協定及び年度協定を締結しており、管理委員会で経費等について協議を行った後に、両協定に基づき、都等の負担金を組織委員会に支出している。</p> <p>組織委員会が平成 30 年 12 月に発表した東京 2020 大会経費 V 3（バージョン 3）によれば、大会経費 1 兆 3,500 億円のうち、都の負担は 6,000 億円（組織委員会：6,000 億円、国：1,500 億円）となっている。</p> <p>都は、大会準備に万全を期すことは当然であるが、この負担金額の枠内に収まるよう経費縮減に取り組むことが求められている。</p> <p>このため、共同実施事業に係る支出が協定等に基づき、適切な負担となっているか監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理委員会は有効に機能しているか ・管理委員会にかかる各種契約に対する都側の審査は適切か ・協定に基づく支払は適切か <p style="text-align: right;">(指摘等：該当無)</p>		

No.8	都市整備局	木密地域不燃化 10 年プロジェクト
<p>【選定理由】</p> <p>都は、首都直下地震の切迫性等を踏まえ、東京の最大の弱点である、木造住宅密集地域（木密地域）の改善を一段と加速する必要があることから、平成 24 年に実施方針を策定し、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」に取り組んでいる。</p> <p>実施方針では、「特に甚大な被害が想定される整備地域（約 7,000ha）を対象に、10 年の重点的・集中的な取組を実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにする。」として、令和 2 年度までに、①市街地の不燃化により延焼による焼失ゼロ（不燃領域率（注 1）70%）を実現、②延焼遮断帯となる主要な都市計画道路を 100%整備するとの目標を掲げている。</p> <p>計画終了まで残り 2 年となる中、首都直下地震の切迫性を踏まえると、計画の推進を一段と加速する必要があるとあり、局が考える今後の施策の着実な実行はもとより、地区の状況を踏まえメリハリをつけた更なる支援の検討が不可欠である。</p> <p>このため、目標達成に向けた局の取組状況等を検証する必要があることから、事業の進行管理の状況、対策は適正に行われているか監査を行った。</p> <p>（注 1）市街地の燃えにくさを表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出する。本指標が 70%を超えると、市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値に対する進捗状況について、現状把握、原因分析、対策等は適切に行われているか ・ 不燃化推進特定整備地区制度（注 2）に基づき認定した区の整備プログラムについて、区に対する補助を始め、事業の進行管理、指導等は適切に行われているか ・ 局が整備している特定整備路線について、事業の進行管理等は適切に行われているか ・ 事業執行に関する契約手続は適切に行われているか【指摘：P. 87、88】 <p>（注 2）「防災都市づくり推進計画」で定める整備地域の中で特に重点的・集中的に改善を図る地区を指定し都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度</p>		

No.9	環境局	スマートエネルギー都市の実現
<p>【選定理由】</p> <p>地球温暖化に伴う気候変動が進行し、脱炭素型エネルギー社会への転換を図ることが不可欠となる中、局は、低炭素・快適性・防災力の3つを兼ね備えたスマートエネルギー都市の実現を目指し、省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進や再生可能エネルギーの導入拡大などに向け様々な事業を実施している。</p> <p>これらの事業は、二酸化炭素の排出制約が強まる中であっても都市機能の維持成長を可能とすることを目的としており、社会経済環境に影響を与える重要な事業である。</p> <p>このことから、今回の監査では、社会的注目度などを勘案し、①産業部門・業務部門対策の「中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業」、②家庭部門対策の「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」、③運輸部門対策の「次世代タクシーの普及促進事業」の3事業を抽出し、事業の進捗管理が適切に行われているか、事業の効果検証が適切に行われているかなどについて監査を行った。</p> <p>また、上記事業は、公益財団法人東京都環境公社に出えん・委託して事業を実施していることから、公社への統制が適切に行われているかなどについても監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成に向けて、計画の進捗管理は適切に行なわれているか ・ 出えんや補助金・助成金に関する事務手続は適切に行われているか ・ 事業の効果検証は適切に行われているか <p style="text-align: right;">(指摘等：該当無)</p>		

No.10	福祉保健局	障害者差別解消に向けた取組
<p>【選定理由】</p> <p>都は、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（平成 30 年東京都条例第 86 号）を制定し、民間事業者に対しても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律 65 号）では努力義務としている合理的配慮（注 1）の提供を義務付けている。また、同条例では、「情報保障の推進（注 2）」をはじめとする都が取り組むべき施策についても規定している。</p> <p>このことから、障害者が参画しやすい社会の実現に向けて、局による民間事業者への啓発をはじめとした取組の検討・実施状況について、監査を行った。</p> <p>また、局による職員向けの障害者配慮に関する情報の普及啓発状況や、窓口事業、広報物等における障害者配慮の実態についても監査を行った。</p> <p>（注 1）障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすること。</p> <p>（注 2）障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるよう、代替手段（手話・筆談等）の提供等必要な施策を講ずること。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動、相談体制の整備等の取組の検討・実施状況の確認 ・ 行政サービスにおける障害者への配慮について、局が庁内職員に対して行う普及啓発の状況の確認 ・ 局の窓口事業における障害者配慮の実態の確認 ・ 局が行う広報内容における情報保障等の障害者配慮の実態の確認 <p style="text-align: right;">（指摘等：該当無）</p>		
No.11	病院経営本部	医薬品等の共同購入
<p>【選定理由】</p> <p>本部では、平成 18 年度から材料費の抑制に向けた取組の一つとして、医薬品等のうち、病院で共通して使用するものについて、本部で集約して契約する「共同購入」を行っている。また、本部は、「都立病院新改革実行プラン 2018」（平成 30 年 3 月策定、計画期間：平成 30 年度から令和 5 年度まで）において、新規患者の積極的な受入れ等による収益の確保だけでなく、費用の削減に向けた主な取組として、共同購入の拡充を挙げている。</p> <p>病院運営に当たって、医薬品等の材料費を節減し、経営力の強化を図っていくことは重要な課題であることから、医薬品等の共同購入の取組状況について監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スケールメリットを生かした仕組みとなっているか ・ 費用節減の効果検証は行われているか ・ 契約事務等は適切に行われているか【指摘：P. 99】 		

No.12	産業労働局	グローバル・ベンチャー創出プラットフォーム事業
<p>【選定理由】</p> <p>局は、「2020年に向けた実行プラン」にある「世界に羽ばたくベンチャー企業の創出」の取組として、グローバル・ベンチャー創出プラットフォーム事業（平成29年度から令和元年度まで）を実施しており、海外展開を行えるグローバル・ベンチャー企業の創出に向けて、企業支援を行っている。</p> <p>これは、都内の起業事業者と国内外の大企業等とのマッチングを通じて、起業事業者が海外展開を行う際に必要となるビジネスパートナーを確保するものである。</p> <p>本事業は、委託契約により行っているが、2か年事業であり、契約金額も3億6,512万余円と大きいことから、契約は適正に行われているか、委託の効果は発揮されているかなどの観点により監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約は適切か ・参加ベンチャー企業の募集、選定に当たっての公正性は確保されているか ・マッチング実績は、何者あるか、参加した各ベンチャー企業は、海外展開を果たしているか ・参加ベンチャー企業へのフォローアップはあるか <p style="text-align: right;">(指摘等:該当無)</p>		
No.13	中央卸売市場	豊洲市場移転に係る各事業の実施状況
<p>【選定理由】</p> <p>豊洲市場は、築地市場の移転により平成30年10月11日に開場した。豊洲市場への移転に係る事業は、①移転作業の準備及び実施、②都民及び事業者への情報提供・苦情対応、③豊洲市場の設備の稼働状況の監視、④築地市場の跡地管理である。</p> <p>本事業は、都民の関心が高いことから、都が実施した移転に係る各事業が円滑に進められたか監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転作業は円滑に行われたか ・情報提供及び苦情対応は適時・適切に行われたか【指摘:P.106、107】 ・豊洲市場の設備は適切に稼働しているか ・築地市場の跡地管理は適切に行われているか 		

No.14	建設局	「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく施設整備
<p>【選定理由】</p> <p>今後発生が予想される大地震や津波等に対して東京をより安全で安心な都市とするためには、東部低地帯の河川において着実な対策を講じていくことが不可欠である。</p> <p>局は、東日本大震災を踏まえ、最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、平成 24 年 12 月に「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、10 か年（平成 24 年度から令和 3 年度まで）で防潮堤、護岸、水門等の河川施設の耐震・耐水対策を進めることとしている。</p> <p>計画終了まで残り 3 年となる中、計画全体の進捗状況や整備計画自体が時宜に適ったものとなっているかについて確認するとともに、工事監査とは別の工事・設計契約等について監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国等から新たな指針等が出た場合、計画に反映されているか ・ 計画進捗の P D C A サイクルは適切に機能しているか ・ 計画の目的に適った設計・仕様となっているか ・ 特記仕様書が、契約で行うべき業務を明確に指示しているか ・ 業者選定方法が適切か ・ 工事変更等の手続は適正か ・ 仕様書どおりの施工になっているか ・ 契約の成果物は、仕様書等の内容と一致しているか ・ 検査が適正に行われているか <p style="text-align: right;">(指摘等:該当無)</p>		

No.15	港湾局	東京港の港湾施設の維持・管理
<p>【選定理由】</p> <p>東京港は、都のみならず首都圏の生活と産業を支える重要な物流拠点である。</p> <p>また、東京 2020 大会を控え、物流の増加が見込まれているほか、大会直前には東京国際クルーズターミナルが開業するなど、海と陸との結節点としての東京港の重要性はますます増大している。</p> <p>こうしたことから、安全・安心で効率的な人・物の流れが確保できているか等を確認する必要があるため、局が管理運営を行っている港湾施設（主に岸壁・栈橋・上屋）の維持管理について監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁・栈橋に係る維持・管理は適切か【指摘：P. 118、121】 ・上屋に係る維持管理は適切か【指摘：P. 120】 ・港湾施設警備は適切か ・特定外来生物（ヒアリ等）への対策は適切に行われているか 		

No.16	会計管理局	新公会計制度に関する情報発信
<p>【選定理由】</p> <p>都は、平成 18 年 4 月から従来の官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新たな公会計制度を導入し、作成した財務諸表を決算参考書として公表している。</p> <p>また、制度の活用促進へ向け、都内区市町村に対する支援・助言や、都と同様の新公会計制度を導入した地方公共団体と連携し、全国への情報発信等を行っている。一方、総務省は、全国の地方公共団体に対し、「統一的な基準」による財務書類の整備を要請しており、都においても、「統一的な基準」による財務書類を平成 30 年度末に公表している。</p> <p>こうした中、全国に先駆けて導入した本制度は導入から 10 年余りが経過するとともに、総務省の「統一的な基準」による財務書類の作成への対応も必要となり、新たな局面を迎えている。</p> <p>このため、制度運用及び各局での活用促進に当たって、局が果たすべき役割のうち、対外的・対内的な情報発信について、効率的かつ効果的に行われているかについて監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の庁内への浸透に向けて情報発信は適切に行われているか ・「統一的な基準」に対応する事務等は適切に行われているか ・財務諸表の活用に向けた支援が行われているか【意見・要望：P. 131、133】 		

No.17	東京消防庁	建物の火災予防業務
<p>【選定理由】</p> <p>建物の火災を予防するためには、建物の所有者等に消防用設備を設置させることはもとより、それらの設備の点検結果を消防署長に報告（消防用設備等点検報告）させることが重要である。また、火災による人命危険が高いとされる一定規模の建物の管理権限を有する者に、消防法令上の遵守状況について点検結果を消防署長に報告（防火対象物点検報告）させることも重要である。</p> <p>このため、各消防署等の両報告に係る状況把握や対応等について監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各点検報告の状況把握、原因分析は適切に行われているか ・原因分析に基づき、適切な対処は行われているか【意見・要望：P. 136】 ・各業務について、本庁の指導は適切に行われているか 		
No.18	交通局	バス運行時における利用者の安全管理
<p>【選定理由】</p> <p>局では、都営交通に安心して乗車していただくため、安全管理規程に基づき、各種訓練の実施等、様々な安全対策を実施している。都営バスにおいては、事故防止研修等を実施するなど、乗務員の安全教育に努めている。</p> <p>また、事故発生時等において迅速に対応できるよう、バス車両と営業所等に音声無線設備を導入したり、各種訓練を実施するなどして、利用者の安全・安心の確保を図っている。</p> <p>都営バスの安全管理については都民の関心が高いことから、バス運行時における安全対策が着実に実施されているかなどについて監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止対策は適切に図られているか【指摘：P. 138】 ・事故対応は円滑に行われているか ・バス乗務員の運転技術向上に向けた取組は適切に図られているか【指摘：P. 139】 		

No.19	水道局	排水管の耐震継手化
<p>【選定理由】</p> <p>局は、阪神・淡路大震災において、配水管の継手部分が外れて多くの断水が発生したことを踏まえ、耐震継手管への取替事業を進めている。</p> <p>本事業は、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、断水被害を軽減することを目的としており、都民のみならず国民全体の生活及び社会経済活動を維持する上で重要な事業である。</p> <p>局は、防災拠点や主要な駅などへの供給ルートを優先して計画的に本事業を推進していくとしていることから、計画の進捗状況を確認し、効果的かつ効率的に事業が行われているかなどについて監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成に向けて、計画の進捗管理は適切に行われているか ・ 工事は効率的かつ経済的に行われているか ・ 工事の起工から支払までの事務手続は適切に行われているか <p style="text-align: right;">(指摘等:該当無)</p>		
No.20	下水道局	未稼働下水道施設の検証
<p>【選定理由】</p> <p>下水道事業では、下水の排水から汚泥処理までを行うために、各種施設を整備している。区部においては、下水道施設は100%概成している状態にあるものの、局は、局地集中豪雨などに対する雨水排除能力の向上や老朽化した管渠<small>かんきよ</small>の再構築などのため、処理施設の整備を継続して行っている。</p> <p>一方、平成29年度決算審査において、昭和50年度から平成12年度までに取得した固定資産で、未稼働であるとして建設仮勘定に計上しているものが201件あった。この中には、内容が不明なもの、計上額の算定根拠が不明なものなどが10件含まれていた。</p> <p>そこで、未稼働の下水道施設について、未稼働の理由、整備の妥当性及び今後の利用可能性について監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未稼働の理由は合理的か ・ 整備内容は妥当であったか ・ 今後の利用可能性はあるか 【指摘:P.153】 		

No.21	教育庁	グローバル人材育成（JET青年、給付型奨学金）
<p>【選定理由】</p> <p>庁では、グローバル人材育成の取組として、外国人とのコミュニケーションの前提となる「使える英語力」の育成や、豊かな国際感覚の醸成などを目的に、平成27年度から、定時制単独校を除く全ての都立高校189校で、239人のJETプログラム（注）による英語等指導助手（JET青年）を配置している。</p> <p>また、庁は、「誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現」を掲げ、平成29年度から、都立高校等に対し、語学合宿費や英語検定費等学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を対象とした給付型奨学金制度を実施しているが、執行率は低調であった。</p> <p>都立高校では、JETプログラムを活用し、日常の授業はもとより、部活動や学校行事等を通じ、生徒の英語力の伸長や国際理解の深化を図っているが、JET青年を通じ、国際交流や語学力の向上に関心を高めた生徒に対して、家庭の経済状況にかかわらず学びの参加機会を確保するためには、給付型奨学金制度との連携も重要である。</p> <p>このため、都立高校等におけるJET青年及び給付型奨学金制度の活用状況や、両事業の英語教育における連携に向けた取組について監査を行った。</p> <p>（注）外国語教育の充実、地域レベルの国際交流の進展を図ることを目的とした、語学指導等を行う海外青年招致事業：The Japan Exchange and Teaching Programme</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の語学に対する意欲向上につながる取組が行われているか ・給付型奨学金が効果的に活用されているか ・上記両事業が連携して効果的に行われているか <p style="text-align: right;">（指摘等：該当無）</p>		

No.22	警視庁	生活道路等における安全で円滑な道路交通環境の整備
<p>【選定理由】</p> <p>庁では、第10次東京都交通安全計画（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）において、交通事故による死者数を161人（平成27年）から125人以下（令和2年）に減少させる目標を掲げている。また、同計画では、交通事故による死者数が全体では減少しているにもかかわらず、生活道路と言われる幅員5.5m未満の幅の狭い道路では増加しているとの分析結果が示されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、庁は、管内の住宅地域や学校周辺などの生活道路におけるゾーン規制等を推進するとしており、平成23年から「ゾーン30（注）」の整備を行っている。「ゾーン30」については、令和2年度までに339か所を整備するとし、ゾーンの指定や道路標識の設置を行うほか、道路管理者に対して注意喚起のためのカラー舗装の整備等を要請するとしている。</p> <p>このため、「ゾーン30」の整備が適切に推進されているかなどについて監査を行った。</p> <p>（注）生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けの抑制を図る生活道路対策</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画は適切か ・整備の進捗状況は適切か ・整備の効果について検証を行っているか ・整備の周知を適切に行っているか <p style="text-align: right;">（指摘等：該当無）</p>		

No.23	選挙管理委員会事務局	選挙に関する若年層への常時啓発
<p>【選定理由】</p> <p>平成 27 年の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正により、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたが、各種選挙における 10 代・20 代の投票率は低い傾向にあり、若年層を対象とした常時啓発は重要性が増している。</p> <p>局では、選挙時に投票を呼び掛ける選挙時啓発のほか、選挙の意義や重要性への理解を深めるためのポスターコンクール、学習冊子の作成・配布、選挙出前授業・模擬選挙等の常時啓発を実施している。</p> <p>選挙に関する常時啓発は、日頃から選挙・政治に対する関心を持つ機会を作り、選挙の際には、棄権することなく投票に行くという行動につなげていくために重要な事業である。</p> <p>このため、若年層への常時啓発が、効率的・効果的に行われているかなどについて監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発手法の選定は適切か ・効果検証等を行い、見直しが行われているか ・関係機関等との連携は適切に行われているか ・契約手続は規程等に沿って、適正に行われているか。 ・仕様書どおりの内容で履行されているか <p style="text-align: right;">（指摘等：該当無）</p>		
No.24	議会局	都議会における情報発信
<p>【選定理由】</p> <p>都議会では、「開かれた都議会」の実現に向け、都民に都議会を身近に感じてもらうことを目的として、広報誌、テレビ、ホームページ等、様々な媒体を用いて情報発信を行っている。</p> <p>局が行っている情報発信は、都議会の重要性について都民の理解を深めるために重要な事業である。</p> <p>このため、これらの情報発信が、経済的・効率的・効果的に行われているかについて監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の内容、手段等は適切であるか ・契約手続は、契約関係規程等に沿って適切に行われているか【指摘：P. 172】 ・効果測定等を行い、検証結果に基づいて見直しを行っているか【意見・要望：P. 173】 		

(別表1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	平成31年4月18日及び19日	
2	都民安全推進本部 (注1)	令和元年5月10日、14日及び17日	
3	戦略政策情報推進本部 (注2)	令和元年5月10日、13日及び16日	
4	総務局 (注3)	令和元年5月7日から17日まで	
5	財務局	平成31年4月8日から15日まで	令和元年6月12日及び13日
6	主税局	平成31年2月1日から3月4日まで	令和元年5月30日及び31日
7	生活文化局	平成31年1月8日から28日まで	令和元年5月30日及び31日
8	リハビリテーション準備局	令和元年5月9日及び同月24日から6月3日まで	
9	都市整備局	平成31年4月7日から令和元年5月10日まで	令和元年6月6日
10	住宅政策本部 (注4)	平成31年4月8日から令和元年5月10日まで	
11	環境局	平成31年4月9日から23日まで	令和元年6月12日及び13日
12	福祉保健局 (注3)	令和元年5月16日から6月7日まで	
13	病院経営本部	平成31年4月19日から令和元年5月16日まで	
14	産業労働局	令和元年5月13日から29日まで	
15	中央卸売市場	平成31年1月9日から24日まで	
16	建設局	平成31年2月7日から3月7日まで	令和元年6月6日及び7日
17	港湾局	平成31年4月5日から26日まで	令和元年6月6日及び7日
18	会計管理局	平成31年2月18日から25日まで	令和元年6月12日及び13日
19	東京消防庁	平成31年1月15日から2月6日まで	令和元年6月6日及び7日
20	交通局	平成31年4月5日から23日まで	
21	水道局	平成31年1月10日から2月12日まで	令和元年6月12日及び13日
22	下水道局	平成31年1月11日から2月6日まで	令和元年6月6日及び7日
23	教育庁 (注3)	平成31年4月24日から令和元年5月22日まで	
24	警視庁	平成31年4月8日から18日まで	令和元年5月30日及び31日
25	選挙管理委員会事務局	令和元年6月4日及び5日	
26	人事委員会事務局	令和元年7月23日	
27	監査事務局	令和元年7月24日	
28	労働委員会事務局	令和元年7月17日	
29	収用委員会事務局	令和元年7月16日	
30	議会局	平成31年2月19日、21日及び25日	令和元年6月13日

(注1) 平成31年4月1日に青少年・治安対策本部から改組

(注2) 平成31年4月1日に政策企画局及び総務局の事業の一部を移管し設置

(注3) 三宅支庁管内の事業所は令和元年5月13日から16日まで、小笠原支庁は平成31年2月27日から同年3月1日まで

(注4) 平成31年4月1日に都市整備局の事業の一部を移管し設置

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、政策調整部、計画部、外務部	4
2	都民安全推進本部	総合推進部	1
3	戦略政策情報推進本部	戦略事業部、ICT推進部	2
4	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	9 三宅支庁、小笠原支庁
5	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
6	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5 港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、都税総合事務センター
7	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6 消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ
8	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、計画推進部、パラリンピック部、大会施設部、スポーツ推進部	5
9	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、基地対策部	6 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所
10	住宅政策本部	住宅企画部、都営住宅経営部	2 東部・西部各住宅建設事務所
11	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5 多摩環境事務所

No.	局	本庁の部	事業所	
12	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9 広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、西多摩・多摩府中・島しょ各保健所、島しょ保健所三宅出張所、西多摩福祉事務所、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、北・多摩・江東・八王子・立川各児童相談所、女性相談センター、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、健康安全研究センター	26
13	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2 広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター	8
14	産業労働局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	6 農業振興事務所（中央・西多摩・南多摩各農業改良普及センターを含む。）、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター国分寺事務所、労働相談情報センター八王子事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、東京障害者職業能力開発校	17
15	中央卸売市場	管理部、事業部	2 豊洲（築地）・食肉・大田・淀橋・豊島・板橋・葛西各市場	7
16	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	16
17	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所	4
18	会計管理局	管理部	1	

No.	局	本庁の部	事業所	
19	東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部、リハビリ・パ・リハビリ・ク競技大会対策本部	9 京橋・高輪・品川・成城・四谷・新宿・小石川・本郷・日本堤・荒川・金町・葛西・立川・昭島・国分寺・西東京・青梅・奥多摩・石神井各消防署、 <u>装備工場</u> 消防学校、消防技術安全所	22
20	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7 研修所、自動車工場、荒川電車営業所、総合指令所、都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島・清澄各乗務管理所、小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川各自動車営業所、北自動車営業所練馬支所、大島車両検修場、電気総合管理所、新宿線・大江戸線各電気管理所、発電事務所、地下鉄改良工事事務所、馬込・木場各保線管理所	25
21	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、港・文京・墨田・江戸川・荒川・世田谷(太子堂分室)・目黒・練馬・北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、羽村取水管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・砧・長沢・三園各浄水場、東部・西部各建設事務所	31
22	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部 (北多摩一号・北多摩二号・南多摩・浅川・多摩川上流・八王子・清瀬各水再生センターを含む。)	8 中部下水道事務所(芝浦水再生センターを含む。)、北部下水道事務所(三河島水再生センターを含む。)、東部第一下水道事務所(砂町水再生センター、東部スラッジプラント及び有明水再生センターを含む。)、東部第二下水道事務所(中川・小菅・葛西各水再生センターを含む。)、西部第一下水道事務所(落合・中野各水再生センターを含む。)、西部第二下水道事務所(みやぎ・新河岸・浮間各水再生センターを含む。)、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター(南部スラッジプラントを含む。)、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所	24

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No	局	本庁の部	事業所	
23	教育庁 (注2)	総務部、都立学校教育部、 地域教育支援部、指導部、 人事部、福利厚生部	6 三宅出張所、東部・中部・西部各学校経営 支援センター、多摩教育事務所、教職員研 修センター、教育相談センター、中央図書 館、 一橋・晴海総合・本所・両国・橘・城東・ 深沢・園芸・世田谷泉・鷺宮・中野工業・ 稔ヶ丘・杉並工業・豊島・石神井・田柄・ 光丘・練馬工業・足立新田・足立東・淵江・ 荒川商業・江戸川・小松川・篠崎・翔陽・ 八王子拓真・松が谷・八王子桑志・多摩・ 青梅総合・府中工業・調布南・東村山・東 村山西・国分寺・狛江・久留米西・東久留 米総合・五日市・瑞穂農芸・神津各高等学 校、両国高等学校附属中学校、小石川・桜 修館各中等学校、小平・七生・清瀬・墨東・ 大泉・王子・足立・石神井・田園調布・八 王子・八王子東各特別支援学校、立川ろう 学校、多摩桜の丘・久我山青光・武蔵台各 学園	68
24	警視庁 (注3)	総務部、警務部、交通部、 警備部、地域部、公安部、 刑事部、生活安全部、組織 犯罪対策部	9 麴町・神田・月島・大井・蒲田・東京空港・ 北沢・牛込・中野・杉並・富坂・巢鴨・浅 草・尾久・向島・葛西・東大和・調布・福 生・南大沢・滝野川・王子・板橋・光が丘 各警察署	24
25	選挙管理委員 会事務局		1	
26	人事委員会 事務局	任用公平部、試験部	2	
27	監査事務局		1	
28	労働委員会 事務局		1	
29	収用委員会 事務局		1	
30	議会局	管理部、議事部、調査部	3	

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。

(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

上記のほか、以下の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
交通局	株式会社はとバス
水道局	株式会社PUC
	東京水道サービス株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

(別表3) 指摘事項、意見・要望事項一覧(局別)

局名	No.	重点		区分	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	頁
		全庁	局別			
都民安全推進本部	1		○	契約(その他)	履行状況に応じた契約変更を行うべきもの	59
財務局	2		○	財産管理	※施策連動型の財産利活用について	61
	3			財産管理	※財産をより適切に管理するための巡回等実績の把握について	62
主税局	4		○	都税	特別区外の償却資産について課税徴収した固定資産税を還付すべきもの	64
	5		○	都税	過年度分の固定資産税(償却資産)を課税すべきもの	65
	6			都税	(固定資産税及び都市計画税を課税する際の一画地の認定について)隣接する二筆以上の土地を一画地として認定すべきもの	65
	7			都税	(固定資産税及び都市計画税を課税する際の一画地の認定について)隣接する二筆以上の土地を一画地として認定すべきでないもの	68
	8			都税	固定資産税の課税に当たって土地の用途の認定を適正に行うべきもの	72
	9			都税	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	73
生活文化局	10	○		補助金等	東京都国際交流委員会事業運営費補助金の交付を適切に行うべきもの	75
	11			債権管理	育英資金に係る滞納整理事務を効果的かつ効率的に行うべきもの	76
	12			契約(仕様・積算)	手数料徴収事務委託の積算を適切に行うべきもの	77
	13			契約(仕様・積算)	旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行うべきもの	78
	14			契約(仕様・積算)	公演委託の積算を適切に行うべきもの	78
	15			契約(履行確認)	配送業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	80
	16			情報管理	保有個人情報取扱事務の届出を適正に行うべきもの	81
	17	○		補助金等	※東京都国際交流委員会に対する補助事業について	82
オリンピック・パラリンピック準備局	18			契約(仕様・積算)	早期の検討に基づきグッズを購入すべきもの	84
	19			契約(仕様・積算)	(被災地メディアツアーについて)参加者数の把握を徹底すべきもの	85
	20			契約(その他)	(被災地メディアツアーについて)契約変更を適切に行うべきもの	86
都市整備局	21		○	契約(仕様・積算)	セミナー実施業務委託に係る契約目途額及び契約変更金額の積算を適切に行うべきもの	87
	22		○	情報管理	用地取得業務に係る引継ぎに関して、必要な事項等を定め適切に行うべきもの	88
環境局	23			契約(仕様・積算)	印刷内容の更新を適切に行うべきもの	90
	24			契約(その他)	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	91
	25			物品管理	保護具の管理を適正に行うべきもの	92

局名	No.	重点		区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
		全庁	局別			
福祉保健局	26			情報管理	厳格管理情報の管理を適正に行うよう各部・所を適切に指導すべきもの	93
	27			契約 (その他)	在庫管理を徹底し、試薬等の購入を適切に行うべきもの	95
	28			物品管理	消火器の交換等の対応を適正に行うべきもの	96
	29			物品管理	※災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用資器材等である手袋について	97
病院経営本部	30		○	物品管理	物流管理等業務委託における棚卸の差異の把握等を行うべきもの	99
	31			契約 (その他)	契約事務を適正に行うとともに、契約手続に係る内部統制が機能するよう改善すべきもの	100
産業労働局	32			契約 (その他)	江戸東京野菜の栄養分析委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの	102
	33			契約 (その他)	清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの	103
中央卸売市場	34	○		補助金等	要綱の制定又は協定の締結に当たり重要な事項について漏れなく記載すべきもの	105
	35		○	その他	(構内事故及び苦情対応事務について) 構内事故対応事務を適切に行うべきもの	106
	36		○	その他	(構内事故及び苦情対応事務について) 苦情等対応事務を適切に行うべきもの	107
	37			契約 (履行確認)	システム改修における受託者に対する進行管理を適切に行うべきもの	109
	38			契約 (履行確認)	衛生器具設置工事の履行確認を適正に行うべきもの	110
	39			会計処理 (歳出)	廃棄物処理事業に対する負担金の交付決定を適正に行うべきもの	111
建設局	40			債権管理	土地占用料の納付の督促に係る事務を適正に行うべきもの	113
	41			契約 (仕様・積算)	新労務単価による契約金額の変更を適正に行うべきもの	115
	42			財産管理	支障木等の対応について適正に行うべきもの	117
港湾局	43		○	契約 (その他)	腐食調査委託に係る契約変更の手続を適正に行うべきもの	118
	44		○	財産管理	上屋の使用が適正に行われるよう使用許可受者への指導を適切に行うべきもの	120
	45		○	財産管理	東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の点検診断を適正に行うべきもの	121
	46			契約 (その他)	複数単価契約における指示を適正に行うべきもの	123
	47			契約 (その他)	経済性を考慮して契約を発注すべきもの	124
	48			契約 (仕様・積算)	海底の状況を把握した上で護岸の耐震化工事を行うべきもの	126
	49			債権管理	契約違約金等の債権管理を適正に行うべきもの	129
会計管理局	50		○	会計処理 (歳出)	※イベント開催経費に係る負担の取決めについて	131
	51		○	その他	※新公会計制度の活用促進に向けた各局への情報発信について	133

局名	No.	重点		区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
		全庁	局別			
東京消防庁	52			契約 (仕様・積算)	チェック機能を有効に働かせ、契約業務を適切に行うべきもの	135
	53		○	その他	※防火対象物点検報告の促進について	136
交通局	54		○	その他	連絡応急車を運転する職員の運転免許を定期的に確認すべきもの	138
	55		○	その他	計画に基づき、受講管理、指導を適切に行うべきもの	139
	56			契約 (その他)	空気調和装置の保守作業等業務委託を適切に行うべきもの	140
	57			契約 (履行確認)	寝具類の賃貸借契約を適切に行うべきもの	142
	58			契約 (履行確認)	都営地下鉄等の案内業務委託を適切に行うべきもの	144
水道局	59			歳入 (その他)	検針区分に係る事務を適切に行うべきもの	146
	60			債権管理	債権管理台帳に必要な情報を記載するよう求めるべきもの	147
	61			契約 (その他)	機械警備委託契約の更新に向けて事業所を適切に指導すべきもの	148
	62			財産管理	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	150
	63			その他	※各部の債権管理事務に対する支援について	151
	64			その他	※社会福祉施設の減額制度に係る広報について	152
下水道局	65		○	その他	排水機所の設備更新に係る方針を速やかに検討すべきもの	153
	66			会計処理 (歳入)	公共ます設置の承認工事に係る道路復旧立会費の算出方法を改めるべきもの	155
	67			会計処理 (歳出)	下水道工事における第三者損害の補償事務の事後調査費用の算定を適切に行うべきもの	157
	68			契約 (仕様・積算)	工事に係る設計金額の積算を適正に行うべきもの	159
	69			契約 (その他)	工事変更の決定手続を速やかに行うべきもの	160
教育庁	70			契約 (履行確認)	給食配送業務委託契約に係る履行確認を適切に行うべきもの	161
	71			契約 (履行確認)	受水槽清掃委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行うべきもの	162
	72			契約 (仕様・積算)	災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行うべきもの	163
	73			物品管理	薬品の管理を適切に行うべきもの	164
	74			その他	給食会計事務を適切に行うべきもの	166
	75			その他	(私費負担経費について) 積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきもの	167
	76			その他	(私費負担経費について) 直接負担経費の事務処理手順を定めるべきもの	168
	77			契約 (その他)	※精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法について	170

局名	No.	重点		区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
		全庁	局別			
議会局	78		○	契約 (履行確認)	印刷物の履行確認を適正に行うべきもの	172
	79		○	その他	※都議会討論番組の収録VTRの有効活用について	173

(別表4) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【会計処理(歳入)】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
66			公共ます設置の承認工事に係る道路復旧立会費の算出方法を改めるべきもの	下水道局	155

【債権管理】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
11			育英資金に係る滞納整理事務を効果的かつ効率的に行うべきもの	生活文化局	76
40			土地占用料の納付の督促に係る事務を適正に行うべきもの	建設局	113
49			契約違約金等の債権管理を適正に行うべきもの	港湾局	129
60			債権管理台帳に必要な情報を記載するよう求めるべきもの	水道局	147

【都税】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
4		○	特別区外の償却資産について課税徴収した固定資産税を還付すべきもの	主税局	64
5		○	過年度分の固定資産税(償却資産)を課税すべきもの	主税局	65
6			(固定資産税及び都市計画税を課税する際の一面地の認定について)隣接する二筆以上の土地を一面地として認定すべきもの	主税局	65
7			(固定資産税及び都市計画税を課税する際の一面地の認定について)隣接する二筆以上の土地を一面地として認定すべきでないもの	主税局	68
8			固定資産税等の課税に当たって土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局	72
9			画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	主税局	73

【歳入(その他)】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
59			検針区分に係る事務を適切に行うべきもの	水道局	146

【契約（仕様・積算）】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
12			手数料徴収事務委託の積算を適切に行うべきもの	生活文化局	77
13			旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行うべきもの	生活文化局	78
14			公演委託の積算を適切に行うべきもの	生活文化局	78
18			早期の検討に基づきグッズを購入すべきもの	オリンピック・パラ 림픽準備局	84
19			(被災地メディアツアーについて) 参加者数の把握を徹底すべきもの	オリンピック・パラ 림픽準備局	85
21		○	セミナー実施業務委託に係る契約目途額及び契約変更金額の積算を適切 に行うべきもの	都市整備局	87
23			印刷内容の更新を適切に行うべきもの	環境局	90
41			新労務単価による契約金額の変更を適正に行うべきもの	建設局	115
48			海底の状況を把握した上で護岸の耐震化工事を行うべきもの	港湾局	126
52			チェック機能を有効に働かせ、契約業務を適切に行うべきもの	東京消防庁	135
68			工事に係る設計金額の積算を適正に行うべきもの	下水道局	159
72			災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行うべきもの	教育庁	163

【契約（履行確認）】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
15			配送業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	生活文化局	80
37			システム改修における受託者に対する進行管理を適切に行うべきもの	中央卸売市場	109
38			衛生器具設置工事の履行確認を適正に行うべきもの	中央卸売市場	110
57			寝具類の賃貸借契約を適切に行うべきもの	交通局	142
58			都営地下鉄等の案内業務委託を適切に行うべきもの	交通局	144
70			給食配送業務委託契約に係る履行確認を適切に行うべきもの	教育庁	161
71			受水槽清掃委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行うべきもの	教育庁	162
78		○	印刷物の履行確認を適正に行うべきもの	議会局	172

【契約（その他）】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名	頁
1	○	履行状況に応じた契約変更を行うべきもの	都民安全推進本部	59
20		（被災地メディアツアーについて） 契約変更を適切に行うべきもの	オリンピック・パラ 림픽準備局	86
24		随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	環境局	91
27		在庫管理を徹底し、試薬等の購入を適切に行うべきもの	福祉保健局	95
31		契約事務を適正に行うとともに、契約手続に係る内部統制が機能するよう改善すべきもの	病院経営本部	100
32		江戸東京野菜の栄養分析委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの	産業労働局	102
33		清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの	産業労働局	103
43	○	腐食調査委託に係る契約変更の手続を適正に行うべきもの	港湾局	118
46		複数単価契約における指示を適正に行うべきもの	港湾局	123
47		経済性を考慮して契約を発注すべきもの	港湾局	124
56		空気調和装置の保守作業等業務委託を適切に行うべきもの	交通局	140
61		機械警備委託契約の更新に向けて事業所を適切に指導すべきもの	水道局	148
69		工事変更の決定手続を速やかに行うべきもの	下水道局	160
77		※精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法について	教育庁	170

【会計処理（歳出）】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名	頁
39		廃棄物処理事業に対する負担金の交付決定を適正に行うべきもの	中央卸売市場	111
50	○	※イベント開催経費に係る負担の取決めについて	会計管理局	131
67		下水道工事における第三者損害の補償事務の事後調査費用の算定を適切に行うべきもの	下水道局	157

【補助金等】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名	頁
10	○	東京都国際交流委員会事業運営費補助金の交付を適切に行うべきもの	生活文化局	75
17	○	※東京都国際交流委員会に対する補助事業について	生活文化局	82
34	○	要綱の制定又は協定の締結に当たり重要な事項について漏れなく記載すべきもの	中央卸売市場	105

【財産管理】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
2		○	※施策連動型の財産利活用について	財務局	61
3			※財産をより適切に管理するための巡回等実績の把握について	財務局	62
42			支障木等の対応について適正に行うべきもの	建設局	117
44		○	上屋の使用が適正に行われるよう使用許可受者への指導を適切に行うべきもの	港湾局	120
45		○	東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の点検診断を適正に行うべきもの	港湾局	121
62			視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	水道局	150

【物品管理】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
25			保護具の管理を適正に行うべきもの	環境局	92
28			消火器の交換等の対応を適正に行うべきもの	福祉保健局	96
29			※災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用資器材等である手袋について	福祉保健局	97
30		○	物流管理等業務委託における棚卸の差異の把握等を行うべきもの	病院経営本部	99
73			薬品の管理を適切に行うべきもの	教育庁	164

【情報管理】

No.	重点		指摘事項件名	局名	頁
	全庁	局別			
16			保有個人情報取扱事務の届出を適正に行うべきもの	生活文化局	81
22		○	用地取得業務に係る引継ぎに関して、必要な事項等を定め適切に行うべきもの	都市整備局	88
26			厳格管理情報の管理を適正に行うよう各部・所を適切に指導すべきもの	福祉保健局	93

【その他】

No.	重点		指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名	頁
	全庁	局別			
35		○	（構内事故及び苦情対応事務について） 構内事故対応事務を適切に行うべきもの	中央卸売市場	106
36		○	（構内事故及び苦情対応事務について） 苦情等対応事務を適切に行うべきもの	中央卸売市場	107
51		○	※新公会計制度の活用促進に向けた各局への情報発信について	会計管理局	133
53		○	※防火対象物点検報告の促進について	東京消防庁	136
54		○	連絡応急車を運転する職員の運転免許を定期的に確認すべきもの	交通局	138
55		○	計画に基づき、受講管理、指導を適切に行うべきもの	交通局	139
63			※各部の債権管理事務に対する支援について	水道局	151
64			※社会福祉施設の減額制度に係る広報について	水道局	152
65		○	排水機所の設備更新に係る方針を速やかに検討すべきもの	下水道局	153
74			給食会計事務を適切に行うべきもの	教育庁	166
75			（私費負担経費について） 積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきもの	教育庁	167
76			（私費負担経費について） 直接負担経費の事務処理手順を定めるべきもの	教育庁	168
79		○	※都議会討論番組の収録VTRの有効活用について	議会局	173

第5 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成30年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び16特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和元年8月5日及び6日
- ② 東京都財務諸表 令和元年8月20日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調書」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）
 - ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）
- (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の検証
 - 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財務諸表間の整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、監査対象とした25局中15局で問題点が認められた。例えば、公有財産や債権の計上誤りが13局で127億余円、収入未済等の計上誤りが5局で581万余円あったほか、各種引当金、減価償却費及び建設仮勘定について多くの誤りが認められた。

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産及び債権の登載漏れ、過大登載等については、歳入歳出決算附属書類に影響が生じたことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

ところで、建設仮勘定については、未精算の解消が進んできてはいるものの、一部の局において、着手から完了までが長期間にわたる工事について、一部区間の工事が完了しているにもかかわらず工事全体が完了するまで精算しないものが多く認められた。

建設仮勘定の残高が大きい局においては、その縮小に向けて適時適切な精算を行うよう、より一層の徹底した取組が求められる。

財務諸表は、ストック情報及びコスト情報の正確な把握により都の財政状態及び運営状況を適切に表示し、都民への説明責任を果たすために作成しているものである。公有財産の管理及び会計処理の適正化に向けて引続き各制度所管局における指導が望まれる。

第6 監査の結果（各局別）

都民安全推進本部（旧青少年・治安対策本部）

1 指摘事項

（局別重点監査事項）（歳出）

（1）履行状況に応じた契約変更を行うべきもの

総合推進部では、東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）に基づく情報提供を行うため、防犯ポータルサイト（以下「大東京防犯ネットワーク」という。）を設置しており、この情報を管理するため、表1のとおり、委託契約を締結している。

この契約の内容は、表2のとおり、サーバ管理やイベントの実施状況を大東京防犯ネットワークに掲載するなどの管理運営である。

ところで、この契約では、大東京防犯ネットワークを活用した事例の紹介として、ボランティア団体や民間事業者等に、写真撮影を含めた取材を行い、都の確認を得た上でホームページに年4回程度掲載することになっているが、履行状況を見たところ1回のみ掲載であることが認められた。

契約書第12条には、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」としており、同条第2項には、「前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者が協議して定める」としている。

しかしながら、受託者が仕様書に定められた大東京防犯ネットワーク活用事例の紹介の掲載回数を満たしていないこと、また、部が、受託者と協議して契約金額の減額変更を行っていないことは、適切でない。

この結果、表2のとおり17万2,800円（監査事務局試算）が不経済支出となっている。部は、履行状況に応じた契約変更を行われない。

（都民安全推進本部）

（表1）契約の概要

（単価：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
平成30年度防犯ポータルサイトの管理運営委託	平成30.4.1 ～平成31.3.31	2,451,600	A

(表2) 不経済支出の内訳 (監査事務局試算)

(単価:円)

項目		契約		実績		差	
		回数	金額	回数	金額	回数	金額
1	サーバ管理ほか	—	2,221,200	—	2,221,200	—	0
2	大東京防犯ネットワーク 活用事例の紹介	4	230,400	1	57,600	3	△172,800
合計			2,451,600		2,278,800		△172,800

財 務 局

1 意見・要望事項

(局別重点監査事項) (財産)

(1) 施策連動型の財産利活用について

財産運用部は、財務局が保有している普通財産の一部につき、都の施策（緑化事業、自動二輪車の違法駐車対策事業、環境配慮型等住宅の展示等）への協力を条件として民間事業者に一時的貸付を行う方法により利活用している（以下「施策連動型の財産利活用」という。）。

施策連動型の財産利活用は、貸付料収入という金銭的な効果だけでなく、都市緑化の推進に連動するなど、都として望ましい付加価値の創出が可能となる。

このうち、部が平成21年度から実施している、緑化条件付自動販売機（注）設置目的の貸付について見たところ、次の状況が認められた。

事業開始当初、部は緑化条件付自動販売機用貸付用地として7件の土地を選定し、順次貸付を行った。平成24年度には、1件が売却のため減少するとともに新たに1件を追加し契約締結した。その後の7件の現況は、表1のとおり、状況が変化し、3件が契約が締結されていない状況となっており、平成24年度以降は新たな候補地の選定を行っていない。

部は、未利用地の活用を担う局として、緑化条件付自動販売機用貸付について、付加価値の創出を念頭に、近隣の状況変化などを考慮しつつ、これまで以上に新たに貸付可能な土地の再検討をしていくことや、それが難しい場合には利活用手法の転換も含め、事業の在り方を検討することが望まれる。

(財務局)

(注) 自動販売機設置業者に対して、省エネ性能の自動販売機の周囲に常緑の植栽を施したプランター、パーゴラなどを設置・管理することを用地貸付の条件とし、町的美観向上・都市緑化の推進に寄与することを目的としたもの

(表1) 緑化条件付自動販売機用貸付用地として選定された土地の状況 (単位：㎡)

項番	所在	貸付地積	全地積	経過及び現況
1	江東区木場	3.00	27.13	平成21年度から契約継続中
2	品川区東大井	3.00	5.92	平成21年度から契約継続中
3	世田谷区喜多見	3.00	40.20	平成21年度から契約継続中
4	新宿区山吹町	2.70	38.11	平成22年度から契約継続中
5	葛飾区東水元	3.00	67.40	平成22年度～平成25年度に契約あり。 平成26年度以降契約なし。
6	足立区中央本町	3.00	51.92	平成21年度～平成25年度、平成27年度～平成28年度に契約あり。 平成29年度に入札不調となり、以降契約なし。
7	足立区伊興	3.00	8.76	平成24年度～平成28年度に契約あり。 平成29年度に入札不調となり、以降契約なし。

(財産)

(2) 財産をより適切に管理するための巡回等実績の把握について

財産運用部は、所有財産のうち1,619件の土地・建物（以下「土地等」という。）について、表2のとおり、公益財団法人東京都道路整備保全公社へ巡回、境界確認などの管理業務を委託している。

部は、各土地等を安全管理上の問題等の性質別に分類して、表3のように巡回等の回数を目安としての区分を設け、受託者と協議の上、各土地等の区分を設定している。委託料は、近隣からの通報による臨機の対応もあることなどから概算払とし、毎月の巡回等の実績に基づき、この区分ごとの回数に単価を乗じて精算している。

ところで、部が、履行確認のため受託者に提出させている表4の書類を見たところ、用地管理日報等に記載された巡回等実績の場所、区分、実施回数から委託料の算定は適切に行うことができ、かつ地区担当者別月間予定表と照合して必要な土地等の巡回を実施していることも確認できるが、事後に特定の土地等に係る巡回等の内容や実施日を確認するためには、地区担当者の全ての用地管理日報から対象地を拾い出す作業が必要であり、速やかに把握できないことが認められた。

しかしながら、部が所有する多数の土地等を効率的かつ効果的に監視・管理する上では、土地等ごとの巡回等の実施状況をより容易に把握できることが望ましい。

部は、所有する土地等の巡回等の状況が容易に把握できるよう、管理業務委託の履行確認書類等を見直すことが望まれる。

(財務局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	精算額	契約相手方
財務局所管保有財産 等管理業務委託	平成30.4.1 ～平成31.3.31	253,862,682	204,392,004	公益財団法人 東京都道路整備保全公社

(表3) 仕様書における対象土地等の巡回等の区分(注1)

業 務 内 容		対象土地等	備 考
巡回 管理	巡回区分1	毎日 (1回当たり2件)	地区担当者は、 効率を勘案してル ート選定し、区分 に捉われずに対象 を組み合わせ、1日 に10件程度行く場 合もある。
	巡回区分2	週2回 (1回当たり2件)	
	巡回区分3	月1回 (1回当たり2件)	
	巡回区分4	年1回 (1回当たり4件)	
確認 検査	確認区分Ⅰ	年1回 (1回当たり10件)	
	確認区分Ⅱ	月1回 (1回当たり2件)	
確認 調査	確認調査	月1回 (1回当たり5件)	
合 計		1,619か所(注2)	

(注1) 表3の業務に係る委託料精算額は2,771万3,664円である。

(注2) 網掛け部分(32か所)は重複しているため、合計か所数には含まれない。また、建物の一部は敷地と併せて巡回1件と数える等の理由から、業務区分のか所数から除外しているもの(26か所)がある。

(表4) 履行確認書類

項番	様 式	内 容
1	用地管理日報	各地区担当者が日報として作成し、対象土地等、確認項目を報告するもの 区分に捉われずに効率的に行き先を選定するため、巡回区分2(巡回管理)や確認区分Ⅰ(確認検査)等が混在
2	作業報告書	現地において立ち会う必要がある作業(不法投棄された廃棄物の搬出作業等)が行われる場合に作成し、記録写真を添付して提出
3	地区担当者別月別回数表	地区担当者別に、日時、巡回等区分、回数を示すもの
4	月別回数の集計表	上記3を集計し、最後に重複計上を調整するもの
5	地区担当者別月間予定表	各地区担当者の巡回等の月間予定を示すもの 巡回等の頻度は、おおむね月に一度等であるが、年度末に連続して実施しても実効性が確保されないため、局は、各地区担当者の月間予定表を提出させ、偏りがないことを確認

主 税 局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳入)

(1) 特別区外の償却資産について課税徴収した固定資産税を還付すべきもの

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第343条等では、償却資産（注）に係る固定資産税について、毎年1月1日現在の所有者に課税することとし、所有者は納税義務者として同月31日までに所在地の市町村長に資産の名称等所定の申告を行い、その市町村長が課税徴収することとされている。

また、法第737条では、都の特別区の区域では、市町村長に代わり都知事が、申告を受け、課税徴収することとし、さらに、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第4条の3は、この都知事の権限を各区の区域を所管する都税事務所長に委任している。

ところで、豊島都税事務所が納税義務者Aから提出を受けた平成30年度償却資産申告書（償却資産課税台帳）に記載されている償却資産270点のうち、表1に挙げた事例など、特別区外に所在しているもの227点が認められた。このため、338万2,300円（法に基づき更正できる期間（平成26年度以降）の固定資産税の合算額）の課税超過となっている。

このことについて、所は、本件償却資産が豊島区内に所在するものとして申告されたためとしている。

しかしながら、特別区外の地方団体名が償却資産の名称に使われているものもあることから、所在地については速やかに所有者に確認する必要がある。

所は、特別区外の償却資産について課税徴収した固定資産税を還付されたい。

(注) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産のうち政令で定める資産等を除いたもの

(主税局)

(表1) 特別区外に所在する償却資産の名称等の事例

業態	資産名称	取得年月
遠隔診断による 医療サービスの提供	遠隔画像診断読影端末機一式 愛知B	平成29年9月
	遠隔画像診断読影端末機一式 山形C	平成26年2月
	遠隔画像診断読影端末機一式 埼玉D	平成26年9月
	遠隔画像診断読影端末機一式 静岡E	平成28年6月

(局別重点監査事項) (歳入)

(2) 過年度分の固定資産税(償却資産)を課税すべきもの

償却資産に係る固定資産税は、毎年1月1日現在に各都税事務所管内に所在する償却資産について、所有者に課税するもので、所有者は納税義務者として所に申告書を提出すること等とされている。

ところで、目黒都税事務所が納税義務者から提出を受けた平成30年度償却資産申告書に、表2のとおり、5件の平成28年中の取得資産が記載されているが、これらの資産については平成29年度に課税されていない。所は、平成29年度の分を遡及して課税すべきであるにもかかわらず、監査日(平成31年2月13日)現在、これを行っていないことは適正でない。

所は、過年度分の固定資産税(償却資産)を適正に課税されたい。

(主税局)

(表2) 平成28年中の取得資産

業態	資産名称	取得年月	課税不足額
服飾雑貨等の販売	内装工事	平成28年11月	402,800円
	内装工事	平成28年12月	
	床工事	平成28年12月	
	家具一式	平成28年11月	
	家具一式	平成28年12月	

(歳入)

(3) 固定資産税及び都市計画税を課税する際の一画地の認定について

固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の課税は、法第388条第1項の規定に基づき総務大臣が定める「固定資産評価基準」(昭和38年自治省告示第158号)及び都において定める「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」(昭和38年5月22日付38主課固発第174号)により評価した土地の価格を基礎として行われる。

土地の評価は、これらの法等に基づき、原則として、土地(補充)課税台帳に登録された一筆の土地を一画地として評価することとされているが、隣接する二筆以上の土地について、一体として利用されているときには、これらの土地を一画地として認定し評価する。

また、住宅用家屋の敷地等は、法第349条の3の2の規定等に基づき、住宅用地として認定を受けると、住宅用地の区分、固定資産税等の別に応じ、課税額の基礎となる課税標準額が軽減される。

ところで、江東、大田、世田谷、荒川及び江戸川各都税事務所における固定資産税等の課税状況について、次のとおり、隣接する二筆以上の土地に係る一画地としての認定に適正でないものが認められた。

なお、次の課税超過額及び不足額は、法に基づき更正できる期間(平成26年度以降)の固定資産税等の合算額である。

ア 隣接する二筆以上の土地を一画地として認定すべきもの

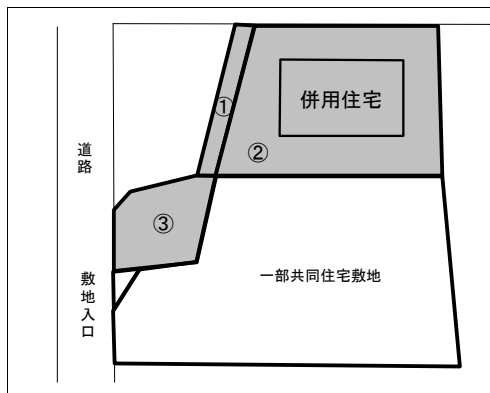
(ア) 江東都税事務所は、図1の筆①及び筆②は併用住宅の敷地として使用されているとして、これらを一画地として認定している。

しかしながら、筆①及び筆②に隣接する筆③について、所が、併用住宅の住宅用地として別途認定していることから、筆③も合わせて一画地として認定していないことは適正でない。

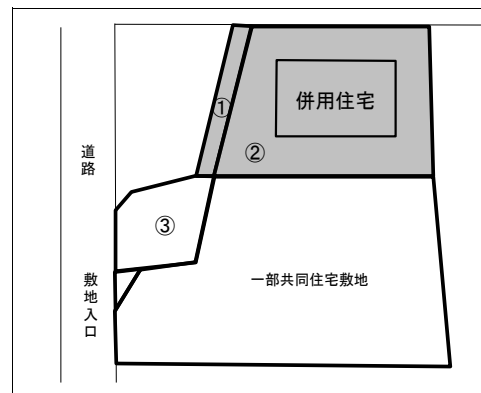
この結果、固定資産税等が4万8,300円の課税超過となっている。

(図1)

(正)



(誤)



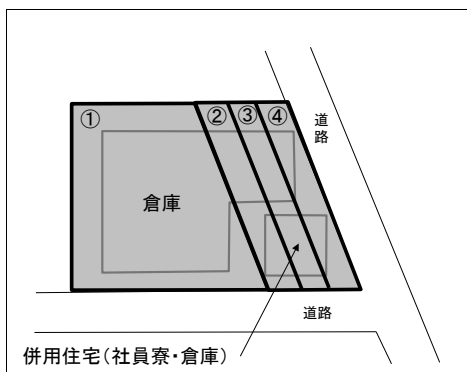
(イ) 世田谷都税事務所は、図2の筆②から筆④までは併用住宅の敷地として使用されているとして、これらを一画地として認定している。

しかしながら、併用住宅（社員寮・倉庫）と倉庫は一体として利用されていると認められることから、所が隣接する筆①も合わせて一画地として認定していないことは適正でない。

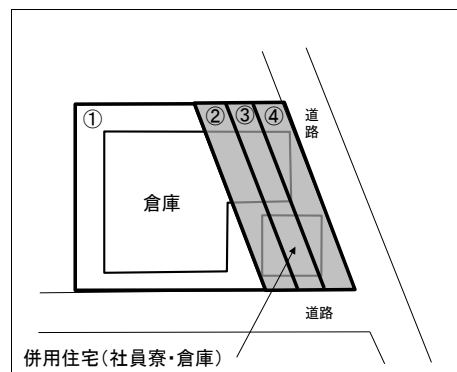
この結果、固定資産税等が129万1,800円の課税不足となっている。

(図2)

(正)



(誤)



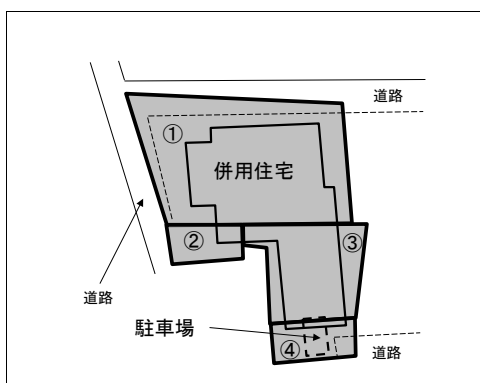
(ウ) 荒川都税事務所は、図3の筆①から筆③までは併用住宅の敷地として使用されているとして、これらを一画地として認定している。

しかしながら、筆④に所在する駐車場は併用住宅の居住者用駐車場として使用され、筆①から筆③までと一体として利用されていると認められることから、所が隣接する筆④も合わせて一画地として認定していないことは適正でない。

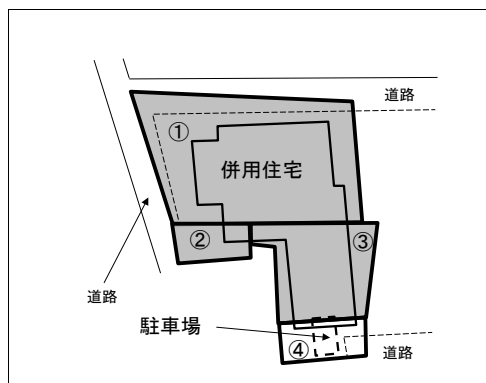
この結果、固定資産税等が2万9,800円の課税不足となっている。

(図3)

(正)



(誤)



以上3件のうち、固定資産税等が、1件について4万8,300円の課税超過、2件について132万1,600円の課税不足となっている。

各所は、一画地の認定を適正に行われたい。

(主税局)

イ 隣接する二筆以上の土地を一画地として認定すべきでないもの

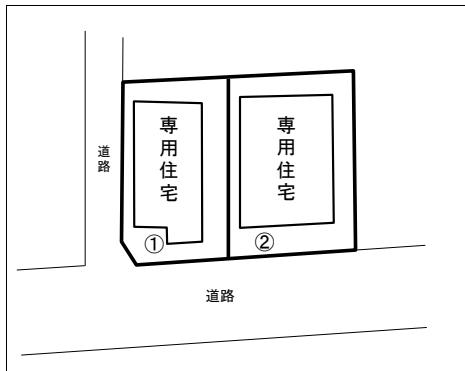
(ア) 大田都税事務所は、図4の筆①及び筆②を一画地として認定している。

しかしながら、それぞれの筆に専用住宅が所在しており、一体として利用されていると認められないことから、所がこれらを一画地として認定していることは適正でない。

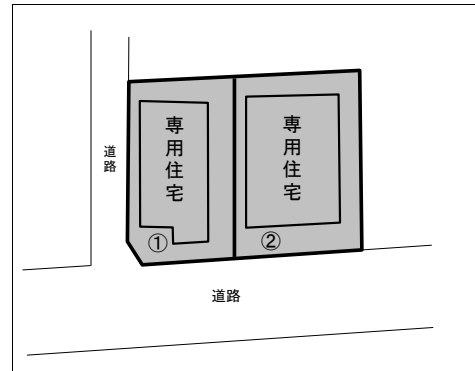
この結果、固定資産税等が1万3,400円の課税超過となっている。

(図4)

(正)



(誤)



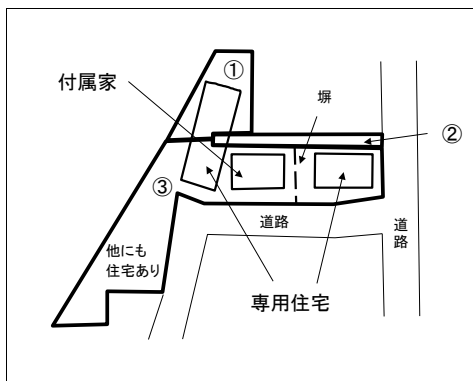
(イ) 世田谷都税事務所は、図5の筆①から筆③までを一画地として認定している。

しかしながら、筆③は複数の専用住宅の敷地となっており、それぞれの敷地が塀等で区画され、一体として利用されていると認められないことから、所がこれらを一画地として認定していることは適正でない。

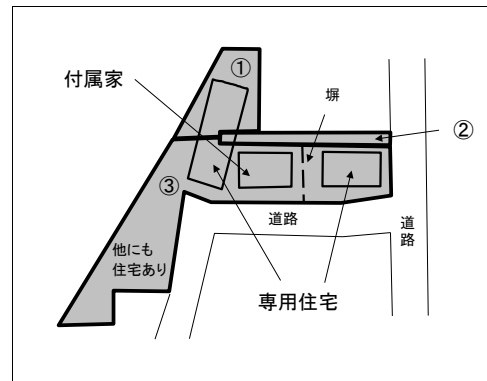
この結果、固定資産税等が700円の課税超過となっている。

(図5)

(正)



(誤)



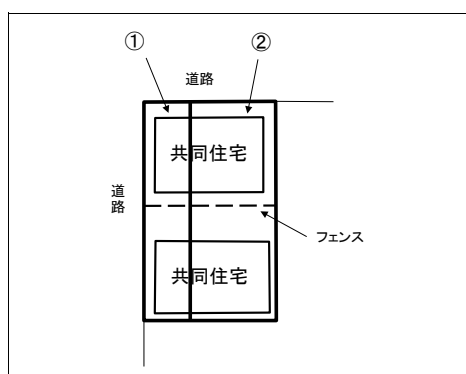
(ウ) 世田谷都税事務所は、図6の筆①及び筆②を一画地として認定している。

しかしながら、これらの筆に所在する共同住宅2棟の間はフェンスで区画され、一体として利用されていると認められないことから、所がこれらを一画地として認定していることは適正でない。

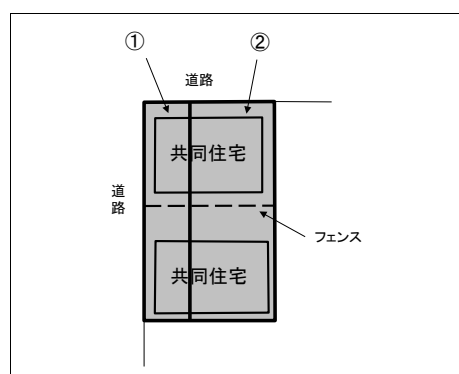
この結果、固定資産税等が9万7,300円の課税超過となっている。

(図6)

(正)



(誤)



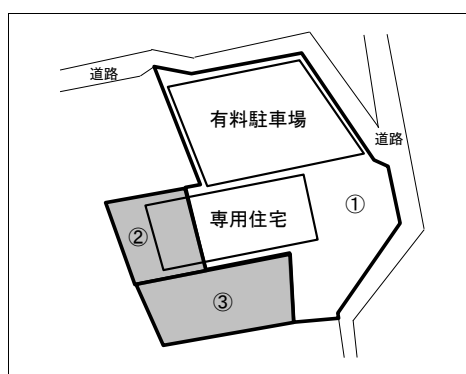
(エ) 江戸川都税事務所は、図7の筆①から筆③までを一画地として認定している。

しかしながら、筆①には有料駐車場があり、専用住宅の敷地として一体として利用されていると認められないことから、所が筆①を含めて一画地として認定していることは適正でない。

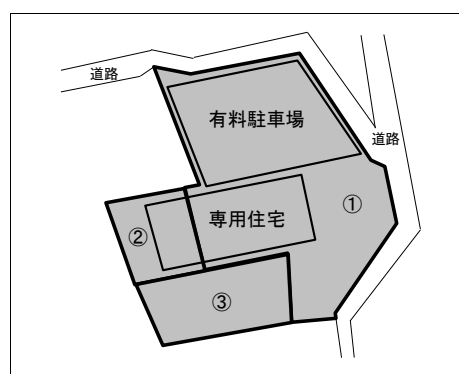
この結果、固定資産税等が24万5,400円の課税超過となっている。

(図7)

(正)



(誤)



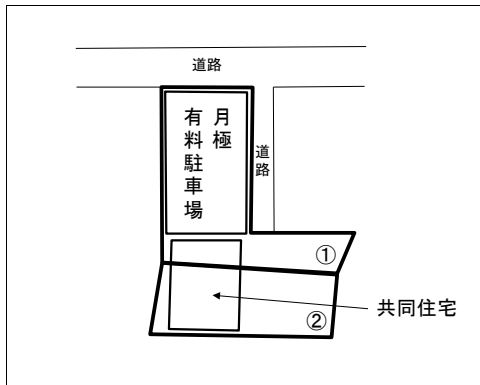
(オ) 江戸川都税事務所は、図8の筆①及び筆②を一画地として認定している。

しかしながら、筆①には月極有料駐車場があり、共同住宅の敷地として一体として利用されていると認められないことから、所がこれらを一画地として認定していることは適正でない。

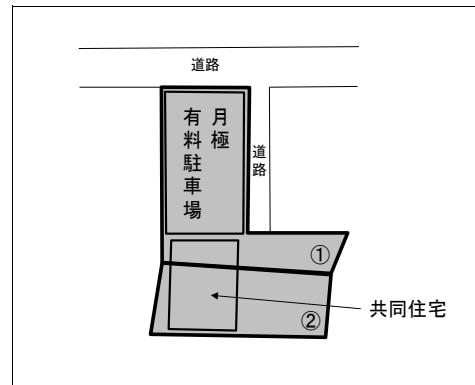
この結果、固定資産税等が11万9,000円の課税超過となっている。

(図8)

(正)



(誤)



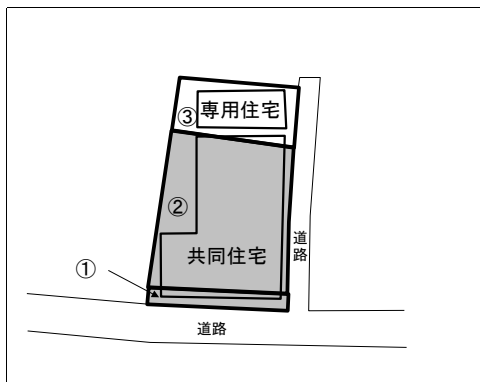
(カ) 江戸川都税事務所は、図9の筆①から筆③までを一画地として認定している。

しかしながら、これらの筆には共同住宅が所在するものの、筆③には専用住宅もあり、一体として利用されていると認められないことから、所が筆③を含めて一画地として認定していることは適正でない。

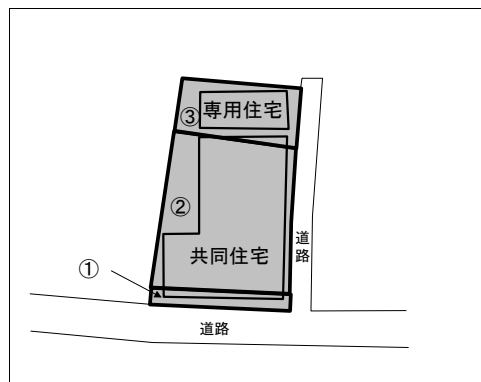
この結果、固定資産税等が1万6,200円の課税超過となっている。

(図9)

(正)



(誤)



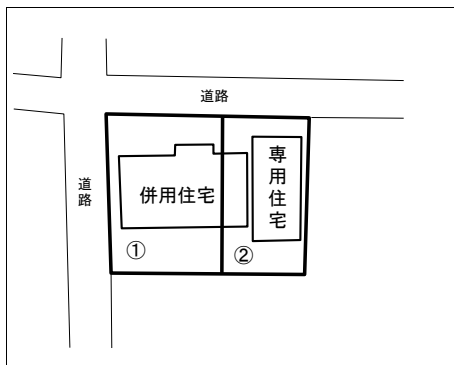
(キ) 江戸川都税事務所は、図10の筆①及び筆②を一画地として認定している。

しかしながら、これらの筆に所在する物件は併用住宅と専用住宅であり、一体として利用されていると認められないことから、所がこれらを一画地として認定していることは適正でない。

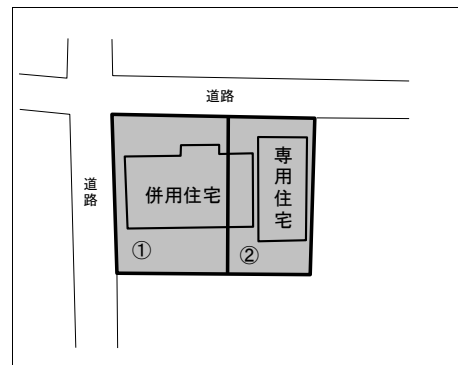
この結果、固定資産税等が2万6,000円の課税超過となっている。

(図10)

(正)



(誤)



以上7件について、固定資産税等が51万8,000円の課税超過となっている。

各所は、固定資産税等の課税に当たり、一画地の認定を適正に行われたい。

(主税局)

(歳入)

(4) 固定資産税等の課税に当たって土地の用途の認定を適正に行うべきもの

住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、法第349条の3の2の規定等により住宅用地として認定され、これに対し、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は非住宅用地とされる。

土地について住宅用地として認定を受けると、小規模住宅用地及び一般住宅用地の区分、固定資産税等の別に応じ、課税額の基礎となる課税標準額が軽減される。

また、道路として認定されている土地は、法第348条第2項第5号の規定等により非課税とされている。

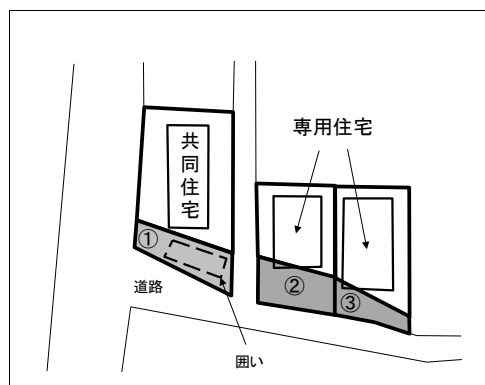
ところで、世田谷都税事務所における住宅用地及び道路の認定状況について、図11のとおり、筆①が共同住宅、筆②及び筆③が専用住宅の敷地となっているにもかかわらず、道路として認定されている状況が認められた。

その結果、固定資産税等が76万2,300円（法に基づき更正できる期間（平成26年度以降）の固定資産税等の合算額）の課税不足となっている。

所は、固定資産税等の課税に当たって土地の用途の認定を適正に行われたい。

(主税局)

(図11)



(歳入)

(5) 画地及び用途の認定を適正に行うべきもの

目黒都税事務所は、図12の筆①から筆④までを一画地と認定し、このうち筆①及び筆②に係る住宅用地認定状況は、表3のとおり、筆①については小規模住宅用地、筆②については小規模住宅用地及び非住宅用地となっている。

しかしながら、次のとおり適正でない状況が認められた。

ア 筆①から筆④までには共同住宅が所在しているが、筆①及び筆②の各一部には、従前の居住者用駐車場に代わり、平成27年11月からコインパーキングが設置され、一体として利用されているとは認められないことから、所が筆①及び筆②を含めて一画地と認定していることは適正でない。

イ 一画地を共同住宅及び賃貸駐車場として利用している場合について、「同一画地質疑応答集主税局資産税部（平成13年4月9日付13主資評第2号）問19」は、「共同住宅、通路部分及び駐車場部分の敷地を確定し、共同住宅・通路部分については住宅用地、駐車場部分については非住宅用地として住宅用地の認定を行う」としている。

このため、筆①について、共同住宅及びコインパーキングとして使用されていることから、所がコインパーキングを含めて小規模住宅用地として住宅用地の認定を行っていることは適正でない。

また、筆②について、所が小規模住宅用地及び非住宅用地それぞれの面積を誤って住宅用地の認定を行っていることは適正でない。

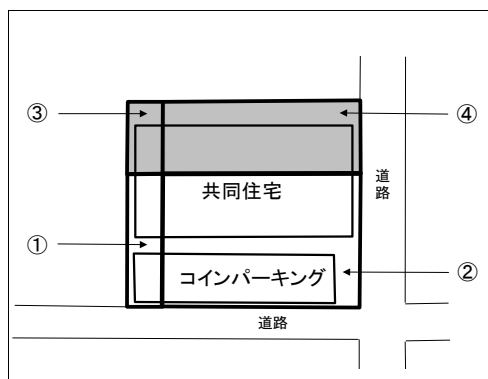
これらの結果、固定資産税等が2万5,000円（平成28年度以降の固定資産税等の合算額）の課税超過となっている。

所は、画地及び用途の認定を適正に行われたい。

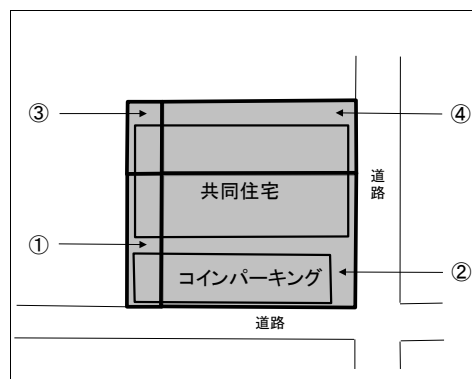
(主税局)

(図12)

(正)



(誤)



(表3) 筆①及び筆②の住宅用地認定状況

土地	正		誤	
	区分	面積	区分	面積
筆①	小規模住宅用地	6.95m ²	小規模住宅用地	9.29m ²
	非住宅用地	2.34m ²		
筆②	小規模住宅用地	108.19m ²	小規模住宅用地	105.85m ²
	非住宅用地	36.36m ²	非住宅用地	38.70m ²

生活文化局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 東京都国際交流委員会事業運営費補助金の交付を適切に行うべきもの

都民生活部は、平成30年度東京都国際交流委員会事業運営費補助金交付要綱(平成30年4月1日付29生都地第1649号。以下「要綱」という。)に基づき、東京都国際交流委員会に対して、表1のとおり、概算払により補助事業に必要な管理費及び事業費を交付している。

概算払は、履行期の到来を待たずに概算額をもって支払うものであり、相手方に資金の便宜を与えるものであるから、概算で支払う額は厳に必要の限度にとどめなければならないとともに、経済性・有効性の観点からも、不要不急の資金を交付することのないよう、適時適切な資金交付とすべきである。

しかしながら、部は、1年分の管理費(人件費、管理運営費)及び事業費の合計7,037万2,000円を年度当初に一括で交付しており、適切でない。

当該補助金の交付に当たっては、適時適切な資金の交付となるよう、要綱を見直し、執行計画・執行状況の提出を求め、適正かつ必要最小限度の資金を分割交付する必要がある。

部は、東京都国際交流委員会事業運営費補助金の交付を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表1) 交付額の内訳

(単位:円)

項目	金額
1 管理費	25,302,000
2 事業費	45,070,000
合計	70,372,000

(歳入)

(2) 育英資金に係る滞納整理事務を効果的かつ効率的に行うべきもの

私学部は、平成16年度までに東京都が貸付けを行った育英資金の返還金について、電話督促等の業務委託や専門員（非常勤職員2名）を活用し、滞納整理事務を行っている。

部は、債権回収の方針において、高額案件及び連絡がついていない案件を優先して訪問するとともに、電話督促委託等の手段を組み合わせ対応するなどとしているが、専門員が取り扱っている滞納額が100万円以上の案件全37件について見たところ、監査日（平成31年1月16日）現在、

- ① 分割納付が途絶えた時点で滞納額の一括請求や新規分割納付計画提出等の交渉を行っていないもの4件
- ② 破産手続終了の通知を受けている案件について、債務整理の結果や弁済意思の確認等を行っていないもの2件
- ③ 定期的に督促状を送付するのみで、架電、訪問等による交渉を行っていないもの2件など、適時適切な滞納整理事務が十分に行われていないことが認められた。

高額案件については、滞納の長期化に伴い、回収が困難となることが多く、また、完納の見通しも立てにくいため、部は、専門員の進捗管理を十分に行い、必要に応じて指示を行うなど、専門員との連携を強化するとともに、業務委託も有効に活用し、滞納整理事務の実効性・効率性を高めていく必要がある。

部は、専門員の進捗管理・連携の強化及び業務委託の有効活用により、滞納整理事務を効果的かつ効率的に行われたい。

(生活文化局)

(歳出)

(3) 手数料徴収事務委託の積算を適切に行うべきもの

計量検定所は、検定業務等における手数料の徴収事務について、表2のとおり、委託契約を締結している。

本契約の積算について見たところ、本契約の業務の範囲及び業務内容は、表3のとおり、手数料の徴収事務であるにもかかわらず、所は、業務責任者について、所内の他の委託と同様に、設備の点検整備業務等に適用する保全技師Ⅱ(注)の労務単価を用いており、適切でない。

所は、手数料徴収事務委託の積算を適切に行われたい。

(生活文化局)

(注)「東京都維持保全業務積算標準」(平成29年12月、財務局建築保全部)に基づく「東京都維持保全業務積算標準単価表」(平成29年12月、財務局建築保全部)の保全技師Ⅱであり、受変電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者とされている。

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
平成30年度東京都計量検定所手数料徴収事務委託	平成30.4.1～平成31.3.31	4,882,680

(表3) 委託業務の範囲及び業務内容 (仕様書から抜粋)

業務の範囲	計量法関係手数料条例、東京都計量受託検査条例並びに東京都事務手数料条例に基づく下記の業務 (1) 検定所の業務に係る手数料の徴収事務 (2) その他上記に関すること
業務内容	受託者は、手数料徴収に係る下記業務を行う。 (1) 調定事務 (2) 手数料の納入通知 (3) 手数料の収納 (4) 債務者の管理 (5) 領収書の交付 (6) 現金の出納保管 (7) 収納金の東京都指定金融機関等への払込 (8) 委託者への報告 (9) つり銭の準備及び収納金の管理 (10) 徴収金の過不足処理

(歳出)

(4) 旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行うべきもの

都民生活部は、旅券の申請・交付業務の受付部分について、表4のとおり、委託契約を締結している。

両契約の積算について見たところ、表5のとおり、両契約の業務内容が、同様であるにもかかわらず、異なった単価を用いていることが認められた。これは、表4の項番1の契約の件費単価について、項番2の契約の件費単価に50円を上乗せしていることによるものであるが、この上乗せ分について、合理的な根拠が確認できない状況であり、適切でない。この結果、639万8,861円(監査事務局試算)の過大積算となっている。

部は、旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表4) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	平成30年度旅券の申請受付・交付業務委託 (有楽町・池袋分室)	平成30.4.1 } 平成31.3.31	133,639,200	A
2	平成30年度旅券の申請受付・交付業務委託 (新宿本課・立川分室)	平成30.4.1 } 平成31.3.31	117,612,000	B

(表5) 両契約の業務内容(仕様書から抜粋)

業務内容	(1) 申請受付業務 (2) 交付業務 (3) 苦情処理
------	------------------------------------

(歳出)

(5) 公演委託の積算を適切に行うべきもの

文化振興部は、島しょ地区の児童・生徒及び一般住民にクラシック音楽鑑賞の場を提供し、芸術文化の振興を図ることを目的として、表6のとおり、委託契約を締結している。

部は、当該契約について、表7のとおり、①公演料×公演回数②ワークショップ(注)を行う場合はその企画料③交通費・宿泊費等必要経費の合計額から積算するとしている。

しかしながら、表7記載の委託内容と積算の考え方をみると、次のとおり、積算の考え方が統一されていない事項が認められ、適切でない。

ア 項番1及び項番2の契約は、いずれも2島において2回公演を行っているものの、項番1では公演料を2回分で積算しているのに対し、項番2では公演料を1回分で積算している。

イ 項番1及び項番2の契約は、いずれもワークショップを1回ずつ開催予定であった。しかしながら、項番1については、ワークショップの企画料を積算しているのに対し、項番2ではワークショップの企画料を積算していない。

部は、公演委託の積算を適切に行われたい。

(生活文化局)

(注) 当該契約における「ワークショップ」とは、観客参加型・体験型の音楽公演であり、実施する場合は企画料を積算するとしている。

(表6) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	平成30年度「島しょ芸術文化振興事業」 クラシック音楽公演御蔵島村及び利島村公 演委託	平成30. 7. 27 } 平成30. 11. 14	1,341,360	C
2	平成30年度「島しょ芸術文化振興事業」 クラシック音楽公演新島村公演委託	平成30. 7. 27 } 平成30. 10. 14	715,280	

(表7) クラシック音楽公演委託の内容と積算の考え方

区分	契約内容	積算の考え方
表6の 項番1 の契約	① 公演回数： <u>2回</u> （御蔵島、利島） ② ワークショップ： <u>1回</u>	① 公演料： <u>2回分</u> ② ワークショップの企画料： <u>1回分</u> ③ 交通費、宿泊費等必要経費
表6の 項番2 の契約	① 公演回数： <u>2回</u> （式根島、新島） ② ワークショップ： <u>1回</u> （新島）(注)	① 公演料： <u>1回分</u> ② ワークショップの企画料： <u>積算なし</u> ③ 交通費、宿泊費等必要経費

(注) 後日、1回（式根島）を追加したため、契約変更を行っている。

(歳出)

(6) 配送業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの

消費生活総合センターでは、消費生活情報誌「東京くらしねっと」の配送業務委託契約を、表8のとおり、締結し実施している。

この契約では、送付先（警察署や区市町村等）に配送した後、数量の変更などにより残ったもの（以下「配送後残部」という。）について、センターに送付することになっている。

ところで、配送業務における履行の状況を見たところ、表9のとおり、履行期限後に配送後残部が納品されており、その前に確認を行っていた。

履行期限内に業務が終了していないことや履行を完了する前に完了届を受領し、確認を行っていることは、適切でない。

センターは、配送業務委託契約の履行確認を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
平成30年度消費生活情報誌「東京くらしねっと」の配送業務委託	平成30. 4. 1～平成31. 3. 31	2, 503, 774

(表9) 履行確認状況

項番	発注日	履行期限	完了届受領日	配送後残部納品日	確認日
1	平成30. 4. 24	平成30. 5. 8	平成30. 4. 27	平成30. 5. 9	平成30. 4. 27
2	平成30. 6. 21	平成30. 7. 5	平成30. 7. 5	平成30. 7. 6	平成30. 7. 5
3	平成30. 8. 10	平成30. 9. 5	平成30. 9. 5	平成30. 9. 6	平成30. 9. 5
4	平成30. 10. 17	平成30. 11. 5	平成30. 11. 5	平成30. 11. 6	平成30. 11. 5
5	平成30. 12. 18	平成31. 1. 9	平成31. 1. 9	平成31. 1. 10	平成31. 1. 9

(その他)

(7) 保有個人情報取扱事務の届出を適正に行うべきもの

東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第5条では、実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、表10に掲げる事項を知事に届け出なければならないとしている。

この保有個人情報取扱事務の届出について確認したところ、次のとおり、文化振興部において、適正でない事例が認められた。

ア 保有している彫刻作品について、その制作者の名簿を作成し、補修等の際に連絡するため、住所等の個人情報を取り扱っているが、保有個人情報取扱事務の届出を行っていない。

イ 東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都江戸東京博物館に対し作品や資料の寄贈を申し出た方から、寄贈書の提出を受けている。寄贈書には個人情報（住所、氏名等）が記載されており、年度内に寄贈を受けたものの一覧表（個人情報を含む。）も作成しており、個人情報を取り扱っているが、保有個人情報取扱事務の届出を行っていない。

部は、保有個人情報取扱事務の届出を適正に行われたい。

(生活文化局)

(表10) 東京都個人情報の保護に関する条例第5条に規定する届出に係る事項

項番	内容
1	保有個人情報を取り扱う事務の名称
2	保有個人情報を取り扱う組織の名称
3	保有個人情報を取り扱う事務の目的
4	保有個人情報の記録項目
5	保有個人情報の対象者の範囲
6	前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 意見・要望事項

(全庁重点監査事項)(歳出)

(1) 東京都国際交流委員会に対する補助事業について

都民生活部は、平成30年度東京都国際交流委員会事業運営費補助金交付要綱(平成30年4月1日付29生都地第1649号)に基づき、東京都国際交流委員会(以下「委員会」という。)が行う次の事業に対して、補助金を交付している。

- ア 多文化共生、国際交流、国際協力等に関する情報の収集及び提供
- イ 多文化共生、国際交流、国際協力等を促進するための普及啓発及び連絡調整
- ウ その他補助事業者の目的を達成するために必要な事業

部は、これらの委員会の事業について、表11のとおり、点検・評価を行っており、委員会の課題について、地域の国際交流協会や支援団体から期待されているサポートができておらず、他道府県の地域国際化協会との対等な連携・協力も困難であるなど、「東京都多文化共生推進指針」(平成28年2月。以下「指針」という。)に定める役割が果たせていない状況であり、指針等により委員会に求められている役割・機能と現状には、大きな差があるとしている。

また、部は、平成30年10月に、

- ① 地域の国際交流協会や民間支援団体等の事業に対する支援やコーディネート機能の強化
- ② 団体間のネットワークの充実や協働の推進

に取り組むため、「センターオブセンターズ」(注)にふさわしい体制を整備する必要があるとしており、平成30年度から令和元年度にかけて、委員会の体制強化をはじめ多文化共生社会づくりのより効果的な推進体制について調査・検討するとしている。

そこで、この調査・検討状況について確認したところ、部は、今後、適切な組織形態や事業メニュー等について、他道府県の例などを参考にしながら検討していくとしているものの、監査日(平成31年1月24日)現在、体制整備に向けた具体的なスケジュールが確認できない状況である。

東京の在住外国人は、平成31年1月1日現在、55万人(都人口の4.0%)を超えて国籍も多彩さを増しており、グローバル化の進展等により在住外国人は今後更に増加していく見込みである。

一方、国は、外国人材受入れ・共生のための総合的対応策を打ち出しており、地方公共団体における更なる取組と体制拡充が求められる状況となっている。

このような状況においては、都及び委員会には広域行政ならではの支援策の期待が高まっており、委員会の役割・機能の強化、事業拡充及びそれに対する効果的な補助のあり方について検討することが緊要である。

多文化共生社会づくりの推進に当たり、委員会の役割・機能の強化、事業拡充及びそれに対する効果的な補助のあり方の検討について、着実に推進することが望まれる。

(生活文化局)

(注) 都における多文化共生推進の中核的な役割を果たすため、区市の国際交流協会や外国人支援団体等の事業に対する支援やコーディネート機能を強化するとともに、団体間を結ぶネットワークのハブとなり、都内全域の多文化共生社会づくりを推進すること。

(表 1 1) 委員会の主な事業の点検・評価結果

事業	事業内容 (概要)	点検・評価
Webサイトによる情報提供	外国人のための生活ガイドや多文化共生ポータルサイトによって、防災や暮らしに役立つ情報を提供	一層の利用促進に向けて内容を充実させ、外国人に「届く」情報発信を強化していく。 特に、多文化共生ポータルサイト「Life in Tokyo」は平成28年度に開設したサイトであり、効果的なPR手法を検討し、認知度を更に高めていく必要がある。
「在住外国人のためのリレー専門家相談会」(相談事業)	都内で外国人支援を行っている団体と協働して相談会を開催	様々な団体が連携して実施している先進的な取組であり、相談会の広報PRを強化し、参加団体や回数を増やしていく必要がある。 さらに、今後は委員会が中心となり、単独の団体では対応が困難な複雑・高度な相談への対応、少数言語による相談に対応するためのネットワークを強化していく必要がある。
「多文化共生コーディネーター研修」(人材育成事業)	地域における外国人のニーズにきめ細かく対応するため、区市町村等において教育・医療・福祉・労働・防災等多岐にわたる分野を包括的にコーディネートする専門人材を育成	大変好評であり、受講者同士のネットワークの構築にもつながっている。今年度は定員を上回る応募があり、今後も継続事業として実施していく必要がある。 一方、日本語学習や相談対応に関する人材育成などの要望も多いが、実施できていない。
「国際化市民フォーラム in TOKYO」(普及啓発事業)	都民や外国人、NGO等の民間団体がそれぞれの立場から多角的な論議を行う場を設けることにより都民の国際理解を促進	年に1回の開催であるため、多文化共生意識の更なる醸成のためには事業の充実や継続的な意識啓発が必要である。

オリンピック・パラリンピック準備局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 早期の検討に基づきグッズを購入すべきもの

スポーツ推進部は、ラグビーワールドカップ2019TM（以下「RWC2019」という。）の開催機運醸成及び日程等の周知を図ることを目的として実施するイベントの際に参加者に配布するため、平成30年度は表1の5件の契約により、部が指示したデザインを使用して受託者に製作させた各種の物品（以下「グッズ」という。）を購入している。

これらについて見たところ、項番2、項番4及び項番5は予定価格が30万円未満のため1者のみの見積りにより契約していることが認められた。

また部は、購入時期、品目、数量及びデザインをその都度部内で検討して決定したとしているが、その記録は残されていない。

しかしながら、イベントについては早期に計画してその準備を進めていく必要があることから、グッズについてもイベントの準備に合わせて早期に検討し、計画的に購入すべきである。

また、これらの契約は、ノベルティグッズを取り扱う業者との契約となっているが、ノベルティグッズを取り扱う業者は様々な品目を扱っていることから、複数をまとめて発注することが可能である。

これらにより予定価格が30万円を超え競争契約になることで、契約金額の低減や事務の軽減が期待できる。

部は、早期の検討に基づきグッズを購入されたい。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(表1) 平成30年度のグッズの購入状況

(単位：円)

項番	契約件名 (注1)	数量	契約期間	契約金額
1	RWC2019 レジャーシート の買入れ	2,000枚	平成30.8.9～平成30.9.20	388,800
2	RWC2019 まん丸小型 うちわの買入れ	10,000枚 (5,000枚×2種類)	平成30.8.28～平成30.9.7	299,998
3	RWC2019 ステッカー及び クリアファイルの買入れ	ステッカー25,000枚 クリアファイル10,000枚	平成30.9.18～平成30.10.19	621,000
4	RWC2019 ラグビージャー ジ折り紙メモの買入れ	4,500セット (注2)	平成30.10.18～平成30.10.26	299,700
5	RWC2019 コットントート バッグの買入れ	1,800枚	平成30.12.26～平成31.1.17	287,388

(注1) 契約件名については、「ラグビーワールドカップ」を「RWC」と略して表記している。

(注2) 表紙1枚+折り紙本体7枚を1セットとしている。

(歳出)

(2) 被災地メディアツアーについて

総務部では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、東日本大震災からの復興を支援するため、WPB（注）に参加を予定している海外メディアの記者を対象に、平成30年9月7日から同月9日までの3日間で被災地メディアツアーを実施している。

これは、スポーツの力を通じて元気を取り戻しつつある被災地（宮城県及び福島県）の様子を世界に発信するためのものであり、部は、当該ツアーの企画運営委託契約を表2のとおり締結している。

この委託契約の内容は、ツアーの企画運営、バス・添乗員・通訳の手配、配布資料の翻訳等となっている。なお、参加者の宿泊については、別途契約（単価契約）している。

ところで、この契約を見たところ、次のとおり不適切な状況が認められた。

ア 参加者数の把握を徹底すべきもの

当該契約の想定参加予定者数については、WPBの参加申込に合わせて、当該ツアーへの参加希望を募り、平成30年6月12日までの状況を踏まえ120名としていた。実施時期も近くなってきたことなどから、同年8月に再度参加希望者に参加意向確認（ツアーの案内とアレルギーなど食事の確認）を行ったところ、参加意向の確認ができた参加予定者は36名であり、欠席は5名で、その他は連絡が取れない状況であった。

部は、参加者数を確定させるため、参加希望時に取得したメールアドレス等により、その後も再三にわたり意向確認を試みていたが、参加の意向確認ができず、さらに、当日会場に現れなかった参加予定者がいたため、実際の参加者は24名であった。

参加者が乗車するバスや弁当の確保等が、委託契約の内容であり、公費を適切に支出する観点からも、参加者数の把握は重要である。

部によれば、最終的に不参加であった者も、当初は参加意思を有していたこと、また、WPB参加者が持つ高い発信力は、復興を支援する上で大きな力となることなどの理由から、連絡が取れなかった者をキャンセル扱いとはしなかったとしている。しかしながら、結果として、実際の参加者が大幅に減少する事態が生じており、参加意向の確認ができた参加予定者36名で契約したとすれば、契約金額ベースで334万4,430円（監査事務局試算）の差が生じる。

部は、参加者数の把握を徹底されたい。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(注)「WPB (World Press Briefing)」とは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が国内外の記者及びカメラマンに対し準備状況のプレゼンテーションや意見交換などを行う会議

(表2) 契約状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
被災地メディアツアーに係る運営 業務委託	平成30. 7. 11 ～平成30. 12. 25	7,900,070	A

イ 契約変更を適切に行うべきもの

仕様書に記載された行程、弁当及び翻訳業務について、実績と比較したところ、表3のとおり大幅な違いがあることが認められた。

仕様書に定められた事項を変更する際には、契約条項第12条に「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」としていることから、受託者と協議をし、契約を変更すべきであるが、部はこれを行っておらず適切でない。

部は、契約変更を適切に行われたい。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(表3) 契約内容と実績の差異

項目	月日	契約	実績
		内容	内容
バス行程	平成30. 9. 9	福島あづま球場 (希望者のみ)	昭和村
		郡山市内野球教室取材	取材なし
弁当	平成30. 9. 8 (昼食)	120食	36食
	平成30. 9. 9 (昼食・軽食)	120食	24食
配布資料翻訳		20～30ページ	100～110ページ

都 市 整 備 局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) セミナー実施業務委託に係る契約目途額及び契約変更金額の積算を適切に行うべきもの

市街地整備部は、不燃化推進特定整備事業推進のための不燃化セミナーを表1のとおり委託し、表2の内容について契約変更を行っている。

ところで、この契約について確認したところ、次のとおり、不適切な状況が見受けられた。

ア 契約目途額の積算

契約目途額の積算において、人件費以外の項目が一式で計上されており、仕様書の内容に沿った積算となっているか確認できない。

契約目途額は、予定価格を決定するために重要なものであり、その積算は、合理的なものである必要がある。

イ 契約変更金額の積算

表1の③のうち、セミナー参加者を増やすため、広報資料の作成、印刷については、5万6,000部から14万1,000部に、配布については、5万6,000部から13万5,000部に増やしており、その経費については、受託者からのヒアリングにより、62万円増額をしている。しかしながら、契約変更前の内訳書や契約目途額の積算は、一式として計上されておらず、合理的な変更金額の積算ができない。

また、仕様内容に変更がない表1の⑤及び⑥に係る講演会の事務用品・会場設備費用等、参加促進策実施備品については、受託者の実績等に合わせたとして23万8,000円減額をしている。しかしながら、契約変更は、仕様内容の変更やこれに伴う契約金額の変更を余儀なくされた場合に行うものであり、仕様内容に変更がないものについて、実績等に合わせた契約金額を変更することは適切でない。

部は、不燃化セミナー実施業務委託に係る契約について、契約目途額及び契約変更金額の積算を適切に行われたい。

(都市整備局)

(表1) 契約の概要

契約件名	平成30年度不燃化推進特定整備事業推進のための不燃化セミナー実施業務委託	
契約期間	平成30. 7. 3～平成31. 3. 15	
契約金額	6, 156, 000円、(変更金額) 6, 750, 000円	
業務内容 (当初)	事前準備	① 企画の策定 (5 地区) ② 講師候補の提案 (5 地区) ③ <u>広報資料の作成、印刷、配布 (13 地区)</u> ④ 進行調整・配布資料の作成 (5 地区) ⑤ 機材及び備品等の調整 (5 地区) ⑥ 参加促進策の実施 (5 地区)
	当日作業 (5地区)	⑦ 会場設営 ⑧ 講演会の運営 (参加者の誘導、受付、司会進行等)
	事後作業 (5地区)	⑨ 不燃化セミナー概要及び講師講演要旨の作成、提出 ⑩ 不燃化セミナーの記録作成、提出 ⑪ 開催模様の撮影、提出

(注) 下線は、内容に変更のあった箇所

(表2) 契約変更内容

区分	変更前	変更後
実施地区数	13地区	12地区
総括的な業務を委託 (変更なし)	5地区	5地区
広報活動を委託	8地区	7地区
広報資料作成・印刷	56, 000部	141, 000部
広報資料ポスティング	56, 000部	135, 000部

(局別重点監査事項) (その他)

(2) 用地取得業務に係る引継ぎに関して、必要な事項等を定め適切に行うべきもの

市街地整備部は、補助線街路第46号線、第83号線及び第86号線整備事業に必要な用地取得業務について、公益財団法人東京都都市づくり公社(以下「公社」という。)と、用地取得業務の委託に関する基本協定(以下「協定」という。)を締結し、表3の業務箇所を公社で行うこととするとともに、費用については、年度ごとに年度協定を締結し、平成30年度は、表4のとおりとなっている。

また、公社が委託業務を行っている中で、業務遂行に支障が生じた場合、部と公社で協議の上、難航案件とし、難航案件については、各市街地整備事務所に業務を引継ぎ、施行することとしている。

ところで、各市街地整備事務所における公社からの引継ぎ状況について確認したところ、協定等により引継ぎについて手続が定められておらず、目黒本町地区以外は書面での手続等が行われていない状況であった。

また、目黒本町地区については、用地取得業務の折衝記録を確認したところ、表5のように、既に関係権利者等から公社へ提出された資料について、事務所担当者が再び関係権利者等に対し当該資料の提出を求める事例が見受けられた。これは、公社からの引継ぎに際し、関係権利者等から既に受領している書類等のリスト等を作成しておらず、双方で確認できる状況になっていないことによるものである。

公社から引継がれる案件は難航案件であり、関係権利者等との信頼関係を構築することは、用地取得業務を推進するために重要である。また、当該業務で取り扱う書類は、関係権利者等の個人情報に係るものが大半であり、厳格な手続が必要である。これらのことから、関係権利者等との信頼関係を損なうことにつながるこのような状況は適切でない。

部は、用地取得業務に係る公社との引継ぎに関して、必要な事項を定め適切に行われたい。

(都市整備局)

(表3) 協定に係る業務箇所

所管事務所	地区名	業務箇所	業務期間	業務規模		
				概算総額 (百万円)	面積 (㎡)	棟数
第一市街地 整備事務所	目黒本町地区 補助第46号線	目黒区目黒本町五丁 目地内 延長510m	平成22.4.1～ 平成31.3.31	6,602	4,800	82
	原町・洗足地区 補助第46号線	目黒区原町一丁目・ 洗足一丁目地内 延長550m	平成27.4.1～ 令和2.3.31	7,611	5,184	105
第二市街地 整備事務所	十条地区補助 第83号線Ⅰ期	北区中十条一・二丁 目地内 延長640m	平成22.4.1～ 平成28.3.31	5,363	6,705	72
	十条地区補助 第83号線Ⅱ期	北区中十条三丁目地 内 延長410m	平成27.4.1～ 令和2.3.31	4,561	6,495	91
	志茂地区補助 第86号線	北区志茂一丁目地内 延長620m	平成27.4.1～ 令和2.3.31	6,075	7,748	70

(表4) 年度協定

(単位：千円)

件名	業務期間	概算委託金額
用地取得業務の委託に関する平成30年度協定	平成30.4.1 ～平成31.3.31	4,568,473

(表5) 折衝記録からの抜粋

折衝日	折衝内容抜粋
平成29.6.7	(関係権利者) 図面は公社に渡した。確認してほしい。 (事務所) 確認します。(公社が権利者からもらった図面は不明。物件調査図面に羽根付鋼管杭の図面を確認。)
平成30.7.18	(関係権利者) 当初契約書は公社に渡したと記憶している。 (事務所) 了解した。事務所に戻り、再度確認する。

環 境 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 印刷内容の更新を適切に行うべきもの

資源循環推進部では、海ごみ(注)の発生抑制のため、海ごみに対する理解と身近な取組を求めて「東京のポイ捨てが、太平洋の海ごみになっている。」と掲げる都民向けパンフレットを作成し、局内のイベントや施設見学会等で配布するとともに、依頼を受けて区市町村や民間団体にも送付している。このパンフレットは、平成27年度からおおむね同じ内容で毎年度増刷しているものである。

ところで、表1に記載した平成30年度の印刷(増刷)契約について見たところ、監査日(平成31年4月18日)現在、参考情報として掲載されている関係団体のホームページアドレスは、当該団体が平成29年11月末に使用を終了していたため、アクセスすると海ごみ対策とは全く関係のない民間貸金業のページが表示された。

印刷に当たっては、掲載情報の正誤や変更の有無を慎重に点検すべきであったところ、部はこれを行っておらず、また、1年以上もの間、当該団体や配布先等から掲載誤りの苦情がなかったことから、局内でも気づかず、誤記載のまま配布を続けていた。少なくとも当該団体に確認していれば、早期にアドレス変更の情報を得られたもので、増刷に伴う印刷内容の更新について確認手順を見直す必要がある。

部は、印刷内容の更新を適切に行われたい。

(環境局)

(注) 海岸に流れ着いたり捨てられたりしている漂着ごみ(海岸ごみ)の総称

(表1) 平成30年度の印刷(増刷)契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	作成部数
海ごみ対策普及啓発用 パンフレットの印刷	平成30.8.28～平成30.9.14	120,960円	3,500部

(歳出)

(2) 随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)では、「随意契約によろうとするときは、(中略)なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされている。

また、「[「知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについて】(平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局長通知)では、「随意契約のうち予定価格が三十万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。(中略)単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと」とされている。

ところで、資源循環推進部における印刷請負契約について見たところ、表2のとおり、同一の課において同時期に、それぞれの予定価格が30万円未満であるとして、単数見積による随意契約としている。

まとめて1件の契約とすれば予定価格が30万円以上となり、2人以上の者から見積書を徴することで競争性を確保できるとともに、事務の効率化にもつながるところ、それぞれにおいて随意契約を行っていることは、適切でない。

部は、随意契約に係る事務手続を適切に行われたい。

(環境局)

(表2) 同一課において同時期に契約を締結している随意契約

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
浄化槽法関係法令集の印刷	平成31.2.6~平成31.3.22	206,280	A
「浄化槽を設置・使用される方へ」外1件の印刷	平成31.2.6~平成31.3.22	235,440	B

(財産)

(3) 保護具の管理を適正に行うべきもの

多摩環境事務所は、所で使用する労働安全衛生保護具を管理している。管理に当たっては、東京都環境局労働安全衛生保護具措置基準（平成27年4月施行）及び多摩環境事務所保護具管理使用細則（平成7年4月施行。以下「細則」という。）により管理を行わなければならない。

所における保護具の管理状況を見たところ、細則第8条では6か月ごとに保護具の管理状況等を点検するよう定められているにもかかわらず、表3のとおり、所の全ての課において、最後に点検を行ってから監査日（平成31年4月16日）現在までの1年以上の期間、点検を行っていないことが認められた。

所は、保護具の管理を適正に行われたい。

(環境局)

(表3) 各課の保護具の点検状況

課	最終点検日
管理課	平成30年3月31日
環境改善課	平成28年8月 2日
自然環境課	平成29年2月 1日
廃棄物対策課	平成29年3月31日

福祉保健局

1 指摘事項

(その他)

(1) 厳格管理情報の管理を適正に行うよう各部・所を適切に指導すべきもの

局内の契約事務について所管する総務部は、財務局から通知された「「入札契約事務に係る情報管理の徹底について」の一部改正について（通知）」（平成31年2月19日付30財経総第2361号。以下「通知」という。）における厳格管理情報（注）の適正管理を徹底するよう、局内において周知を行ってきた。

しかしながら、各部・所における厳格管理情報の管理状況について見たところ、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

(注) ①予定価格、②最低制限価格、③低入札価格調査基準価格、④入札参加希望者及び指名者の名称及び数、⑤予定価格となる契約目途額及び設計額など、その時点では公にされていない契約事務に係る情報であって、漏えいすることで入札等の公正を害することとなる情報である。

ア 厳格管理情報が記載された電子データの管理について

通知では、厳格管理情報が記載された電子データ（以下「厳格管理情報データ」という。）の管理については、パスワード設定だけでなく、ファイルサーバを適切な単位で区切り、担当職員以外の者が閲覧等できないよう、アクセス制限を設定することとしている。

局では、起工部署が契約目途額を積算して契約部署へ契約締結依頼を行い、契約部署は契約手続を行うに当たって予定価格を積算している。起工部署及び契約部署は、積算した契約目途額や予定価格等の厳格管理情報データをそれぞれの部署の共有フォルダ内で保管しており、同一の課の職員であっても起工部署又は契約部署以外の者がアクセスできないよう制限している。

ところで、当該フォルダ内で管理する厳格管理情報データのアクセス制限の状況について確認したところ、少子社会対策部、北児童相談所、江東児童相談所及び誠明学園において、起工部署及び契約部署の中に、契約事務手続に直接関与しない職員（物品管理事務担当、庶務事務担当等）がおり、監査日（令和元年6月5日）現在、厳格管理情報データを常時閲覧することが可能な状態となっていることが認められた。

イ 厳格管理情報が記載された書類の管理について

通知では、厳格管理情報を適正に取り扱うため、起工起案書及び契約手続における起案文書の作成、回付、保管等の各過程における取扱方法を定めている。

そこで、各部・所において、契約手続を行う際に通知に従って適切に事務を行っているか見たところ、多数の部・所において、次のような事例が多数見受けられた。

- (ア) 契約目途額が記載されている起工書等は、厳格管理情報の確認・差替え等が容易にできないよう、契約手続中は封筒等に封印することとされているが、封印が必要な書類の封印を一度も行っていない。
- (イ) 封筒等については、封印の横などに日付等の記録をすることとされているが、封筒に封印又は開封の日付を記載していない。
- (ウ) 封印の必要がある期間の経過後、封筒等は封印・開封の履歴として厳格管理情報が記載された書類とともに当該契約原議につづることとされているが、封筒を破棄又は契約原議と別に保管している。
- (エ) 封印を行わない書類には、契約目途額ではなく、概算額等を記載することとされているが、概算額等で記載する必要のある文書に、契約目途額を記載している。

総務部は、各部・所に対して、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）で定められている会計事務についての自己検査とあわせて、厳格管理情報の取扱いを含めた契約事務等の検査（以下「自己検査」という。）も行っている。

そこで、自己検査時における指導の内容について確認したところ、上記のア及びイの事項に対する具体的な指導記録がない、又は、不十分であるため、各部・所に対して、厳格管理情報の取扱いの問題点や、適正な事務処理方法が正確に伝わっていない状況となっていることが認められた。

これは、自己検査に使用する記録票で契約手続の各過程における厳格管理情報の取扱いに関する具体的なチェック項目が定められていない等、総務部が自己検査時における確認事項や指導方法を適切に定めた上で実施していないことによるものである。

局における厳格管理情報が記載された電子データや書類の管理を統括する総務部は、厳格管理情報の漏えい等のリスク低減の観点から、適正でない状況が多数の部・所で見受けられたことを踏まえ、局内の各部・所の状況を把握した上で、厳格管理情報の管理を適正に行うよう各部・所を適切に指導されたい。

(福祉保健局)

(歳出)

(2) 在庫管理を徹底し、試薬等の購入を適切に行うべきもの

島しょ保健所三宅出張所は、表1の契約によって、小規模企業健診(注)(以下「健診」という。)に必要な試薬等を購入している。

これらの契約について見たところ、表2のとおり、1か月ほどの間に12品目が重複して購入されていること、また、どちらの予定価格も30万円未満であるため、「「知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについて」(平成13年3月30日12財経総第2077号財務局長通知)により1者のみの見積りで契約されていることが認められた。

このことについて、所は、表1項番1の契約は在庫と今後の必要量を十分に確認せずに購入したものであったため、表1項番2の契約で改めて以後の健診の予定を踏まえて不足している試薬等を購入したものであるとしている。

所が短期間で重複した購入を行っていることは、試薬等の在庫について管理簿などによる管理をしていないためであり、現物を確認しないと正確な在庫が分からない状況となっている。

購入数量が増え予定価格が30万円を超えれば、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の規定に基づき、複数者による競争見積りとなり、契約金額の低減が期待できる。また、所は、この2件以後にも試薬等を購入していることから、主な品目を年間の単価契約とすることで、契約手続や支払いに係る事務が軽減できる。

所は、管理簿等によって在庫管理を徹底し、試薬等の購入を適切に行われたい。

(福祉保健局)

(注) 従業員50人未満の事業所の従業員を対象に行われる健康診断

(表1) 試薬等の購入状況

(単位:円)

項番	契約件名	契約日	履行期限	契約金額	契約相手方
1	真空採血管ほか24点の買い入れ	平成30.5.1	平成30.5.15	295,779	A
2	真空採血管ほか19点の買い入れ	平成30.5.24	平成30.6.15	276,780	B

(表2) 重複する購入品目の内訳

(単位：円)

項番1の契約			項番2の契約		
購入品目	数量	金額	購入品目	数量	金額
真空採血管ゴム栓タイプ 7ml×100本	1箱	12,000	真空採血管ゴム栓タイプ 7ml×100本	3箱	31,920
真空採血管 採血管2ml×100本	1箱	2,100	真空採血管 採血管2ml×100本	3箱	6,900
尿検査試験紙 100枚入り	2個	8,000	尿検査試験紙 100枚入り	1個	4,000
生化学検査用精製水 10ℓ	7個	26,250	生化学検査用精製水 10ℓ	10個	35,200
生化学検査試薬C AST(BIO)45回×2	4箱	15,200	生化学検査試薬C AST(BIO)45回×2	2箱	7,660
生化学検査試薬C ALT(BIO)45回×2	4箱	16,800	生化学検査試薬C ALT(BIO)45回×2	2箱	8,440
生化学検査試薬C γ-GT(BIO)45回×2	4箱	15,600	生化学検査試薬C γ-GT(BIO)45回×2	2箱	7,840
生化学検査試薬D LDL(BIO)40回×2	3箱	11,700	生化学検査試薬D LDL(BIO)40回×2	3箱	11,760
生化学検査試薬D GLU J(BIO)35回×2	3箱	13,950	生化学検査試薬D GLU J(BIO)35回×2	4箱	18,720
生化学検査試薬D -N TG(BIO)40回×2	3箱	16,950	生化学検査試薬D -N TG(BIO)40回×2	3箱	17,250
生化学検査試薬D HDL(BIO)40回×2	3箱	11,700	生化学検査試薬D HDL(BIO)40回×2	3箱	11,760
消毒用エタノール 500ml	2本	1,500	消毒用エタノール 500ml	4本	2,888
その他12点		122,120	その他7点		91,940
消費税		21,909	消費税		20,502
合計		295,779	合計		276,780

(財産)

(3) 消火器の交換等の対応を適正に行うべきもの

児童相談センターが所管する西部一時保護所は、年2回の消防設備点検を実施している。

平成30年12月25日実施の点検の結果を見たところ、所が管理する5本の消火器のうち、標準使用期限を経過しているもの（平成20年製造、型式失効したもの。（注）が2本あった。

こうした消火器については、破裂事故のおそれがあることから、速やかに交換又は耐圧性能の点検を行う必要があるところ、監査日（令和元年5月28日）現在、交換等が行われておらず適正でない。

児童相談センターは、消防設備点検結果を踏まえ、安全確保の観点から速やかに消火器の交換等の対応を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(注) 消火器については、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)の平成22年の改正により、新しい規格が定められ、旧規格により製造された消火器は、平成24年1月1日以降は型式失効となった。

旧規格の消火器については、令和3年12月31日まで設置可能であるが、10年を超えたものは3年ごとに耐圧性能の点検を実施しなければ継続して設置できない。

2 意見・要望事項

(財産)

(1) 災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用資器材等である手袋について

災害医療を所管する医療政策部は、災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用手袋等の医療用資器材等を購入し、都内備蓄倉庫等へ配置している。

ところで、厚生労働省は、平成28年12月27日付けで、医療用手袋についているパウダーは、ラテックスアレルギー(天然ゴム製品の使用による皮膚障害)を誘発したり、肉芽腫や術後癒着の形成リスクを高めたりするおそれがあるとの報告を踏まえ、都の衛生主管局である福祉保健局も含め各都道府県を通じて、医療機器製造販売事業者等に対し、パウダー付き手袋の新たな製造販売認証申請を控えるなど、平成30年末までにパウダーフリー手袋(注1)へ供給を切り替えるよう通知(以下「通知」という。)している。

また、消費者庁、厚生労働省及び経済産業省は、連名で、平成29年3月31日付けで、天然ゴム製品の使用によるラテックスアレルギーについての注意喚起のプレスリリースを行っている。プレスリリースでは、ラテックスアレルギーは、皮膚障害のほか、まれにアナフィラキシーショック(注2)を引き起こす場合があり、特に医療、製造業、清掃業、介護業などに従事し天然ゴム製手袋を頻繁に着用する人、手術など医療行為を何度も受けている人等は発症リスクが高いとされている。

そこで、表3の契約で部が購入した医療用手袋を確認したところ、仕様書においてパウダーフリーかつ非天然ゴム製の製品に限定していなかったため、結果的にパウダーフリーではあるものの天然ゴム製の製品が納品されていた。

部は、安全性確保の観点から通知等の趣旨を踏まえ、医療用手袋について、パウダーフリーかつ非天然ゴム製の製品に限定するよう仕様内容を見直すことが望まれる。

(福祉保健局)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
災害用救急医療資器材（新7点セット）の医薬品・医療資器材の買入れ（平成30年計画承認分・第1回）	平成31. 1. 25 ～平成31. 2. 28	7,866,720

(注1) アレルギーを誘発する可能性のあるパウダーが内面に塗布されていない手袋

(注2) アレルゲン等の侵入により、複数臓器に全身性のアレルギー症状が引き起こされ、生命に危機を与え得る過敏反応をアナフィラキシーといい、血圧低下や意識障害を伴う場合をアナフィラキシーショックという。

病院経営本部

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (財産)

(1) 物流管理等業務委託における棚卸の差異の把握等を行うべきもの

大塚病院は、表1のとおり、共同購入物品を含む診療材料、医薬品、日用品等の物品について物流管理等業務委託契約を締結し、受託者は、物流管理システム（以下「システム」という。）を使用して、納入業者からの購入物品の受入れ、薬剤倉庫及び用度倉庫から外来・病棟等への物品の払出・搬送・収納並びに物品の管理・棚卸等を行っている。

そこで、用度倉庫における棚卸状況を確認したところ、仕様書では、四半期に一回以上棚卸を実施することとなっており、受託者は毎月1回程度（平成30年9月及び12月は未実施）棚卸を行い、システムに計上される現在庫数（以下「システム在庫数」という。）と実際に倉庫に保管されている数量（以下「実在庫数」という。）を突合している。受託者が平成31年3月に棚卸を行った品目で、記録が残っていた1,268品目のうち診療材料の状況について見たところ、表2のとおり、システム在庫数と実在庫数に差異が生じる状況となっている。

受託者は差異の原因について追及を行うが、最終的に原因が突き止められなかった場合には、システム在庫数を実在庫数に合わせており、差異が生じた品目名や数量について病院は仕様書に報告の必要性を明記していないことから、受託者に報告を行わせていない。

また、診療材料については年度末の実地棚卸の結果が、決算における貸借対照表の流動資産や損益計算書の病院事業費用の根拠となっているため、棚卸の都度、病院が差異の状況を把握していないことは適切でない。

病院は、物流管理等業務委託に係る仕様書の見直しを行うとともに、棚卸の差異を把握し、原因究明及び必要に応じて対策を講じられたい。

サービス推進部は、病院の契約事務に関する指導、改善及び調整業務を担っており、棚卸を含む物品管理は病院の運営状況にも影響を及ぼすことから、病院に対し、物流管理等業務委託に係る仕様書の見直し及び物品管理業務受託者への指導・監督を適切に行うよう指導されたい。

(病院経営本部)

(表1) 契約の概要

契約件名	東京都立大塚病院物流管理等業務委託	
契約金額	75,388,935円	
契約期間	平成30.4.1～平成31.3.31	
契約相手方	A	
管理物品数	医薬品	約1,800品目
	診療材料	約3,300品目
	日用品及び印刷物	約40品目

(表2) 診療材料の棚卸状況 (平成31年3月)

システム在庫数より実在庫数が 少なかった数 (納品単位数)	1～10	11～20	21～30	31～40	50
品目数 (品目)	30	0	2	0	1

(注) 記録が残っていた1,268品目のうち、診療材料の棚卸状況

(支出)

(2) 契約事務を適正に行うとともに、契約手続に係る内部統制が機能するよう改善すべきもの

大塚病院は、施設及び医療機器の老朽化に際し、不具合のあった箇所について修繕及び工事契約等（以下「契約」という。）を行っている。

契約手続については、起工部署と契約部署が相互牽制^{けんせい}できる仕組みとするため、起工部署の施設担当が契約目途額を積算し、その後は契約部署へ契約締結^{ていけつ}を依頼し、契約部署が契約手続を行うこととなっている。現に大塚病院においては、庶務課に起工部署である施設担当及び改修担当のほかに、契約部署として用度担当が設置されている。

ところで、契約手続を見たところ、表3の案件などにおいては、起工部署の施設担当が契約目途額を積算しているが、契約部署が行うべき予定価格の積算、見積書の徴取、契約書の作成等の一連の契約手続についても施設担当が行っており、契約総件数2,129件のうち当該事務手続を行った契約件数は147件となっていることが認められた。

そこで、その経緯を確認したところ、施設担当及び改修担当が起工する契約については、少なくとも平成24年度以降から上記の手続で契約事務を行っており、用度担当は契約には関与していないとの説明を受けた。

これらのことから、

- ① 契約目途額を積算した起工部署の施設担当が、契約部署が行うべき予定価格の積算も行っており、公平・公正な調達を目指すべきである起工部署と契約部署の相互牽制^{けんせい}が機能していない。
- ② 厳格管理情報である予定価格が、契約部署以外の職員が知り得る状態となっている。

③ 病院内の契約手続に係る内部統制が機能していない。

などの状況が生じており、適正でない。

病院は、契約事務を適正に行うとともに、契約手続に係る内部統制が機能するよう改善されたい。

サービス推進部は、病院の契約事務に関する指導、改善及び調整業務を担っており、契約手続に係るリスク低減の観点から、他の病院の状況も調査した上で、厳格管理情報の管理及び契約事務を適正に行うよう各病院を指導されたい。

(病院経営本部)

(表3) 不適正な契約の事例 (147件の一例)

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	30ナースコールシステムの買入れについて	平成31.2.4～ 平成31.3.28	28,258,200	B
2	都立大塚病院(30)医療用吸引ポンプ更新工事	平成31.2.4～ 平成31.3.22	12,636,000	C
3	都立大塚病院(30)中水製造設備改修工事	平成31.2.4～ 平成31.3.22	4,968,000	D

産 業 労 働 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 江戸東京野菜の栄養分析委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの

農林水産部は、江戸東京野菜（注）の更なる振興のためには生産者の確保等の課題があり、そのためには、江戸東京野菜の基礎データの収集が必要であるとして、26品目についての栄養分析を、表1のとおり委託契約で行っている。

この委託契約では、分析に使用する試料は、部が指定する業者を通じて受託者が購入等により採取を行い、1品目ごとに分析結果を報告することとなっている。ただし、受託者の責によらず分析品目の採取が不可能な場合は部と協議することとしている。

ところで、契約の履行状況を確認したところ、出荷がなかった3品目の採取が不可能との協議を受託者から受け、部は3品目の分析を実施しないことを承諾している状況が見受けられた。

しかしながら、この分析品目の減に関する契約変更の手続は行われておらず、適正でない。契約目途額から試算すると、約44万円（監査事務局試算）が過大支出となっている。

部は、江戸東京野菜の栄養分析委託に係る契約変更手続を適正に行われたい。

(産業労働局)

(注) 江戸から昭和40年頃にかけて現在の東京周辺で作られていた、「練馬大根」や「瀧野川牛蒡」などの伝統野菜のこと。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
平成30年度江戸東京野菜生産流通拡大事業（江戸東京野菜の栄養分析）の実施委託	平成30.6.1～平成31.3.29	4,484,160

(歳出)

(2) 清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの

城東職業能力開発センター（以下「能力開発センター」という。）は、庁舎内の清掃業務について、表2のとおり、公益社団法人Aシルバー人材センターと請負による委託契約を締結している。

ところで、当該契約について見たところ、時間単価による単価契約となっており、能力開発センターは、作業者が清掃業務に従事した時間に応じて委託料を支払っている状況が認められた。

しかしながら、受発注者が遵守すべき「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン（平成28年9月9日）」（厚生労働省及び公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行。以下「ガイドライン」という。）では、表3の項目のとおり、請負契約の契約金額は、人工計算（時間単価×人数）でなく、作業量で計算するものであることとしている。

したがって、能力開発センターが、作業時間に応じて委託料を支払っていることは、ガイドラインの項目を満たしておらず、請負契約として適正でない。

能力開発センターは、清掃業務委託について、適正な契約を締結されたい。

(産業労働局)

(表2) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
平成30年度日常清掃業務委託（単価契約）	平成30.4.1 ～平成31.3.31	1時間当たり1,086.48円 (推定総金額2,651,011円)	公益社団法人Aシルバー人材センター

(表3) 就業形態別の判断基準 (ガイドラインより抜粋)

(7) 就業形態別の主な判断基準
<p>請負</p> <p>請負により業務を行う場合、<u>次のいずれの項目も満たす必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 請負った業務が発注者の指揮命令を受けずに独立して処理できるものであること。● 仕事の分担、段取りおよび緩急の調整などの管理を会員自らが行うものであること。● 発注者の雇用する労働者と混在して業務を行うものでないこと。ただし、やむを得ず混在して業務を行う場合は、業務の遂行に関する判断やその他管理を会員自らが行い、請負った業務を自らの業務として発注者から独立して処理するものであること。● 発注者が会員の選定、配置および交替に関与したり、名簿や履歴書などの提出を義務付けしているものでないこと。● 会員が発注者から仕事の内容について詳細を聞かれることはあっても、発注者が会員に作業処理の指示、就業時間の管理および残業などの指示をするものでないこと。● 発注者の就業規則、サービス規則などの遵守を会員に義務付けしているものでないこと。● <u>請負契約の契約金額は、人工計算 (時間単価×人数) でなく、作業量で計算するものであること。</u> <p><u>と。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 業務に必要な機械、設備、機材は、シルバー人材センターおよび会員の責任と負担で調達するものであること。● 機械、設備、器材、材料もしくは資材を発注者から借入または購入した場合は、別個の双務契約 (賃貸借契約など) を締結し、シルバー人材センターおよび会員が保守および修理を行うか、保守および修理に要する経費を負担するものであること。

(注) 太字及び下線は、監査事務局による強調である。

中央卸売市場

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (支出)

(1) 要綱の制定又は協定の締結に当たり重要な事項について漏れなく記載すべきもの

管理部は、築地市場の豊洲への移転に当たり、市場業者や業界団体の経済的な負担等が大きくなっていることから、廃棄物処理に対する補助金要綱(注1)の制定を行っている。

一方、事業部は、豊洲市場への円滑な移転及び築地市場の閉場対応を目的として、都と事業者の役割分担や費用負担について定めた協定(注2)の締結を行っている。

上記要綱及び協定について見たところ、下記のとおり、本来規定すべき重要な事項が一部定められていないことが認められた。

(注1)「築地市場閉場に伴う廃棄物処理費用補助金交付要綱」(平成30年8月16日30中管市第211号)

(注2)「豊洲市場への円滑な引越及び築地市場の閉場対応に関する連携協定書」

主な内容は、下記のとおり。

事業者団体：引越計画の各事業者への周知、各引越業者との交渉及び調整

都：負担金(予算額1.5億円)の支出

ア 要綱における問題

管理部は、事業活動によって生じる廃棄物処理に対する補助については、本引越期間及び引越調整期間では、補助対象であるとしているが、要綱において、重要な補助要件である補助対象期間及び補助割合が定められていない。

そこで、移転計画に基づいて作成された資料について確認したところ、「閉場説明会資料」では補助対象となっている一方で、「引越要領書」においては補助対象外の表示となっている。

また、補助は、廃棄物の処理に要した経費の全てであるとしているが、補助割合については、いかなる資料においても定めがない。

イ 協定における問題

築地市場の閉場に当たり、場内事業者が造作工事により設置し、建物に付帯しているもの(以下「建物付帯物」という。)の廃棄処理に要する経費の負担については、事業者との調整を所管する管理部が、事業者と協議の上で決定を行い、協定等に規定する必要がある。

ところで、旧築地市場の解体工事を所管する事業部は、必要な手続(注3)を経た後、建物付帯物については、当該解体工事の中で、その他の解体廃材とともに処分を行ったとしており(注4)、当該経費は全額都の負担となっているが、この取扱いについて、協定等に記載がない状況となっている。

管理部は、要綱の制定又は協定の締結に当たり、補助要件や費用負担等重要な事項について漏れなく記載されたい。

(中央卸売市場)

(注3)「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等の原状回復免除及び権利放棄に関する申請書」の提出

(注4) その他の解体廃材とともに処分を行ったため、当該処分量及び経費の額は不明である。

(局別重点監査事項) (その他)

(2) 構内事故及び苦情等対応事務について

豊洲市場は、豊洲市場における場内秩序及び衛生の保持等を図り、特に開場後においては、市場業務の円滑な遂行に資することを目的として、表1のとおり、豊洲市場警備委託契約を締結している。

当該委託契約により、場は、構内で生じた事故や苦情・相談・要望等について仕様書に定められた様式により受託者から報告を受けている。

場が報告を受けた構内事故及び苦情等の対応状況について見たところ、次のような状況が認められた。

(表1) 契約の概要

契約件名	豊洲市場警備委託
契約期間	平成30.4.1～平成31.3.31
契約金額	686,880,000円(税込)
契約相手方	A
契約内容	防災センター業務、巡回業務、詰所業務、検問・交通誘導業務等
報告様式	「委託業務日誌」「事故内容詳細」「施設損壊事実確認調書(原因者不明用)」「施設損壊に係る誓約書(原因者判明用)」「苦情・相談・要望等の受付票及び修理依頼票」など11様式

ア 構内事故対応事務を適切に行うべきもの

場は、構内事故について、原因者が判明している場合、原因者に対して、損傷箇所の原状回復をさせており、平成30年10月から同年12月において発生した物損事故160件のうち108件を原因者判明分として受託者から報告を受けている。

当該案件について、原状回復の状況を見たところ、監査日(平成31年1月16日)現在、原状回復が完了していないものは表2のとおり60件であり、その事例は表3のとおりであるが、これについて、場は、原状回復の進捗状況の記録(以下「進捗記録」という。)を作成していないことが認められた。

原状回復をさせる対象案件が多数に上り、また、事故発生から一定期間経過している案件が相当数認められることから、場は、原状回復を着実に進めるために、進捗記録を作成する必要がある。

場は、構内事故による損傷箇所の原状回復に係る進捗記録を作成するなど、構内事故対応事務を適切に行われたい。

(中央卸売市場)

(表2) 施設損壊に伴う原状回復が未完了の件数

取扱月	件数(件)
10 月以前	13
11 月	11
12 月	36
計	60

(表3) 施設損壊に伴う原状回復が未完了であるものの事例(10月以前分)

項番	損壊日	街区	破損物	状況
1	7月31日	6街区	石膏ボード	壁から出ている石膏ボードに物を置いた際に破損
2	10月7日	5街区	消防水利看板	消防水利看板が根元から損傷
3	10月12日	5街区	シートシャッター	シートシャッターに衝突、破損
4	10月12日	7街区	壁・配管	荷役リフトの操作を誤り、手洗い器に衝突、壁・水栓バルブともに破損
5	10月18日	6街区	自動扉	ターレで扉から外へ出る際に、自動扉に衝突、破損
6	10月19日	5街区	監視カメラ	パレット積載作業中、上昇させたフォークにより監視カメラを破損
7	10月20日	7街区	高さ制限バー 配線ラック	高さ制限バーに車両の屋根が接触し、バーを損傷
8	10月22日	5街区	交通標識	ターレ接触による破損
9	10月22日	7街区	照明器具	蛍光灯を破損
10	10月23日	5街区	車両センサーガ ードポール	車両センサー及びガードポールが破損
11	10月26日	6街区	消火設備	右折の際に接触、破損
12	10月26日	7街区	シートシャッター センサー	フォークリフトでスロープを走行中、センサーに接触、破損
13	10月27日	7街区	照明器具	蛍光灯の笠が変形

イ 苦情等対応事務を適切に行うべきもの

苦情等の対応について、受託者は、様式「苦情・相談・要望等の受付票及び修理依頼票」により報告を行っており、豊洲市場が稼働を始めた平成30年10月から同年12月までの苦情等の取扱件数は、表4のとおり306件であり、その事例は表5のとおりである。

ところで、当該苦情等に対する場の対応状況について見たところ、場は、警備・衛生関係の苦情等の対応経過について記録を作成していないため、場が当該苦情等に対して適切に対

応じたか否かが確認できない状況となっている。

場は、苦情等の対応経過について記録を作成するなど、苦情等対応事務を適切に行われたい。

(中央卸売市場)

(表4) 苦情・相談・要望等取扱件数について

取扱月	件数 (件)
10 月	68
11 月	137
12 月	101
計	306

(表5) 苦情・相談・要望等の事例 (10月分の一部)

項番	報告日	街区	苦情等の内容
1	10月11日	7街区	警備員の配置に関する要望
2	10月15日	6街区	ごみ捨ての時間が不明確。せめて時間を書いてほしい。
3	10月20日	7街区	場内業者がぐるり公園へ向けて水際門を乗り越えて退場したことを防犯カメラで確認。対策を求める。
4	10月22日	5街区	ターレが誰かに使用されている形跡がある。調べてほしい。
5	10月25日	6街区	シートシャッターの仕様がおかしいのではないかと。責任者の連絡を求める。
6	10月26日	7街区	業者が自動ドアにターレを接触、破壊させたのを目撃。また同事業者は、非喫煙エリアで喫煙を繰り返している。注意してほしい。
7	10月26日	6街区	ターレ接触事故に関して、監視カメラ映像の提供を求められる。
8	10月27日	6街区	立ち入り禁止場所に外国人が入場し、写真撮影を行っている。対応を求める。
9	10月29日	6街区	トイレ清掃業者が日常清掃の際にすべて閉鎖して困る。入ろうとすると怒鳴る。半分ずつやるなどしてほしい。
10	10月30日	5街区	タバコ入れの水が枯れてタバコの火がくすぶっていることが頻繁に見受けられる。定期的に水差し等を行ってほしい。
11	10月31日	7街区	駐輪場前をふさいで駐車する車両が迷惑なので、駐車禁止のカラーコーン等を設置してほしい。

(支出)

(3) システム改修における受託者に対する進行管理を適切に行うべきもの

事業部は、表6のとおり、市場日報公表システム(注1)の改修委託を行っている。

ところで、受託者に対する進行管理の手段として、仕様書には、各作業タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うために

ア 各作業タスクを明確にした上で、計画から遅れた場合、原因を調査し、要員追加や担当者変更等の体制見直しも考慮した改善策を提示し、都の承認を得た上で実施すること

イ 関係者が円滑かつ効率的なコミュニケーションを可能とするためにコミュニケーション管理(注2)をすること

ウ システム改修作業前に受託者が当システム改修について影響調査を行うことと定められている。

しかしながら、契約関係書類の確認や部へヒアリングを行ったところ、監査日(平成31年1月21日)現在、受託者の作業実績、コミュニケーション管理の手續及び当システム改修による現行システムへの影響調査結果について記録が残っておらず、各作業タスクの状況把握及びスケジュール管理を行っていることが確認できないのは適切でない。

部は、総務局が作成したシステム仕様書標準作成手順(設計・開発編)を参考にしつつ、受託者に対する進行管理を適切に行われたい。

(中央卸売市場)

(注1) 生鮮食料品等の取扱数量等について、卸売業者より報告を受けた内容を集計し、市場のホームページ上で公表するためのシステム

(注2) プロジェクトに係る参加者が円滑かつ効率的に状況を共有できるように、連絡手段や連絡内容を管理すること

(表6) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
豊洲市場移転に伴う市場日報公表システムの移行作業委託	平成30.4.27～平成30.10.19	4,935,600	B
市場日報公表システム改修業務委託	平成30.7.27～平成30.12.14	6,318,000	
市場日報公表システム改修業務委託(花きシステム)	平成30.9.21～平成31.3.20	9,504,000	

(支出)

(4) 衛生器具設置工事の履行確認を適正に行うべきもの

事業部は、足立市場水産仲卸店舗内における手洗器や流し台の設置工事について、表7のとおり契約している。

ところで、部は当該契約において、適正に施工されていることを明らかにするため、工事記録写真撮影要領に従い、工事施工中の状況等を工事件名や撮影年月日等が記載された黒板の文字等が確認できる設定で撮影したものを、受託者が提出することを求めているところである。

しかしながら、工事写真報告書を確認したところ、監査日（平成31年1月24日）現在、表8のとおり、撮影年月日が不明なもの等が過半数認められた。

工事記録写真における施工日等の情報は、契約期間中に施工されたものであることや工事経過を明らかにするため、正確に記載されていなければならないところ、部は、表8のとおり、不備がある状態の工事写真報告書を受託者から受け取ったにもかかわらず、受託者に指導し再提出を求めないまま、履行確認を行っていることは適正でない。

部は、契約の履行確認を適正に行われたい。

(中央卸売市場)

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
30足立市場水産仲卸店舗衛生器具設置工事	平成30.7.20～平成30.11.2	2,376,000	C

(表8) 工事写真報告書の状態

(単位：件、%)

項番	写真や報告事項について不備が認められる点	該当件数	全142件における割合
1	黒板や工事写真報告書に施工日時に記載がないため、撮影年月日が不明なもの	59	41.5
2	黒板の画像が不明瞭であり、施工日時等の情報が読み取れないもの	18	12.7
3	施工日時について、黒板、撮影データ、工事写真報告書上に記載されたもののいずれかが相違しているもの	5	3.5
	計	82	57.7

(支出)

(5) 廃棄物処理事業に対する負担金の交付決定を適正に行うべきもの

各場は、市場管理者として、市場の衛生を確保するため、要綱及び協定(注1)に基づいて、市場内で発生する廃棄物の処理経費のうち共用部分で発生するものの経費として、全体の処理経費のうち一定割合(15%)を負担している。

当該負担金の支出は、各場の事業者で構成される廃棄物処理のための団体(以下「団体」という。)が、それぞれ廃棄物処理業者と契約(注2)して支払った廃棄物の収集運搬等に係る経費について、各場を通じて管理部に請求を行い、部が申請内容の確認及び交付決定を行うことなどにより行っている。

ところで、大田市場及び淀橋市場において、当該負担金の交付手続について確認したところ、下記の不適正な取扱いが認められた。

(注1) 東京都中央卸売市場廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱

(平成23年12月12日23中管市第210号)

東京都中央卸売市場発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱

(平成18年10月31日18中管市第248号)

東京都中央卸売市場〇〇市場で発生する廃棄物の処理に関する協定

(〇〇には、各場の名称が入る)等

(注2) 淀橋など一部の場における発泡廃棄物処理については、委託契約によらず、団体が自ら処理を行っている。

ア 大田市場における一般廃棄物の負担金について、団体が交付申請を行うに当たり、廃棄物処理の委託契約における契約金額の算出をする際に、誤って改定前の契約金額を用いた上、場及び部のチェック漏れにより、表9のとおり、平成30年4月分及び5月分の支出額が、合計1万5,720円過少となっている。

(表9) 大田市場における負担金の過少交付の状況

(単位：円)

		青果部	水産物部	花き部	計
4月	誤	2,136,366	313,037	157,353	2,606,756
	正	2,144,202	313,037	157,353	2,614,592
	差額(a)	△ 7,836	0	0	△ 7,836
5月	誤	2,970,565	304,760	168,633	3,443,958
	正	2,978,449	304,760	168,633	3,451,842
	差額(b)	△ 7,884	0	0	△ 7,884
金額合計(a+b)		△ 15,720	0	0	△ 15,720

イ 東京都中央卸売市場発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱第3によると、団体が負担金の交付を受けようとするときは、申請書に申請の内容を証する文書を添えて提出しなければならないとされているが、淀橋市場において、団体からの交付申請に当たって、売却関係書類など根拠となる書類が提出されていない。

部、大田市場及び淀橋市場は、廃棄物処理事業に対する負担金の交付手続を行う際、要綱に基づき申請内容の確認を行い、交付決定を適正に行われたい。

(中央卸売市場)

建設局

1 指摘事項

(歳入)

(1) 土地占用料の納付の督促に係る事務を適正に行うべきもの

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項では、知事は、河川区域内の土地を占有する者から、土地占用料を徴収することができる規定されている。

また、法第74条第1項では、知事は、納付すべき土地占用料をその納期限までに納付しない者がある場合においては、期限を指定して、その納付を督促しなければならないとされ、同条第5項では、督促をした場合においては、延滞金を徴収することができるとしている。

ところで、第五建設事務所における土地占用料の債権管理について見たところ、監査日（平成31年2月15日）現在、表1の債権について、次のアからエまでの適正でない点が見受けられた。

ア 局が発行する「河川流水占用料等徴収事務の手引」（平成23年4月）では、納期限の6か月後を目途に督促状を発付するとしている。項番1から8について、所は「債務承認及び分納誓約書」を平成25年2月に債務者から徴していたが、督促状を発付したのが平成30年1月である。

イ 項番9及び11から21までは、督促をしなければならないとされているが、これを行っていない。

ウ 項番9、14及び17については、既に納付されているが、督促状を発付していなかったため、合計21万4,884円の延滞金を徴収することができなかった。

エ 項番10については、督促状を発付しているにもかかわらず、延滞金2万1,088円を請求していない。

所は、土地占用料の納付の督促に係る事務を適正に行われたい。

(建設局)

(表1) 土地占用料の債権管理における適正でない事例

(単位：円、日)

項番	債務者	債権額	納期限	督促状 発付日	納入日	滞納 日数	延滞金 (注)	区分
1	A	138,644	平成18.2.18	平成30.1.25	—	4,745	261,343	ア
2	A	187,312	平成18.2.18	平成30.1.25	—	4,745	353,083	ア
3	A	235,980	平成18.2.18	平成30.1.25	—	4,745	444,822	ア
4	A	210,772	平成18.4.30	平成30.1.25	—	4,674	391,360	ア
5	A	208,748	平成20.4.30	平成30.1.25	—	3,943	326,982	ア
6	A	208,748	平成21.4.30	平成30.1.25	—	3,578	296,713	ア
7	A	251,859	平成23.4.25	平成30.1.25	—	2,853	285,452	ア
8	A	251,859	平成23.5.2	平成30.1.25	—	2,846	284,752	ア
9	B	101,952	平成20.4.30	—	平成31.2.7	3,934	159,332	イ、ウ
10	C	52,096	平成28.5.2	平成28.12.6	—	1,019	21,088	エ
11	C	52,096	平成29.4.30	—	—	656	13,576	イ
12	C	52,096	平成30.4.30	—	—	291	6,022	イ
13	D	21,312	平成30.4.30	—	—	291	2,463	イ
14	E	22,890	平成29.4.30	—	平成30.1.25	269	2,446	イ、ウ
15	E	22,890	平成30.4.30	—	—	291	2,646	イ
16	F	4,985	平成30.4.30	—	—	291	576	イ
17	G	229,696	平成29.4.30	—	平成30.12.4	582	53,106	イ、ウ
18	G	229,696	平成30.4.30	—	—	291	26,553	イ
19	H	513,856	平成30.4.30	—	—	291	59,403	イ
20	I	120,768	平成30.6.30	—	—	230	11,034	イ
21	J	82,090	平成30.10.31	—	—	107	3,489	イ
合計		3,200,345					3,006,241	

(注) 延滞金については監査事務局にて試算

(歳出)

(2) 新労務単価による契約金額の変更を適正に行うべきもの

総務部は、国による新労務単価の決定(注1)及びそれに係る都の運用の通知(東京都財務局発出)(注2)を受け、「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」の適用による予定価格の設定及び契約金額の変更に関する取扱い等について(通知)」(平成30年2月26日付29建総用第987号。以下「通知」という。)により、局内における新労務単価の対応について、各部所に通知をしている。

通知では、単価の変更は工種ごとに新単価に落札率を乗じて算出することとし、落札率は、積算基準に基づき、起工額に応じた小数点以下の桁数(注3)としている。また、変更単価は円未満を切り捨て、新労務単価で積算した予定価格が変わらない場合(労務単価を用いていない場合)は当初契約単価と同額とすることが記載されている。

そこで、第三建設事務所、北多摩南部建設事務所及び北多摩北部建設事務所において、表2の契約に係る変更額の算出について見たところ、表3のとおり、落札率及び変更単価の算出において誤った処理を行ったことで、試算した結果、契約①から④については、合計8万802円の過大な支出、契約⑤については1万9,664円の過少な支出となっていることが見受けられた。

各所は、新労務単価による契約金額の変更を適正に行われたい。

また、新労務単価の運用を統括する総務部は、複数の所において誤った処理が見受けられたことから、局内の指導を徹底されたい。

(建設局)

(注1) 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価のこと。労働市場の実勢価格等を適切に反映させるため、必要に応じて国がこれらの単価を改定・公表している。

(注2) 国により決定された新労務単価について、都の運用に関する通知。当該通知では、平成30年3月1日以降に契約締結をした工事又は設計等委託のうち、旧単価を適用して積算した案件について、受注者は、契約金額の変更の協議を請求することができ、その変更後の契約金額は、新単価に当初契約の落札率を乗じて算出することとしている。

(注3) 起工額が100万円未満の場合は、小数点以下3桁の次の桁以下を切り捨て、起工額が100万円以上1,000万円未満の場合は、小数点以下4桁の次の桁以下を切り捨てることとしている。

(表2) 契約の概要

区分	事務所	契約件名	契約期間
契約①	第三建設事務所	道路橋梁 ^{りょう} 維持工事（新宿工区西その1） 単価契約	平成30. 4. 1 ～平成30. 10. 31
契約②		道路橋梁 ^{りょう} 維持工事（杉並工区南その1） 単価契約	平成30. 4. 1 ～平成30. 10. 31
契約③		放射第5号線補足用地測量ほか	平成30. 4. 1 ～平成30. 9. 30
契約④	北多摩南部建設事務所	側溝しゅんせつ委託その3（単価契約）	平成30. 4. 1 ～平成30. 10. 31
契約⑤	北多摩北部建設事務所	事業地管理工事（単価契約）その1	平成30. 4. 1 ～平成31. 3. 31

(表3) 各契約における処理概要

(単位：円)

区分	事項	事務所の処理	適正な処理	処理の結果
契約①	落札率	全ての工種の単価総額で算出	工種ごとに算出	20, 807
契約②	落札率	全ての工種の単価総額で算出	工種ごとに算出	39, 293
	変更単価	円単位を四捨五入	円未満切捨て	
契約③	落札率	小数点以下3桁目を四捨五入	起工額100万円未満のため、小数点以下3桁の次の桁以下を切捨て	16, 444
契約④	落札率	小数点以下4桁の次の桁以下を切捨て	起工額100万円未満のため、小数点以下3桁の次の桁以下を切捨て	4, 258
過大額合計				80, 802
契約⑤	変更単価	新旧単価が同額である材料単価等についても単価を変更	労務単価を用いていないため変更不要	△ 19, 664
過少額合計				19, 664

(注) 監査日現在において、支払が完了した分を基に試算をしている。

(財産)

(3) 支障木等の対応について適正に行うべきもの

東部公園緑地事務所は、霊園内で墓所に支障を与えている樹木や、活力低下による樹勢劣化が著しい樹木等（以下「支障木等」という。）について、「霊園における支障木等の対処について」（平成12年1月14日付11建公建第69号）の方針に基づき、対応することとなっている。

方針によると、対応は、次の流れにより行うこととなっている。

- ① 現況調査として、所は、都所有の墓所外の支障木等について、根や幹の支障状況、健全度等を調査し、霊園管理所（指定管理者）において工事要望に関する台帳を作成する。
- ② 工事の対象となる支障木等の選定として、①の調査の結果から、所と霊園管理所で協議の上、優先順位を決定し、リストを作成する。
- ③ 工事範囲内の墓地使用者に通知する。
- ④ 墓地使用者、霊園管理所、所の三者で立ち会い、工事内容の合意を図る。打合せの内容は記録簿に記入し、経緯を明確にし、同意書を作成し、工事対象として決定する。

ところで、所における支障木等の対応について確認したところ、支障木等として工事を行っているにもかかわらず、上記②のリストや④の記録簿及び同意書は作成されていないことが見受けられた。

支障木等の対応に当たっては、墓地使用者の所有物に影響があることから、墓地使用者に対して、選定の考え方を合理的に説明するとともに、後年において齟齬が生じないように、合意内容と経緯を書面により明らかにしておくことが必要である。

所は、支障木等の対応について適正に行われたい。

(建設局)

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 腐食調査委託に係る契約変更の手續を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、平成10年度以降の港湾鋼構造物の腐食に関するデータの収集、整理及び腐食の傾向を把握するために、調査等業務及び水域環境調査業務を内容とする表1の契約を締結している。

このうち水域環境調査業務の内容について見たところ、テストピース(注)の設置に関し、仕様書では、大井水産物ふ頭等5か所に合計15個を設置することとなっているところ、実際に設置されたテストピースは1か所(大井水産物ふ頭)のみに12個であることが見受けられた。

これは、受託者から、より充実したデータの把握のため、表2の理由により、テストピースの仕様、設置箇所及び個数について表3のとおり変更したい旨の協議があり、所が承認したことによるものである。

テストピースの仕様や設置箇所及び個数については、仕様変更に当たり、東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和39年東京都規則第130号)第20条の3及び第39条に基づき書面等による契約変更の手續が必要となるにもかかわらず、所は、これをしないまま、契約内容と異なる作業を実施させていることは適正でない。

所は、契約変更の手續を適正に行われたい。

(港湾局)

(注) 鋼構造物と同様の環境に設置することにより、その腐食状況を確認するための試験片

(表1) 契約の概要

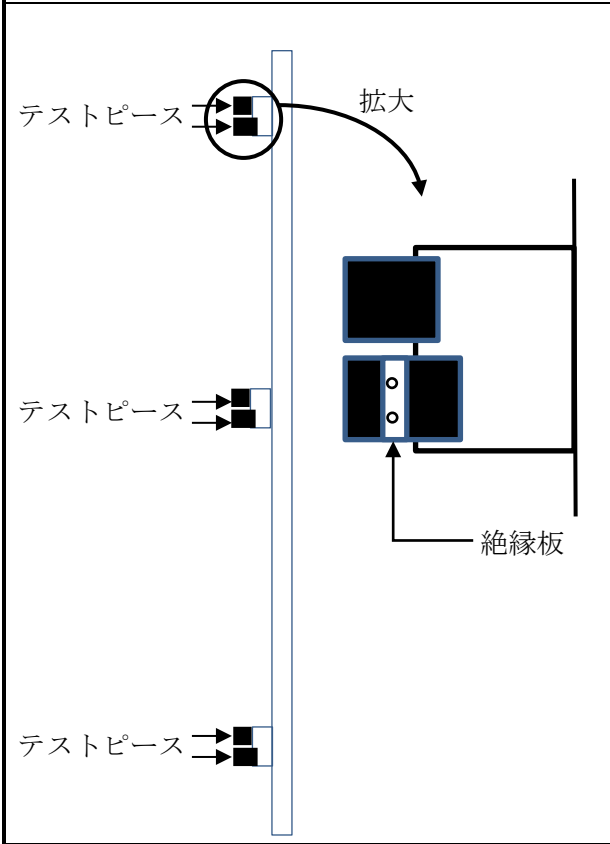
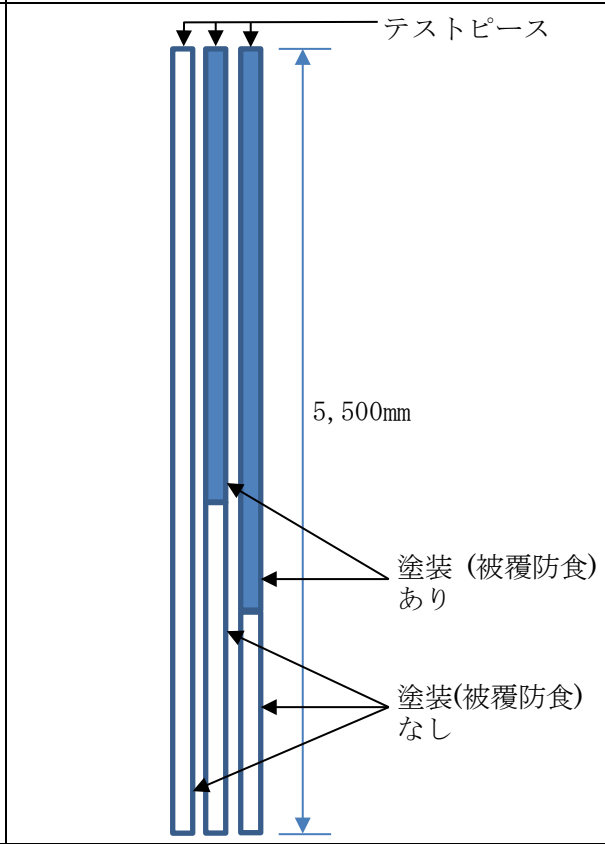
(単位: 円)

契約件名	契約期間	契約金額
平成30年度東京港港内港湾鋼構造物腐食調査委託	平成31. 1. 12~平成31. 3. 28	8, 262, 000

(表2) 変更理由

<p>① 連続試験片の採用 本試験の主たる目的は、被覆防食下端の最適な位置を確認することである。被覆防食の下端の違い、無防食、電気防食などのケースについて集中腐食付近を連続的に測定できる試験片としデータの充実を図る。また、水深方向に連続的に電気防食効果(防食率)を把握し、過去のデータと比較することが可能となる。</p> <p>② 塗装した試験片の設置 被覆防食を模擬し、集中腐食の効果を検証することが可能となる。</p> <p>③ 無防食試験片の設置 各水深における現状の腐食速度を把握するとともに過去の無防食試験片による腐食速度、過去の腐食調査結果による腐食速度とも比較することが可能となる。</p>
--

(表3) テストピースの仕様、設置箇所及び個数

契約の仕様	所が変更を承認した仕様
試験片：幅、厚み、長さを指定せず	連続試験片：幅50mm×厚み6mm×長さ5,500mm 架台に取り付けて設置
 <p>拡大</p> <p>絶縁板</p>	 <p>テストピース</p> <p>5,500mm</p> <p>塗装(被覆防食)あり</p> <p>塗装(被覆防食)なし</p>
品川ふ頭、朝潮ふ頭、日の出ふ頭、夢の島マリーナ、大井水産物ふ頭の5か所に設置	大井水産物ふ頭の1か所に設置
設置個数合計15個	設置個数合計12個

(局別重点監査事項) (財産)

(2) 上屋の使用が適正に行われるよう使用許可受者への指導を適切に行うべきもの

上屋とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項で規定された荷さばき施設であり、当該施設を使用する事業者は、東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）第6条により知事の許可を受けなければならないとされている。

ところで、東京港管理事務所は、芝浦ふ頭にある上屋の使用許可に係る事務を行っている。

そこで、上屋が使用許可に基づいて適正に使用されるよう、所が適切に管理しているか現況を確認したところ、監査日（平成31年4月16日）現在、使用許可がなされていない上屋の通路部分に貨物が置かれていることが見受けられた。また、所に対し、その部分に長時間に渡り貨物が存置されている状況が常態となっているかを確認したところ、所はこのことを認めている。

通路部分は、上屋の効率的、安全な荷役作業を確保するとともに、複数の事業者が貨物の運搬で使用するために必要であるにもかかわらず、その部分に長時間にわたり貨物が存置されている状況が常態となっていることは適正でない。

所は、使用が適正に行われるよう使用許可受者への指導を適切に行われたい。

(港湾局)

(局別重点監査事項) (財産)

(3) 東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の点検診断を適正に行うべきもの

局は、予防保全型の維持管理を推進するため、東京港港湾施設等予防保全基本計画（以下「計画」という。）を策定し、施設の延命化を図ってきている。そして、予防保全型維持管理の基本方針の一つに、綿密な点検診断を実施し、これに基づく補修等の必要な対策を実施することで、予防保全型の維持管理業務を徹底することを挙げている。

また、係留施設等の点検診断について、局は、港湾構造物点検マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、港湾構造物ごとに、日常点検等における点検項目、方法、劣化度の判定基準等について綿密な点検診断要領を示し、港湾構造物の点検診断に適用するとしている。

ところで、係留施設である東京夢の島マリーナ（以下「マリーナ」という。）は、計画の対象施設として指定され、その管理は、東京港管理事務所が所管している。

また、マリーナは、民間事業者の自主性や創意工夫を活かした効率的運営により利用者サービスの向上を図るため、表4のとおり、マリーナ全体を民間事業者に貸し付けた上で、マリーナの係留施設である浮棧橋をはじめとした各施設の日常的な点検等については、借受者が実施することとされている。

そこで、借受者によるマリーナの係留施設である浮棧橋の日常的な点検状況について確認したところ、表5及び表6のとおり、マニュアルにある点検診断要領とは全く違う、チェックリストにより実施されていることが見受けられた。

マリーナの管理を所管する所は、マニュアルにある点検診断要領に基づく日常点検により管理すべきところ、それがなされていないことは適正でない。

日常点検は、大規模な変状のほか、施設の利用上の支障となるものを発見し、利用者などに危険が及ぶのを防ぐことはもとより、予防保全型の維持管理業務を徹底するために重要である。

所は、東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の点検診断を適正に行われたい。

(港湾局)

(表4) 貸付けの概要

(単位：円)

借受者	貸付期間	賃料（年額）
A	平成30.4.1～令和5.3.31	259,200,000

(表5) マニュアルで示された点検診断要領

マニュアルで示された点検診断要領 (抜粋)	浮棧橋			
	点検診断の項目	点検方法及び劣化度の判定基準		
	ポンツーン外部	目視 ・ひび割れの発生状況	有	<input type="checkbox"/> ひび割れがある。 <input type="checkbox"/> 錆汁がある。
		・錆汁の発生状況	無	<input type="checkbox"/> 腐食による開孔や変形はない。
	ローラー部	異常音の有無	有	<input type="checkbox"/> ローラー部から異常音が出ている。
			無	<input type="checkbox"/> ローラー部からの異常音はない。
	係留杭・係留チェーン	目視 ・係留杭の状態、係留チェーンの破断	有	<input type="checkbox"/> 係留杭に変形、著しい摩耗、開孔がある。 <input type="checkbox"/> 係留杭に著しい摩耗がある。 <input type="checkbox"/> 係留杭に軽微な摩耗や孔食がある。 <input type="checkbox"/> 係留チェーン被覆材に亀裂や剥離が全体的にある。
			無	<input type="checkbox"/> 上記以外の軽微な変状がある。 <input type="checkbox"/> 変状なし。
	連絡橋・渡橋	目視 ・移動の安定性 ・錆、損傷の有無 ・塗装	有	<input type="checkbox"/> 連絡橋が不安定でポンツーンへの移動が困難である。
			無	<input type="checkbox"/> 上記以外の軽微な変状がある。 <input type="checkbox"/> 変状なし。
エプロン	目視 ・コンクリート又はアスファルトのひび割れ、凹凸、段差	有	<input type="checkbox"/> コンクリート舗装でひび割れ度が2m/m ² 以上である。 <input type="checkbox"/> アスファルト舗装でひび割れ率が30%以上である。 <input type="checkbox"/> 車両の通行や歩行に支障があるひび割れや損傷が見られる。 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装でひび割れ度が0.5~2m/m ² 以上である。 <input type="checkbox"/> アスファルト舗装でひび割れ率が20~30%である。	
		無	<input type="checkbox"/> 上記以外の軽微な変状がある。 <input type="checkbox"/> 変状なし。	
係船柱及び係船環	目視 (メジャー等による計測を含む、以下同じ) ・損傷、変形 ・塗装の状態	有	<input type="checkbox"/> 破損、損傷等により使用できない状態である。	
		無	<input type="checkbox"/> 上記以外の軽微な変状がある。 <input type="checkbox"/> 変状なし。	
防舷材	目視 ・ゴム部の損傷 ・取付金具の錆や傷	有	<input type="checkbox"/> 本体(ゴム)：脱落、永久変形がある。 <input type="checkbox"/> 取付金具：ゆるみ、抜け、曲がり、切断がある。	
		無	<input type="checkbox"/> 上記以外の軽微な変状がある。 <input type="checkbox"/> 変状なし。	

(表6) 借受者のチェックリスト

借受者のチェックリスト	浮棧橋		
	点検項目	点検内容	
	浮棧橋	棧橋板に破損はないか	
		鳥糞等の汚れを清掃したか	
		クリートのガタツキはないか	
		サブ棧橋の連結部分に異常はないか	
		放置物・危険物がないか	
その他異常は見られないか			

(歳出)

(4) 複数単価契約における指示を適正に行うべきもの

東京港管理事務所では、港湾局所管トンネルの排水施設等の清掃により発生した産業廃棄物(汚泥)の処分を表7のとおり実施している。

ところで、本件契約では、受託者は委託者の指示(指示書)により作業を実施するとしており、合計11回の指示を行っているところ、10回目の指示書において、汚泥処分12.5m³分を表8のとおり、誤った単価により指示を行っていることが見受けられた。このため、発注額が8万1,000円過少となっている。

また、本件契約の特記仕様書によれば、「契約期間において、発注限度額に達したときは、発注限度額を超えて発注することはできない」とされているが、10回目の指示を正しい単価で指示した場合の本件契約の最終的な発注額は、合計で998万1,252円となり、発注限度額を超えている。このため、11回目の指示において、本件契約の発注限度額に合わせた指示内容の調整や新たな契約締結が必要であった。

所は、複数単価契約における指示を適正に行われたい。

(港湾局)

(表7) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	発注限度額(税込)	支払金額(税込)
平成30年度産業廃棄物(汚泥)処分委託(単価契約)	平成30.4.1~平成31.3.31	9,936,000	9,900,252

(表8) 適正でない指示内容

(単位:m³、円)

工種内容			指示数量・単価・発注額				
工種番号	工種名	形状・寸法・摘要	数量(A)	正		誤	
				単価(B)	発注額(C=A×B)	単価(B')	発注額(C'=A×B')
9	汚泥処分	その他の汚泥1(雨水桝等からの発生汚泥)	12.5	33,000	412,500	27,000	337,500
差額(C - C')					(税抜)	75,000	
					(税込)	81,000	

(歳出)

(5) 経済性を考慮して契約を発注すべきもの

東京港建設事務所は、新海面処分場の整備及び伊豆諸島の港湾・漁港整備のために製作され、仮置きされているケーソン（注）の管理業務について、表9のとおり、2件の契約を締結し、実施している。

ところで、これらは、平成24年度及び平成25年度には、同一の契約により実施されていたが、台風等による緊急時点検及び緊急時復旧において、受注者へ指示する際に、発注者であった埋立整備課（青海分室）が、もうひとつの所管課である港湾整備課（港南庁舎）と受注者間の連絡を中継することとなっていたため、連絡調整を迅速かつ効率的に行うことが困難であった等の理由から、平成26年度より、所管課ごとに契約を締結し、業務を実施しているものである。

しかしながら、表9のとおり、これら2件の契約は、履行場所や業務内容が重複するほか、契約期間も一致しており、受注者との連絡先を各所管課にするなど工夫することで、連絡調整を効率的に行うことができ、同一の契約でも実施することが可能なものとなっている。

そこで、2件の契約における業務内容を変更せずに同一の契約で実施した場合における経費について、監査事務局において試算したところ、表10のとおり、一般管理費等諸経費の削減により、現状に比べ、35万円低減可能であった。

所は、経済性を考慮して契約を発注されたい。

(港湾局)

(注) 防波堤や岸壁等の基礎や本体として設置される中空の箱状のもの。都では、伊豆諸島及び小笠原諸島で用いられているほか、東京港内の新海面処分場では埋立護岸にも用いられている。

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名 (所管課)	業務内容	契約期間	履行場所	契約金額	契約 相手方
新海面処分場 仮置ケーソン 管理業務委託 (埋立整備課/ 青海分室)	①海上定期点検 (昼間) 12回 ②海上定期点検 (夜間) 24回 ③緊急時点検 1回 ④緊急時復旧 1回	平成30. 4. 1) 平成31. 3. 31	江東区東 雲二丁目 地先水面 ほか	6,048,000	B
伊豆諸島仮置 ケーソン管理 業務委託 (港湾整備課/ 港南庁舎)	①海上定期点検 (昼間) 10回 ②海上定期点検 (夜間) 20回 ③陸上点検 12回 ④緊急時点検 4回 ⑤緊急時復旧 1回	平成30. 4. 1) 平成31. 3. 31	江東区東 雲二丁目 地先水面 ほか	6,156,000	C

(表10) 同一契約とした場合の経費低減の試算

(単位：円)

契約件名	現状		同一契約で実施		差引(A+B-C)
新海面処分場 仮置ケーソン 管理業務委託	直接業務費	3,251,397	直接業務費	6,548,963	350,000
	諸経費(注)	2,424,603			
	計(A)	5,676,000	諸経費(注)	4,531,037	
伊豆諸島仮置 ケーソン管理 業務委託	直接業務費	3,297,566	計(C)	11,080,000	
	諸経費(注)	2,456,434			
	計(B)	5,754,000			

(注) 諸経費の額は、港湾工事積算基準に基づいて算出した金額である。

(歳出)

(6) 海底の状況を把握した上で護岸の耐震化工事を行うべきもの

東京港建設事務所は、豊洲運河の越中島三丁目側の護岸の耐震性の向上のため、表11の工事を施行している。

所は、平成28年度に行った実施設計に基づき、図1の「原設計」欄のとおり、基礎捨て石工法による耐震化工事を行おうとしたが、実際には、平成14年度から平成16年度に行われた地盤改良工事によりA.P.(注)-0.8mの海底面まで固化した状態であったため、工期を延伸し、図1の「変更設計」欄及び表12のとおり、工事内容の変更を行って、基礎捨て石工の大半を行わないこととした。

(注) Arakawa Peil、荒川工事基準面。中央区新川の霊岸島潮位観測所の最干潮面をA.P.±0mとしている。

(表11) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
平成29年度豊洲運河(越中島三丁目)内部護岸(改良)建設工事	平成29.11.24～平成30.3.29 (変更)平成29.11.24～平成30.8.20	36,208,080 (変更)44,991,720

(図1) 原設計及び変更設計の概要

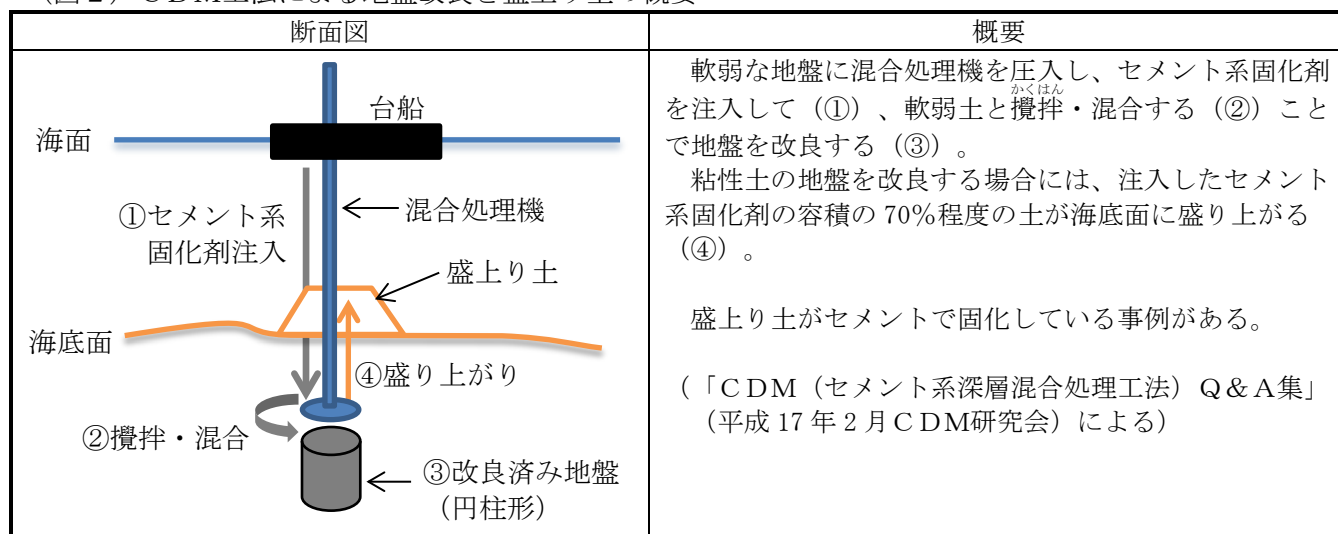
	概要	断面図
原設計	<p>1 平成14年度から平成16年度にかけて、A.P.-3.0mを天端(てんば)として、セメント系深層混合処理工法(CDM工法。図2のとおり)による地盤改良(①)、②の盛り土部分は軟弱土である前提で設計。</p> <p>2 A.P.-3.0mまでバックホウにより盛り土(②)を掘削。</p> <p>3 陸地側地盤の流動化による護岸の破損を防止するため、海側にA.P.-1.5mを天端とする基礎捨て石工を実施(③)。</p>	
変更設計	<p>1 ①、②の盛り土はセメント固化しており、海底面まで強固な地盤であるために耐震性を確保できることから、基礎捨て石工の大半を中止。</p> <p>2 工事区域内に防災船着き場があるため、A.P.-1.5mの水深を確保する必要があり、固化した盛り土を破碎し掘削(②)。</p>	

(表 1 2) 工事変更の概要

(単位：円)

種別	原設計	変更後	増減	変更理由
内部護岸	14,273,661	23,519,300	9,245,639	
床堀工	5,777,600	23,000,235	17,222,635	
破碎工	0	3,097,206	3,097,206	地盤強固のため破碎が必要
床堀工	3,446,975	2,372,217	△ 1,074,758	A. P. -1.5mまでの掘削で数量減少
土運船運搬工	2,330,625	1,456,812	△ 873,813	掘削数量減少
発生土処理	0	16,074,000	16,074,000	浚渫土砂を建設発生土に変更
基礎工	8,496,061	519,065	△ 7,976,996	
基礎捨て石工	8,496,061	519,065	△ 7,976,996	地盤強固のため不要
直接工事費	14,273,661	23,519,300	9,245,639	
共通仮設費	9,215,603	9,343,282	127,679	
純工事費	23,489,264	32,862,582	9,373,318	
現場管理費	5,512,575	4,080,473	△ 1,432,102	
現場維持費	0	1,311,000	1,311,000	工期延長に伴う
工事原価	29,001,839	36,943,055	7,941,216	
一般管理費等	4,524,161	3,404,945	△ 1,119,216	
工事費計	33,526,000	41,659,000	8,133,000	
契約金額	36,208,080	44,991,720	8,783,640	

(図 2) CDM工法による地盤改良と盛上り土の概要



ところで、豊洲運河について、所は、図 3 のとおり、今後とも、同様の耐震化工事を、工区を区切って順次行うとしており、それらの工事に当たっても、盛上り土が固化している可能性があると思定できる。固化している場合には、今回の工事と同様に基礎捨て石が不要になるなどするため、耐震化工事を行う必要性の有無も検討する必要が生じる。

このため、所は、表 1 3 のとおり、今後の工事範囲についてボーリング調査を発注したものの、この調査は、積算基準が想定する条件と異なり、調査箇所が多数の短いボーリングであったことから、十分な額の設計金額とならず落札されなかった。

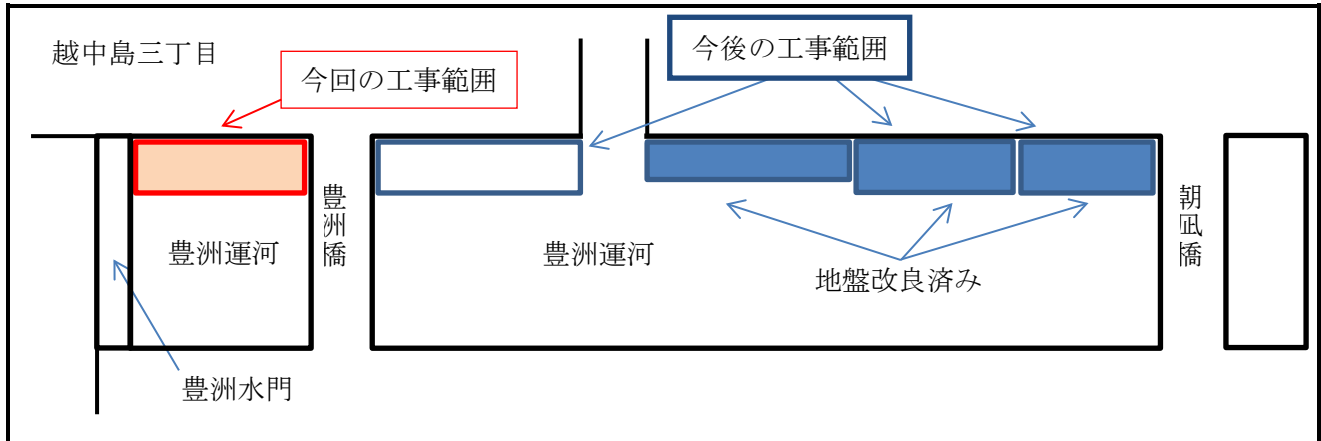
この結果、所は、本来、海底の状況に合わせて設計を行うべきところ、海底の状況を把握で

きないまま、表14のとおり、今後の工事に係る設計を完了したこととなり、適切でない。

所は、地盤改良工事後の海底の状況を把握し、工事の必要性の有無を検討した上で、耐震性向上のための工法などの見直しを行われたい。

(港湾局)

(図3) 今後の工事範囲



(表13) 落札されなかったボーリング調査契約の概要

(単位：円)

契約件名	履行場所	契約期間	契約金額
豊洲運河（塩浜一丁目）内部護岸（改良）地質調査	江東区塩浜一丁目地先	平成30.9.19 ～平成31.1.31	不調

(表14) 他の工区に係る設計委託の概要

(単位：円)

契約件名	履行場所	契約期間	契約金額
豊洲運河（塩浜一丁目ほか1か所）内部護岸（改良）設計	江東区塩浜一丁目地先 ほか1か所	平成30.6.14 ～平成31.1.31	7,668,000

(歳入)

(7) 契約違約金等の債権管理を適正に行うべきもの

知事は、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）第4条により、適切かつ効率的な債権の徴収等を行わなければならないとされている。

これにより、債権を管理する各局においても、債権が発生した場合、その債権について、適切に管理していかなければならない。

また、都が作成する東京都債権管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）によれば、債権の適切な管理とは、「債権の発生に始まり、債務の免除及び債務の弁済等により債権が消滅したり、債権を放棄するまでの全過程を適切に処理し、管理していくことを意味する。」とされている。

ところで、東京港管理事務所及び臨海開発部が行っている債権管理について見たところ、表15のとおり、債務者の状況について調査することなく数年間放置しているものが見受けられた。

マニュアルでは、会社の清算が終了するなど、徴収できないことが明らかである債権については、納入義務を消滅させることができるとされているが、所及び部は、数年間この検討を行っておらず、債権の適切な管理を十分に行っていないこととなり適正でない。

所及び部は、債権管理を適正に行われたい。

また、総務部は、局内の債権管理事務について、東京都債権管理条例施行規則（平成20年東京都規則第143号。以下「規則」という。）第6条第2項で定める債権管理者としての役割を担っているが、その職務は同条第3項により①債権の状況を把握すること②債権管理事務の処理を推進すること③債権管理事務について必要な指導及び調整を行うことと定められている。しかしながら複数の部所において、上記の事案が見受けられたことは規則で定める職務が十分に果たされていないこととなっており適正でない。

総務部は、各部所の債権管理事務が適正に行われるよう、指導を図られたい。

(港湾局)

(表15) 債権管理の概要

部署	債権	債務者	経緯	特記
東京港 管理事務所	工事契約解除に係る契約違約金 1,854,252円	D社	平成27年4月 ・D社が破産手続を開始したことに伴う、債権届出をする。 平成29年4月 ・配当通知(31,012円)を受け納入依頼を行う 平成29年5月 ・配当に伴う納入	・平成29年5月以降、所において特段の処理等 は行われていない。 ・当該債務者は、平成29年5月に破産手続の終結・法人の清算結了をしているが、所は、平成31年4月にこのことを確認した。
臨海 開発部	建設発生土受入事業受入料金 2,593,037円	E社	平成26年4月 ・E社が民事再生手続を開始したことに伴う、債権届出をする。 平成26年7月 ・第1回弁済通知(7,780円)を受け納入依頼を行う。 平成26年8月 ・第1回弁済分の納入 平成28年6月 ・第2回最終弁済通知(25,853円)を受け納入依頼を行う。 平成28年7月 ・第2回弁済分の納入	・平成28年7月以降、部において特段の処理等 は行われていない。 ・当該債務者は、平成28年8月に再生手続の終結、平成29年1月に法人の清算結了をしているが、部は、平成31年2月にこのことを確認した。

会 計 管 理 局

1 意見・要望事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) イベント開催経費に係る負担の取決めについて

管理部は、複式簿記・発生主義会計による新公会計制度の普及・促進のため、制度導入の先行自治体と連携し「新公会計制度普及促進連絡会議」(以下「連絡会議」という。(注))を設置して活動を行っている。連絡会議は平成23年度の設置以来、制度導入の目的及び実務的課題についての情報交換や、新公会計制度の全国の自治体への普及が一層進むよう情報発信に取り組んできたところである。

連絡会議では年に1回程度、全国の自治体関係者等を対象にしたイベントを開催しており、平成30年度は「公会計推進ミーティング2018」と題して、表1のとおり実施している。

そこで、表2のイベント開催経費について見たところ、当該経費について連絡会議構成自治体間での負担の取決めが不明確な状態のまま、都が全ての経費を支出していることが認められた。

しかしながら、支出負担行為の根拠となる開催経費の取決事項については、事前に明確にしておかなければならない。

部は、新公会計制度普及促進連絡会議のイベント開催経費に係る負担の取決めについて、検討が望まれる。

(会計管理局)

(注) 構成団体は17団体(東京都、大阪府、新潟県、愛知県、町田市、大阪府大阪市、江戸川区、大阪府吹田市、福島県郡山市、荒川区、福生市、八王子市、中央区、世田谷区、品川区、渋谷区、板橋区)及びオブザーバー1団体(千葉県習志野市)(監査日(平成31年2月25日)現在)

(表1)「公会計推進ミーティング2018」の概要

日程等	開催	内容	参加人数
平成30年11月15日 品川区立総合区民会館	主催：新公会計制度普及促進連絡会議 後援：日本公認会計士協会	① 講演「統一的な基準による地方公会計の推進について」 ② 自治体の取組事例紹介(3自治体) ③ 連絡会議検討部会中間報告(自治体間比較部会・事業別分析部会)	265人 (67自治体)

(表2) イベント開催経費

(単位:円)

項目	金額	備考
チラシの印刷	99,360	2,000部
案内状の郵送	78,323	898か所 (全国自治体、日本公認会計士協会等)
業務運営委託	714,960	運営準備、当日運営、記録ビデオ制作、報告書アンケート集計等
会場利用料金	115,436	品川区立総合区民会館
当日配布資料(冊子)の印刷	151,200	400部
報告書(冊子)の印刷	221,400	500部
報告書(概要版)の印刷	71,820	700部
合計	1,452,499	

(局別重点監査事項) (その他)

(2) 新公会計制度の活用促進に向けた各局への情報発信について

都は「アカウントビリティの充実」と「マネジメントへの活用」を目的として、平成18年に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度を導入し、管理部では正確な財務諸表作成のための庁内支援を行うとともに、制度の利点について全国の自治体に発信するための自治体間連携を行ってきた。平成27年には総務省が全国の自治体に統一的な基準による財務書類の作成を要請しており、平成30年度までに全国大半の自治体で財務書類が出そろったこととなった。各自治体は財務諸表を作成するだけでなく、自治体間の比較や事業別の分析など、作成した財務諸表を積極的に活用していくことが必要となってきた。

ところで、都における新公会計制度の活用状況を見てみると、大規模施設の更新需要の把握や債権管理の更なる適正化等マクロ面での分析は行っているものの、各局による事業単位での検証等ミクロ面での活用は一部事業となっている。

部では、これまで行ってきた自治体間連携の取組や総務省の研究会等を通じて、表3のとおり、財務諸表の活用方法についての検討や、他自治体における活用事例の情報収集を行ってきた。

しかしながら、研究成果や入手した活用事例の各局への情報発信の状況を見ると、表4のとおり、ホームページへの資料掲載や関連説明会の一部で事例を紹介するにとどまっている。このため、ミクロ面での活用促進に向けて、各局の実情に合わせた有用な活用事例を紹介するなど各局の機運を醸成するよう情報発信に取り組んでいく必要がある。

また、部では、各局の事業別財務諸表の作成を支援できるよう財務会計システムの機能改修に令和元年度から着手し、人件費等間接費を事業別に配賦する機能を追加する予定としている。財務諸表を作成するだけでなく、その分析結果を個々の事業に有効活用し、都民に分かりやすく財務情報を発信するため、事業別財務諸表による事業の検証を各局に対し促していくことが重要である。

部は、新公会計制度の活用促進に向け、各局への情報発信を充実させていくことが望まれる。

(会計管理局)

(表3) 活用方法検討に係る取組

区 分	内 容	備 考
新公会計制度普及促進連絡会議	構成団体との情報共有	年1回
	全国自治体向けイベントの開催（有識者講演、自治体活用事例の発表、検討部会の報告等）	年1回
	検討部会等の実施（自治体間比較部会、事業別分析部会等）	各年4回
都主催意見交換会（「地方公会計の運用・活用に係る意見交換会」「統一的な基準による地方公会計研修会」等）	監査法人による財務書類の活用方法についての講義、都内自治体の取組状況や課題について情報共有等	年2回程度
総務省の研究会（「地方公会計の活用促進に関する研究会」「地方公会計の推進に関する研究会」等）	セグメント分析手法の検討、指標の検証、公会計情報の収集・比較可能な形による公表等	年4回程度

(表4) 入手した活用事例等の庁内への情報発信

区 分	内 容	備 考
TAIMS とちょう-i	イベントで発表された他自治体の活用取組事例の抜粋を庁内に紹介	年1回
ホームページ 新公会計制度普及 促進連絡会議	連絡会議構成自治体における制度・運用から活用に関する取組事例やイベントの報告書・動画等を掲載	—
説明会等	財務諸表作成説明会	決算事務担当者に対する財務諸表作成作業説明会の一部で他自治体の活用に関する取組事例を紹介 年1回
	局研修支援	各局からの依頼に基づいて行う新公会計制度研修の一部で他自治体の取組事例を紹介 (平成30年度) 1件

東京消防庁

1 指摘事項

(歳出)

(1) チェック機能を有効に働かせ、契約業務を適切に行うべきもの

消防署は、各種設備等の点検保守委託等について契約を締結しており、その契約目途額及び予定価格（以下「予定価格等」という。）については、総務部が通知している「業務委託契約に係る適正な予定価格等の設定について」（平成27年6月30日付27総経第286号経理契約課長通知）により設定することとされている。

本通知では、「各種設備等の点検保守委託に係る契約目途額は、東京都維持保全業務積算標準単価又は東京都公共工事設計労務単価により算出することを原則とし、これにより難しい場合は、原則として東京都の入札参加資格を有する3者以上の事業者から参考見積書の提出を受けて、このうち最も金額の低いものを当該事業担当部署が検証して設定」することとされている。また、予定価格については、設定された契約目途額を踏まえ、契約担当部署が過去の契約実績による減額調整を行うことなく予定価格を設定することとされている。

ところで、品川消防署及び本郷消防署において、表1の契約に係る予定価格等について確認したところ、両署は、特段の理由もなく、契約の相手方となった1者のみから参考見積書を徴取し、その額を予定価格等としている。

また、項番1の契約目途額を確認したところ、提出を受けた参考見積書の単価等でなく、合理的な根拠のない単価を積み上げた不明瞭な額となっている。さらに、同契約の仕様書では、点検すべき台数が誤っており、適切な見積金額で契約締結できているとは言い難い状況となっている。

これは、両署において、予定価格等の設定に当たり、上記通知が徹底されず、署内における予定価格等を決定するまでのチェック機能も働いておらず、適切でない。

両署は、チェック機能を有効に働かせ、契約業務を適切に行われたい。

部は、通知が徹底されるよう、適切に指導されたい。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	品川消防署ほか1か所冷暖房設備定期点検保守委託	平成30.4.1 ～平成31.3.31	743,796	A
2	品川消防署空調設備定期点検保守委託	平成30.4.1 ～平成31.3.31	451,440	B
3	本郷消防署ほか1か所冷暖房設備及び空気調和設備定期点検保守委託	平成30.4.1 ～平成31.3.31	993,600	C

2 意見・要望事項

(局別重点監査事項) (その他)

(1) 防火対象物点検報告の促進について

消防法（昭和23年法律第186号）では、大規模建物や雑居ビル等の一定規模の建物においては、防火管理に関する事項の点検結果を消防署長に報告すること（以下「防火対象物点検報告」という。）を規定している。

ところで、直近3か年の防火対象物点検報告の状況は、表2のとおり、点検が必要となる件数が増加している状況の中、報告率はほぼ横ばいであり、平成30年においては、52.4%となっていることが見受けられた。

このことについて、防火対象物点検報告に係る業務を所管する予防部は、建物の所有者のほか、雑居ビル等の場合はテナントごとに報告が必要となるなどの要件が複雑であることや、テナントの入れ替わりにより報告が必要となることの周知が難しいことなどによるものとしている。

部は、防火対象物点検報告を促進するため、各消防署に対し要領等を示し、優先的に促進対象とする案件等を指定するとともに、各消防署管内の地域特性に応じた火災発生危険等を考慮して選定した対象への報告促進通知の送付等の取組を行っているところであるが、防火対象物点検報告は、都民及び都への来訪者の安全確保に資するものであることを踏まえれば、より効果的な対処が必要となる。

部は、防火対象物点検報告における促進業務の一層の推進を図るため、より有効な方策を検討することが望まれる。

(東京消防庁)

(表2) 防火対象物点検報告の状況

(単位：件)

区分	平成28年	平成29年	平成30年
点検報告必要件数 A	107,243	109,494	111,870
報告件数 B	50,931	51,980	53,738
特例認定件数(注) C	5,021	5,006	4,904
報告率 D=B+C/A	52.2%	52.0%	52.4%

(注) 点検結果が3年間優良で、申請による審査で認められた場合、その後3年間の点検報告は免除となる。

交 通 局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (その他)

(1) 連絡応急車を運転する職員の運転免許を定期的に確認すべきもの

自動車営業所職員がバス事故発生時の現場対応や各停留所の日常的な整備を行う際に運転するため、連絡応急車(注)が各所に配備されている。

自動車部は、「運転免許及び運転記録証明の確認について」(平成27年2月6日付事務連絡)により、各所に対して全ての所属職員の運転免許の有効期限と交付日(更新日)等の確認を求めている。

ところで、北自動車営業所において、連絡応急車を運転する職員の運転免許の更新状況を確認するため、職員が保有する運転免許の交付日や有効期限が記載されたリストを見たところ、監査日(平成31年4月9日)現在、既に異動した職員名表記のものが33件あった。また、運転免許の期限切れは実際にはなかったものの、在職者の8名分についても、過去の有効期限表記のままであるなど、リストが更新されていないことが認められた。

これは、所において、職員の運転免許が有効なものかについて、定期的に確認されていないことによるものであり、無免許運転防止の観点から、適切でない。

所は、運転免許を定期的に確認するよう徹底されたい。

(交通局)

(注) 自動車営業所職員が運転する、普通免許で乗ることが可能な局有車

(局別重点監査事項) (その他)

(2) 計画に基づき、受講管理、指導を適切に行うべきもの

自動車部では、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指針」という。)に基づき、各種安全研修を実施している。

実施に当たり、部は、「平成30年度 乗務員指導・教育計画」(以下「計画」という。)を作成し、バス乗務員に対し適正な指導及び教育を実施するものとしている。

計画では、1級事故(注1)を起こした乗務員等(以下「事故^{じふつ}惹起者」という。)については、運転訓練車(注2)を活用した個人指導(以下「訓練車指導」という。)を必須で行うとしている。部によれば、運転訓練車の活用は、指針に定められた訓練項目とは別に、乗務員の運転技術を向上させることを目的として、交通局が自発的に取り組んでいるものである。

ところで、各自動車営業所において、訓練車指導の実施状況を見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

ア 江東、千住、江戸川の各自動車営業所において、過半数の事故^{じふつ}惹起者に対し訓練車指導を行っていなかった。

イ 江戸川自動車営業所において、監査日(平成31年4月12日)現在、事故惹起者の一覧表等が作成されていなかった。

これは、各所において、訓練車指導受講の対象者の把握や受講管理が不十分であったことなどによるものである。

所は、計画に基づき、訓練車指導の対象者の把握、受講管理を行うとともに、乗務員への指導を適切に行われたい。

(交通局)

(注1) 部が判例等を基に定義したもので、交通局側の過失割合が70%以上の人身・物損事故

(注2) 運転手の視線を追跡・記録する装置や、車内の揺れを計測するセンサー等を搭載したバス。実際の走行状況を記録し、そのデータを用いて乗務員への視覚的な指導を行うことができる。

(支出)

(3) 空気調和装置の保守作業等業務委託を適切に行うべきもの

電車部は、地下鉄各駅等の空気調和装置の保守点検・保守修理作業について、表1のとおり、委託契約を締結している。

本契約について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 保守修理作業の指示期限

仕様書において、受託者は、委託者から緊急要請があったときは、直ちに委託者が指示した場所に出動して点検修理し、本契約において修理を実施するかを判断し、本契約によるときは、委託者からの指示書を受領した上、修理を実施し、修理が完了した後、完了届を提出するとしている。

この履行状況について見たところ、速やかに修理完了となっている事例がある一方で、表2のとおり、指示から修理完了まで6か月以上経過している事例も認められた。

これは、仕様書及び指示書のいずれも指示期限を示していないことによるものであり、契約の履行内容の重要な要素である履行期限（指示期限）について、適切であったか確認できない状況となっている。

イ 保守修理作業の予定数量管理

単価契約は、単価ごとに予定数量を定めて契約するものである。本契約においても、各保守修理作業の予定数量を示しており、仕様書では、保守修理作業が履行期間中に機器の修理数が予定数量に達したときは、委託者と協議するとしている。

保守修理作業の実績について見たところ、表3の例のとおり、多数の項目（221項目中58項目）において、予定数量を超過して執行しており、予定数量が管理されていない。

部は、予定数量管理を行うとともに、指示書について指示期限を記載する様式に改めるなど、空気調和装置の保守作業等業務委託を適切に行われたい。

(交通局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
空気調和装置の保守作業等業務委託（単価契約）	平成30.4.1～平成31.3.31	193,375,728	東京交通サービス株式会社

(表2) 指示から修理完了までが1か月以上経過している事例

駅名等	指示日	設置場所・故障の現象	完了日	修理場所・内容
蔵前	平成30.4.24	出札室E 空調機の故障修理	平成30.6.20	空調機のスイングモーター交換
大手町	平成30.7.4	仮泊室1 空調機水漏れ修理	平成30.8.24	空調機の水配管漏水修理、仕切り弁交換
大手町	平成30.7.4	仮泊室(助役)空調機排水部品取付け	平成30.8.24	空調機の水配管漏水修理、仕切り弁交換
門前仲町	平成30.7.20	精算所C 空調機(室内機)の風量弱い	平成30.8.24	空調機の空冷室内機のフィン・ファン洗浄
上野御徒町	平成30.7.23	係員室D(休憩室)室内機ドレンポンプ不良で運転不可	平成30.8.23	室内機ドレンポンプ(小)の交換
本八幡	平成30.8.10	係員室E系統室外機修理、室内機3台運転停止	平成30.9.25	空調室外機の薬品洗浄、室外機プリント基板交換、室外機インバータ基板交換
新江古田	平成30.8.16	居室外気処理系統空調機冷えが悪い	平成31.3.8	空調機の真空引き・乾燥、冷媒ガス20kg補充
大門	平成30.10.3	冷却塔散水装置不良で運転不可	平成30.11.30	散水装置修理、水配管漏水修理
清澄乗務管理所 光が丘乗務区	平成30.10.11	系統空調機ファンモーター不良	平成31.3.5	空調機のファンモーター焼損交換
大島	平成30.10.17	営業系冷却塔修理、制御盤内マグネット交換	平成30.12.10	冷却塔の制御盤内電磁開閉器交換
巢鴨	平成31.2.1	冷却水ポンプ水漏れ修理	平成31.3.6	冷却水ポンプ異音修理、水配管漏水修理、グランドパッキン2個交換

(表3) 予定数量を超過している事例(予定数量と実績の乖離が大きいもの) (単位:円)

項目	仕様	単価	単位	予定数量	実績
圧縮機交換	20000kcal	558,000	個	2	10
ファンモーター焼損交換	20000kcal	141,400	個	2	11
ファンモーター焼損交換	6300kcal	101,600	個	2	26
薬品洗浄 フィンファン	12500kcal	85,700	回	2	15
薬品洗浄 フィンファン	6300kcal	71,600	回	2	14
冷媒系統膨張弁	袋ナット式	62,100	個	2	32
冷媒ガス	R-22(材工)	3,400	kg	50	184
室外機薬品洗浄	56~100形	66,400	回	4	17
ビルマル式室外機薬品洗浄	200~300型	92,400	回	2	16
サーミスタ(空気用)	小	12,500	個	2	18
サーミスタ(空気用)	大	17,100	個	2	25
サーミスタ(熱交用)	小	12,800	個	2	13
サーミスタ(熱交用)	大	17,600	個	2	14
水配管漏水修理(1m以内)	15~25A	58,000	回	15	35
グランドパッキン取替	12mm	32,100	個	2	12
仕切り弁	JIS10K-20A	29,900	個	2	11
水冷エアコン凝縮器洗浄		49,800	回	40	68
空冷室内機フィン・ファン洗浄 (天井カセット)		35,200	回	40	70

(支出)

(4) 寝具類の賃貸借契約を適切に行うべきもの

電車部は、当該部ほか3部で使用する寝具類の賃貸借及び乾燥・洗濯について、表4のとおり、単価契約を締結している。

電車部における本契約の執行状況について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 指示書

特記仕様書において、部が各事業所の基本的な寝具配置数（長期賃貸借分）を示しており、この数の変動及び臨時的に発生する短期賃貸借分については、その都度、部が、各事業所から電話連絡を受け、受託者に指示書により指示している。

この指示について見たところ、単価契約は指示書に数量、期限等を記載して指示するものであり、各指示が契約に相当するものであるから、指示に当たっては、指示書の決裁が必要であるが、部は、これを行っていない。また、指示の取消しについて、受託者に電話連絡するのみで、変更指示の手続を行っていない。

イ 履行確認

特記仕様書において、受託者は、毎月1回、実納数量に基づき履行完了届を提出し、部の確認を受けることとしている。

部の履行確認について見たところ、各乗務管理所等が、所管する各乗務仮泊所等における実納数量を確認し押印の上、確認した帳票（完了報告書）を部に送付することとしているが、部は、この帳票と指示書との突合を行っていない。このため、表5のとおり、指示を取り消した分が合致しないなどの状況となっている。

部は、寝具類の賃貸借契約を適切に行われたい。

(交通局)

(表4) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
1	寝具類の賃貸借（単価契約）	平成30.4.1～平成30.6.30	17,661,354	A
2	寝具類の賃貸借（単価契約）	平成30.7.1～平成31.3.31	55,406,352	

(表5) 履行確認が適切に行われていない事例

駅名等	状況
大島乗務区瑞江	平成30年4月～平成31年3月までの12か月分の完了報告書について、大島乗務管理所の確認を受けていない。
清澄乗務区新御徒町	平成30年4月17日の完了報告書は、前期契約の履行内容（平成30.2.28～平成30.3.31の短期賃借分）が記載されている。
清澄乗務区都庁前	平成30年9月分の2回目の納品（乾燥）分の完了報告書不足 同年10月6日の完了報告書に、前月の2回分の履行内容（平成30.9.29分）が記載されている。
高島平乗務管理所御成門 乗務仮泊所（地下）	平成30.8.30の指示書（平成30.9.2～平成30.9.10の2組の短期賃借分）が、実納数量と合致しない。

(支出)

(5) 都営地下鉄等の案内業務委託を適切に行うべきもの

電車部は、29駅及びツーリストインフォメーションセンター(注)において、外国人観光客や高齢者など鉄道利用が不慣れな旅客に対して、都営地下鉄等の運賃及び経路並びに都営地下鉄等と連絡する各線の案内等を行うため、表6のとおり、委託契約を締結している。

両契約について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 業務従事者の資格・能力の担保

業務従事者の資格又は能力について、仕様書において、表7のとおり、実用英語技能検定2級以上の英会話能力を有する者などの要件を示しているが、部は、これを確認していない。

イ 研修の有効性

仕様書では、受託者は、その責任と負担において、業務責任者及び業務従事者に対し、本委託業務の実施前に「接客」、「語学」など、本委託業務の実施に必要な研修及び教育訓練を行うこと、また、研修の計画及び報告書を作成し、速やかに提出することとしている。

この研修の計画及び報告書について見たところ、両契約の研修は、同一の計画により合同で実施されているが、表8のとおり、

- ① 平成30年4月に計画されていたiPad研修が、同年9月に実施(受講者:新人を中心に希望者)されている
- ② 同年5月に計画されていた英語研修が、同年11月に実施(受講者:新人を中心に希望者)されている
- ③ 同年6月に計画されていた接客研修(対象:入社1年未満)が、平成31年3月に実施されている

など、本委託業務の実施前又は研修計画どおりに実施すべきものが、実施されていない又は適時適切に実施されていない状況となっており、有効性に欠ける。

これらは、案内業務の従事者の資格・スキルに関わることであり、お客様サービスに直結することであるから、必要な資格・能力を担保し、その維持・向上に向けた研修等の取組の有効性を確保する必要がある。

部は、都営地下鉄等の案内業務委託を適切に行われたい。

(交通局)

(注) 大江戸線上野御徒町駅構内に開設し、英語・中国語が話せるスタッフが常駐し、地下鉄や他の交通機関の利用方法及び観光情報の案内や、各種案内冊子の配布等を行っている。

(表6) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	都営地下鉄案内業務委託 (長期継続契約)	平成30. 4. 1～平成33. 3. 31	(年額) 315,360,000	B
2	ツーリストインフォメーション センター案内業務委託	平成30. 4. 1～平成31. 3. 31	17,258,400	

(表7) 業務従事者の資格・能力に関する仕様書の定め

項番	契約件名	仕様書の定め
1	都営地下鉄案内業務委託 (長期継続契約)	(3) 業務従事者の資格 ア 各駅における業務従事者は、実用英語技能検定2級以上の英語会話能力を有する者であること。 イ 中国語対応が必要な駅において中国語による案内を行う業務従事者は、中国語検定準1級以上の中国語会話能力を有する者であること。
2	ツーリストインフォメーション センター案内業務委託	(3) 業務従事者の能力 ア 実用英語技能検定2級程度以上の英語会話能力を有する者 イ 中国語検定準1級程度以上の中国語会話能力を有する者

(表8) 研修計画及び実績

研修項目	計画書		報告書	
	実施時期	研修内容	実施時期	研修内容
フォローアップ 研修	(計画なし)	—	平成30年8月	接客業の基本を再認識し、コンシェルジュのあり方・意識の持ち方について学ぶ。 対象：入社1年未満
iPad研修	平成30年4月	iPadを使ってできることの確認や、iPadの視覚的な使い方を学ぶ。	平成30年9月	iPadを使った視覚的な案内方法や、活用法、利用時の注意などを学ぶ。
業務知識研修	(計画なし)	—	平成30年10月	都営地下鉄基礎知識の習得を目指す。
英語研修	平成30年5月	多種多様な外国人旅客への知識と会話力を主とする。コンシェルジュが実際に困った英語対応への対応方法を伝授する。	平成30年11月	多種多様な外国人旅客への知識と、鉄道英語の確認。実際に困った英語対応への対応方法を伝授する。
接遇研修	平成30年6月	コンシェルジュ＝接客業の基本を再認識する。コンシェルジュのあり方・意識を学ぶ。 対象：入社1年未満	平成31年3月	マナー講師を招き、接客時の所作、身だしなみを確認する。
観光案内研修	平成30年7月	身近な観光地及び情報提供の知識を知る。	未実施	—
韓国語研修	平成30年9月	増えるアジア系旅客に対応し、少しでも業務においてコミュニケーションを図れるようにする。	未実施	—
英語研修フォローアップ	平成30年10月	(記載なし)	未実施	—
中国語研修 (第1回)	平成30年11月	増えるアジア系旅客に対応し、少しでも業務においてコミュニケーションを図れるようにする。	平成31年1月	アジア系旅客対応の際に、円滑なコミュニケーションのための単語等を確認する。
中国語研修 (第2回)	平成30年12月	同上		
ブラッシュアップ 研修	平成31年2月	業務についてより深い知識を得ることを目的とする。	未実施	—

水 道 局

1 指摘事項

(収入)

(1) 検針区分に係る事務を適切に行うべきもの

水道料金の算定は、水道メータで計量した使用水量等に基づいて行われる。一般家庭等については、2か月ごとにメータを検針（以下「隔月検針」という。）して水道料金を請求しているが、区部において、年間使用水量の1か月平均が1,000m³を超える使用者については、原則として、毎月メータを検針（以下「毎月検針」という。）して水道料金を請求している。

ただし、東京都給水条例施行規程（昭和33年東京都水道局管理規程第1号）等によれば、年間使用水量の1か月平均が1,000m³を超える場合でも、表1に該当する場合は隔月検針としている。また、その他特別な事情がある場合、各営業所がサービス推進部へ協議を行った上で、検針区分（隔月検針・毎月検針の区分）を定めることができるとしている。

局では、毎年9月末に、年間使用水量の1か月平均が1,000m³を超えているが隔月検針となっている使用者のリスト（以下「検針区分確認リスト」という。）をシステムにより配信している。各営業所は、検針区分確認リストを基に、使用者と検針区分の移行に関する交渉を行い、その摘要欄に、交渉日、対応者名、交渉経過等を記載して、適正な検針区分への移行管理を行うこととしている。

そこで、世田谷営業所太子堂分室において、検針区分確認リストの摘要欄を見たところ、表2のとおり、交渉の有無や交渉経過等が明確に記載されておらず、サービス推進部への協議の有無も不明であることが認められた。これらのことから、検針区分の妥当性が確認できない状況となっており、適切でない。

分室は、検針区分に係る事務を適切に行われたい。

(水道局)

(表1) 隔月検針扱いとなる主なもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 共同住宅扱いのもの(2) 街頭又は公園（有料で使用させる公園を除く。）等において、公衆便所、公衆用水飲み栓
その他公衆の用に水道を使用するもの(3) 公衆浴場営業に水道を使用するもの(4) プール等、使用状態が季節により著しく変動しているもの(5) 漏水等により一時的に使用水量が増加したもの |
|--|

(表2) 検針区分確認リストの摘要欄の記載事例

項番	お客さま名	摘要欄の記載内容	月平均使用水量 (m ³)
1	a	「月1,000以下有、様子見」	1,066
2	b	「漏水含む」	1,465
3	c	「工事使用、水量増減幅大きい。」	1,743
4	d	「会計上このまま」	1,186

(収入)

(2) 債権管理台帳に必要な情報を記載するよう求めるべきもの

サービス推進部では、契約違約金や和解金といった給水収益債権以外の債権の状況を把握するため、債権管理台帳の様式を作成して、各部に対して報告を求めている。特に、過年度に発生した債権については、交渉の経過等を詳細に記入する「債権管理台帳(徴収経過)」(以下「債権管理台帳」という。)の様式を用いることとしている。

ところで、「東京都水道局債権管理規程」(平成20年東京都水道局管理規程第35号)では、債権管理台帳に記載する事項の一つとして、債権の発生及び徴収に係る履歴が定められている。また、この具体的な内容については、局が給水収益債権以外の債権管理事務のマニュアルとして用いる「東京都債権管理マニュアル」(平成28年3月31日最終改訂)(注)では、債権発生日、(最終)納付日、当初償還期限、時効起算日、交渉経緯等とされている。

そこで、各部からサービス推進部に対して提出された過年度発生分の債権管理台帳を見たところ、納付日及び時効起算日の記載欄がないため、一部の案件について、これらの記載がないものが認められた。

納付日及び時効起算日は、債権管理を円滑に進める上で不可欠な情報であることから、これらの記載の取扱いについて明確に定めていないことは、適切でない。

部は、様式を改めるなどにより、各部に対して債権管理台帳に必要な情報を記載するよう求められたい。

(水道局)

(注) 平成20年7月に、知事部局を対象とした債権管理事務に必要な知識やノウハウをまとめた標準的なマニュアル。局は、給水収益債権以外の債権管理事務については都マニュアルを用いることとしている。

(支出)

(3) 機械警備委託契約の更新に向けて事業所を適切に指導すべきもの

多摩水道改革推進本部は、立川給水管理事務所及び多摩給水管理事務所が行う浄水所、給水所等の機械警備委託契約に関する仕様内容について、両所に指導を行っている。

本部の指導を受け、両所は、表3のとおり、5年間の長期継続契約により機械警備委託契約を締結しており、契約更新の都度、警備機械の耐用年数を考慮し、新たな警備機械を設置している。これらの契約は、契約期間のうち3か月を警備機械設置作業のために設けられた準備期間（以下「機械設置期間」という。）とし、機械設置期間終了後に警備業務を開始することになっている。これは、多摩地区の浄水所、給水所等は、各市町が経営していた水道事業を都営に一元化した経緯から小規模・多数の施設が広範囲に散在しているため、準備に一定の期間を要することによるものである。

これらの契約について見たところ、機械設置期間中は警備ができないため、表4のとおり、前回の契約の受託者との特命随意契約により、警備を行っていることが認められた。

これにより、図1のとおり、警備に空白期間が生じることを回避しているが、別途追加で3か月間の契約を締結していることは効率的でない。

両所の指導を行っている本部は、今後、機械警備委託契約の更新の際には、契約期間開始日までに警備機械設置作業を完了するような仕様に改めるなど、警備の円滑な継続を図ることができるよう契約事務手続を適切に指導する必要がある。

本部は、機械警備委託の更新に向けて事業所を適切に指導されたい。

(水道局)

(表3) 機械警備委託契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約期間		契約金額 (月額) (税込)	契約部所
			うち 機械設置期間	警備開始日		
1	八坂給水所外30か所機械警備委託(長期)	平成29.4.1 ～平成34.3.31	平成29.4.1 ～平成29.6.30 <3か月>	平成29.7.1	1,573,560	立川給水管理事務所
2	高月浄水所外63か所機械警備委託(長期)				2,632,500	多摩給水管理事務所
3	愛宕配水所外31か所機械警備委託(長期)				1,634,040	

(表4) 準備期間中における機械警備委託契約の概要

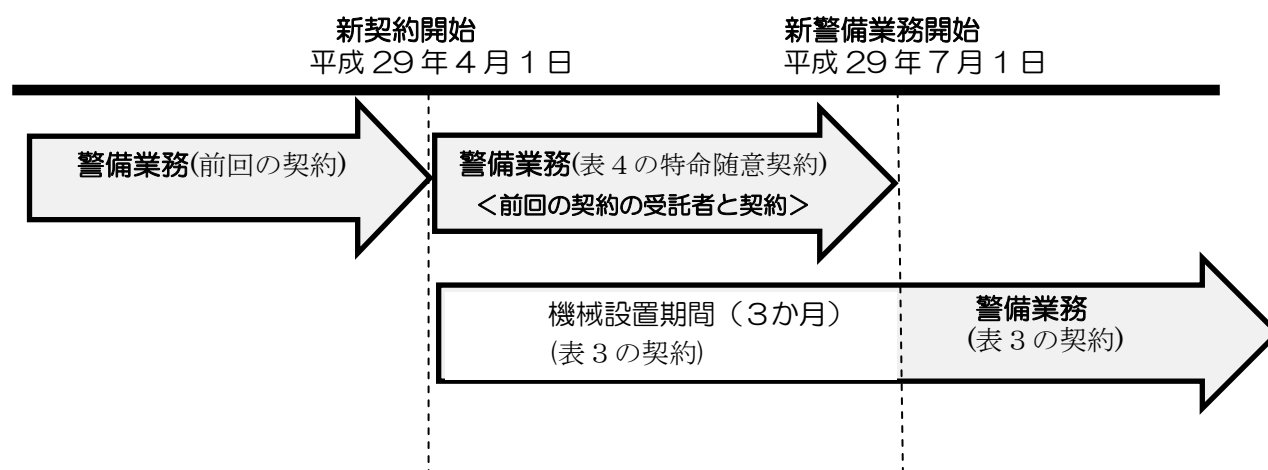
(単位：円)

項番	契約件名 (注1)	契約期間	契約金額 (税込) (注2)	備考
1	八坂給水所外30か所機械警備委託	平成29.4.1 ～平成29.6.30 <3か月>	4,596,588	特命随意契約
2	高月浄水所外63か所機械警備委託		11,504,786	
3	愛宕配水所外29か所機械警備委託		3,214,080	

(注1) 項番3については表3の契約件名の警備箇所数と差異があるが、これは、警備強化のため、警備対象施設を増加したために生じたものである。

(注2) 契約金額は、平成29年4月1日から同年6月30日までの3か月分の契約金額を記載している。

(図1) 表3及び表4の契約に関する時系列



(財産)

(4) 視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの

練馬営業所及び北営業所は23区内の営業所として、営業、検針及び収納の水道業務を担っている。

ところで、両所において、来所者が利用する施設について、視覚障害者誘導用ブロックの設置状況を見たところ、写真(注1)のとおり、入口から窓口に至るまでに誘導ブロックが設置されておらず、また北営業所においては、写真(注2)のとおり、入口から誘導用ブロックをたどると壁面へ誘導される配置となっており、視覚障害者への配慮が不適切な状況が見受けられた。

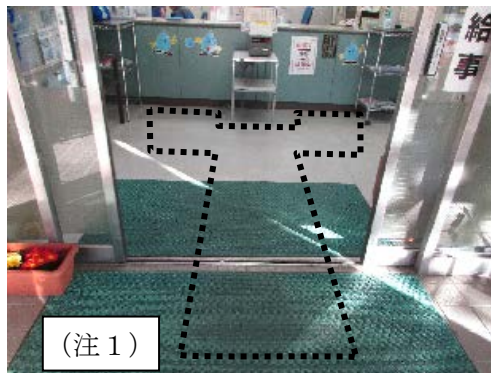
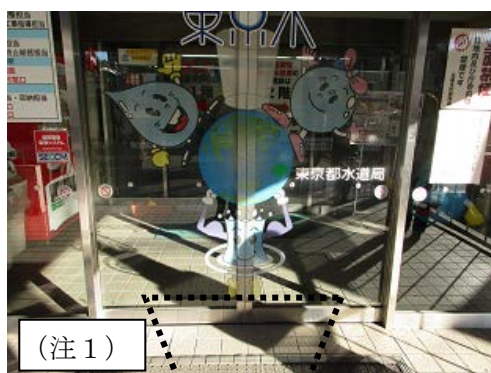
平成30年財政援助団体等監査では、多摩地区でも同様の事例を確認しており、サービス推進部は、23区内営業所についても状況調査を行うとしている。

サービス推進部及び経理部は、関係部署と連携して、今後の整備方針と照らし合わせながら、改善に向けて実効性のある計画を立て、不適切箇所については改善する必要がある。

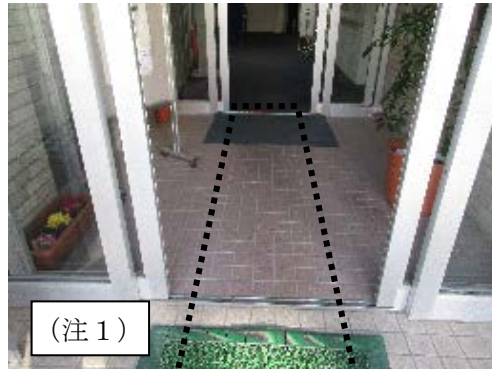
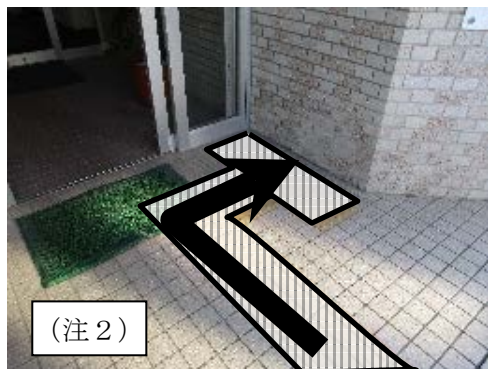
両部は、23区内営業所の状況を確認の上、視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善されたい。

(水道局)

(写真) 練馬営業所



(写真) 北営業所



(注1) 点字ブロックがあるべき部分(施設の入口から窓口まで)に点字ブロックがない。

(注2) 入口から誘導用ブロックをたどると壁面へ誘導される。

2 意見・要望事項

(その他)

(1) 各部の債権管理事務に対する支援について

サービス推進部は、局の債権管理事務に係る指導調整業務を所掌している。また、部は、契約違約金や和解金といった給水収益債権以外の債権の状況を把握するため、債権管理台帳により、各部に対して報告を求めている。

そこで、給水収益債権以外の債権管理に係る部の指導調整業務について見たところ、次のとおり、不十分な点が認められた。

ア 部は、各部が所管する困難な債権の整理方法等について個別に相談を受けた場合に、指導及び助言を行うとしているが、相談の受付について、各部への積極的な周知を行っていない。

イ 部は、「東京都債権管理マニュアル」（以下「都マニュアル」という。）が改訂された場合に、各部の経理担当者にメールで周知するとしており、平成28年3月の最終改訂の連絡が最後となっている。また、局は、平成10年度に、業務効率化のため、都の知事部局に先駆けて、独自の「東京都水道局グループウェアシステム」を整備、運用しているが、都マニュアルは掲載されていなかった。このため、一部の事業所において、平成28年度以降に新しく債権管理業務の担当になった職員が都マニュアルの存在を知らないなど、整理困難な債権の管理に支障のある状況が見られた。

局は、平成30年11月末現在、水道事業会計の給水収益債権以外の過年度債権において4億4,756万余円の未収金を有しており、早期に債権回収を図っていく必要がある。

部は、債権管理事務について、相談受付に関する周知、都マニュアルを常時参照できるような取扱い、債権管理台帳の活用など、各部へのより積極的な支援について検討することが望まれる。

(水道局)

(その他)

(2) 社会福祉施設の減額制度に係る広報について

局は、中小企業や都民生活を守る立場から、社会福祉施設、公衆浴場営業、めっき業、用水型皮革関連企業等に対する水道料金の減額措置（以下「減額制度」という。）を講じている。

このうち社会福祉施設については、減額制度の対象を、社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業（第一種及び第二種社会福祉事業。ただし、除外する事業がある。）を実施する施設と定めている。

ところで、局は、減額を希望する社会福祉法人等からの申請によりこの減額を実施するものとしている。

しかしながら、次のとおり、社会福祉施設の減額制度に係る広報が不十分なものとなっている。

ア 水道局ホームページの「水道料金・下水道料金の減免のご案内」には、減額内容と問合せ先のみが記載され、減額対象となる施設区分の記載がないため、減額を希望する社会福祉法人等は、自らの施設が減額対象となるか、直接問い合わせなければ確認できない。

イ 社会福祉法人等から問合せ等があった場合、申請される施設等の所在地を所管する営業所等が、当該施設が減額対象施設に該当するか説明し、減額制度の概要「水道料金・下水道料金の減額制度について」及び別表「減免措置の対象となる社会福祉施設一覧」を示している。

しかしながら、この別表は、平成22年作成のものであり、減額の対象となる社会福祉事業のうち、児童発達支援事業、小規模保育事業（10人以上である場合）、幼保連携型認定こども園等が掲載されておらず、適切なものとなっていない。

本事業を所管するサービス推進部は、社会福祉施設の減額制度の広報を見直すことが望まれる。

(水道局)

下水道局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (その他)

(1) 排水機所の設備更新に係る方針を速やかに検討すべきもの

西部第二下水道事務所は、「板橋区大谷口北町排水機所、小茂根二丁目排水機所ポンプ設備更新に関する調査設計」を、表1のとおり、実施している。

調査の結果、表2のとおり、両排水機所は設備の更新が必要な状態となっている。

両排水機所の流域の状況は図1のとおり、大谷口北町排水機所は18.97ha、小茂根二丁目排水機所は13.98haの流域を持ち、それぞれの流域の雨水をポンプにより石神井川に排除することで、流域の浸水被害を防止する役割を持つ。また、この地域では、両排水機所の流域外の雨水については、向原幹線により石神井川に排除されるが、一部(8.15ha)が小茂根二丁目排水機所に流入しており、排水能力の不足の原因となっている。

ところで、計画調整部及び建設部は、向原幹線流域の浸水被害に対応するため、第二向原幹線を整備することとしているが、その整備時期は決まっていない。

第二向原幹線の整備に伴う向原幹線流域の整備手順は、図2のとおり、

- ① 第二向原幹線の構築・現状で向原幹線に流入している地域の一部を第二向原幹線に切替え
- ② 向原幹線流域について雨水排除能力を增強(以下「75%対応」という。)
- ③ 向原幹線の余力に応じて各排水機所の流域の一部または全部を向原幹線に切替えとなる。

この場合、①から②までには着手から少なくとも10年を要し、その後に③各排水機所の流域の変更や廃止を行うこととなる。

このことは、図2のとおり、長期間、両排水機所の流域を定めることができず、必要なポンプ設備の能力を判断できない(注1)のために設備更新ができないまとなり、いずれは両排水機所の機能の維持が極めて困難になることを意味する。

以上のことから、建設部は、少なくとも向原幹線流域の75%対応の整備のスケジュール等を検討し、両排水機所の流域を確定できる時期を見定めたくうえで、機能の維持に必要な設備の更新内容等を検討すべきであるが、部はこれをしておらず、適切でない。

向原幹線流域の現況において、両排水機所の雨水の排除機能は浸水被害の防止に必須であることから、部は排水機所のポンプ設備の更新時期や当面の対応について、速やかに検討されたい。

(下水道局)

(注1) 流域面積により排除する雨水の量が決まるため

(表1) 契約の概要

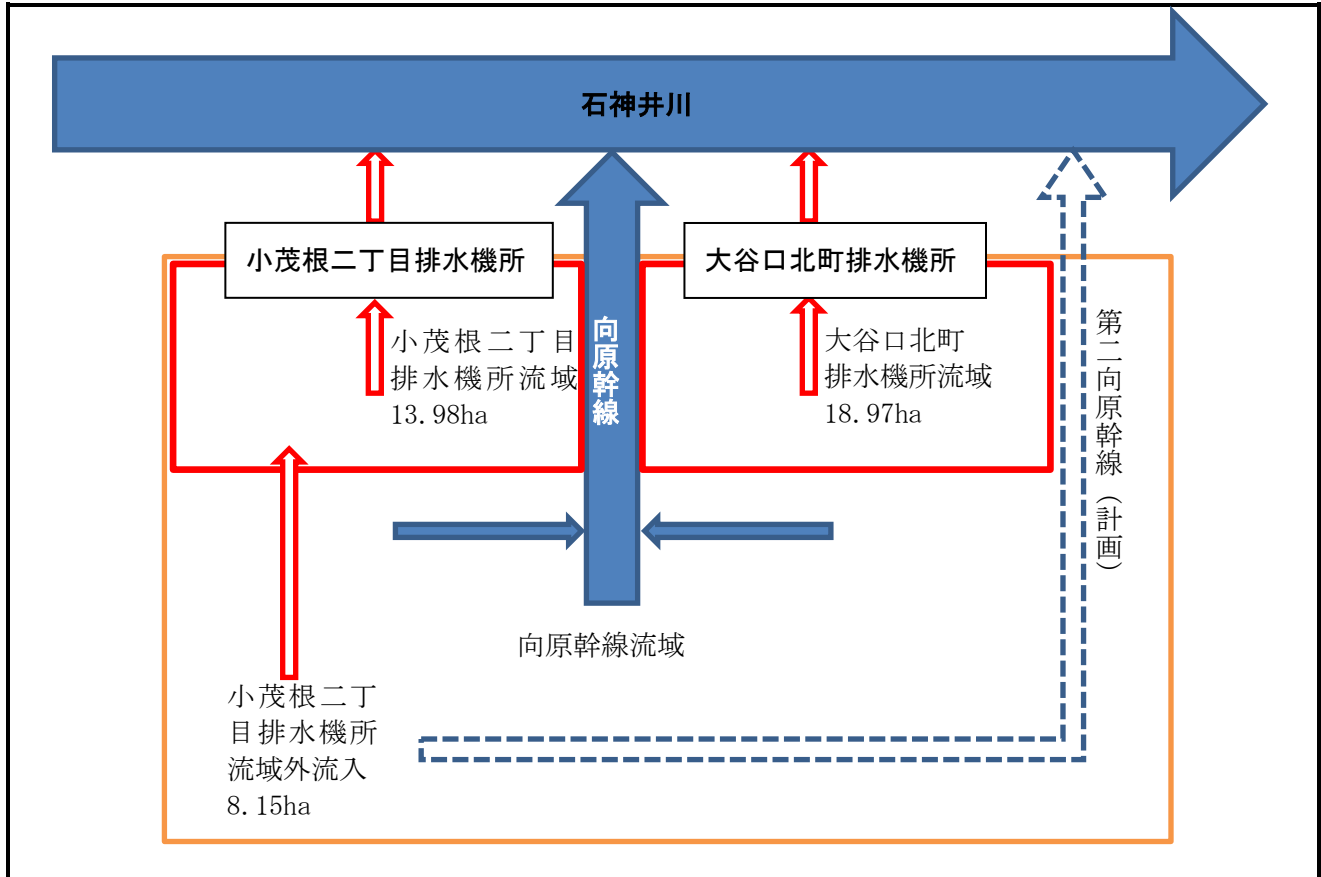
(単位:円)

契約件名	工期	契約金額
板橋区大谷口北町排水機所、小茂根二丁目排水機所 ポンプ設備更新に関する調査設計	平成23. 11. 9～平成24. 2. 23	9, 500, 400




(表2) 調査結果の概要

- ① 原則としてポンプ設備の更新、最低でも電気設備の更新が必要であること。
- ② 小茂根二丁目排水機所は、流域外から流入する雨水のため流入水量がポンプ能力を超えているため、対策が必要であること。
- ③ 敷地面積の関係からポンプの増設など、排水能力の増強はできないこと。

(図1) 板橋区大谷口北町排水機所、小茂根二丁目排水機所等の流域の状況



(図2) 整備所要期間のイメージ

① 第二向原幹線の構築・流域整備	 着手時期未定	現状の向原幹線の流域の一部を第二向原幹線の流域に変更
② 向原幹線流域の75%対応 (第二向原幹線の流出解析後に行う場合)	 枝線再構築等 (面整備のため長期を要する)	現状50mm/h-40%対応 ↓ 枝線再構築等 現基準50mm/h-75%対応 (注2)
③ 排水機所流域の決定・整備 (向原幹線流域の75%対応に係る調査設計終了後の方針決定可能として想定)		

(注2) 50mm/h-40%：時間降水量50mmの40%が下水道に流入する想定、向原幹線整備時の設計基準。
 50mm/h-75%：時間降水量50mmの75%が下水道に流入する想定、監査日現在の設計基準。

(収入)

(2) 公共ます設置の承認工事に係る道路復旧立会費の算出方法を改めるべきもの

下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づき、公共下水道管理者（下水道局長）以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合は、下水道局長の承認を得て行うこと（以下、この工事を「承認工事」という。）となっている。

また、宅地内で発生した汚水を公共下水道へ排出するために必要な公共ますの設置については、「公共ます設置事務要綱」（平成2年2月28日付元下施管第478号）及び「公共ます設置事務要綱細則」（平成2年4月2日付元下施管第478号の2。以下「細則」という。）で定められ、使用者の特別の必要により公共ますを設置するときなどは、公共ます設置申請者（以下「申請者」という。）の負担により設置することとされている。

申請者の負担額について、細則では、①局が道路管理者に支払う道路掘削復旧工事監督事務費等（以下「監督事務費等」という。）の税抜き額及び②事務費（①に100分の10を乗じて得た額）の③小計額（千円未満を切捨て）に④消費税額を加算した⑤合計額（以下「道路復旧立会費」という。）を申請者より事前徴収することとされている。

そこで、南部下水道事務所における道路復旧立会費350件の算出について見たところ、表3のとおり、39件は申請者から徴収する⑤道路復旧立会費が、①監督事務費等の額より少なくなっており、②事務費が徴収できていない。このため、細則で定めた事務費を徴収することの趣旨に沿ってない事務となっている。

この原因は、細則に基づき③小計額から千円未満の端数を切り捨てているためであるが、この理由について、施設管理部は、「起工時における工事金額の端数整理について（通知）」（昭和56年12月24日付56下経第73号）により、土木工事等の起工工事金額が1億円未満の場合は千円単位としていることに準じ、道路復旧立会費においても千円未満を切り捨てているとしている。

しかしながら、道路復旧立会費は一万円未満である場合もあり、土木工事等の起工工事金額の端数処理に準じて千円未満を切り捨てることに合理性があるとは認められない。

部は、公共ます設置の承認工事に係る道路復旧立会費の算出方法を改められたい。

(下水道局)

(表3) 道路復旧立会費が監督事務費等より少ないもの(南部下水道事務所)

(単位:円)

工事 番号	①監督事 務費等	①' 税抜	②事務費	③小計	④消費税	⑤道路復 旧立会費	⑥差
		①×100/108	①' ×10/100	千円未満切捨て ①' +②	③×8%	③+④	①-⑤
19	7,631	7,066	706	7,000	560	7,560	△ 71
27	2,654	2,458	245	2,000	160	2,160	△ 494
28	6,766	6,265	626	6,000	480	6,480	△ 286
32	6,520	6,038	603	6,000	480	6,480	△ 40
41	6,695	6,200	620	6,000	480	6,480	△ 215
45	2,578	2,388	238	2,000	160	2,160	△ 418
52	5,428	5,026	502	5,000	400	5,400	△ 28
57	2,575	2,385	238	2,000	160	2,160	△ 415
62	5,447	5,044	504	5,000	400	5,400	△ 47
66	7,585	7,024	702	7,000	560	7,560	△ 25
74	4,844	4,486	448	4,000	320	4,320	△ 524
81	8,668	8,026	802	8,000	640	8,640	△ 28
102	4,567	4,229	422	4,000	320	4,320	△ 247
108	5,530	5,121	512	5,000	400	5,400	△ 130
110	2,654	2,458	245	2,000	160	2,160	△ 494
176	3,252	3,012	301	3,000	240	3,240	△ 12
187	5,514	5,106	510	5,000	400	5,400	△ 114
202	6,766	6,265	626	6,000	480	6,480	△ 286
204	9,787	9,063	906	9,000	720	9,720	△ 67
205	6,781	6,279	627	6,000	480	6,480	△ 301
209	2,633	2,438	243	2,000	160	2,160	△ 473
211	8,789	8,138	813	8,000	640	8,640	△ 149
220	2,460	2,278	227	2,000	160	2,160	△ 300
221	5,651	5,233	523	5,000	400	5,400	△ 251
225	6,517	6,035	603	6,000	480	6,480	△ 37
231	7,631	7,066	706	7,000	560	7,560	△ 71
239	1,230	1,139	113	1,000	80	1,080	△ 150
246	4,472	4,141	414	4,000	320	4,320	△ 152
251	8,736	8,089	808	8,000	640	8,640	△ 96
270	6,600	6,112	611	6,000	480	6,480	△ 120
279	5,530	5,121	512	5,000	400	5,400	△ 130
282	2,318	2,147	214	2,000	160	2,160	△ 158
286	5,712	5,289	528	5,000	400	5,400	△ 312
301	9,770	9,047	904	9,000	720	9,720	△ 50
309	4,751	4,400	440	4,000	320	4,320	△ 431
311	8,820	8,167	816	8,000	640	8,640	△ 180
312	8,669	8,027	802	8,000	640	8,640	△ 29
342	1,230	1,139	113	1,000	80	1,080	△ 150
345	3,696	3,423	342	3,000	240	3,240	△ 456
合計	217,457	201,368	20,115	194,000	15,520	209,520	△7,937

(支出)

(3) 下水道工事における第三者損害の補償事務の事後調査費用の算定を適切に行うべきもの

下水道工事の施工に起因して損害が発生した場合、工事請負契約約款第27条及び土木工事標準仕様書第5章の規定により、局及び受注者は、損害を受けた第三者（以下「補償対象者」という。）に対して、補償事務を行うこととしている。

「補償事務処理マニュアル」（平成29年12月、建設部管理課償務担当）によると、損害見積額の算定時に用いる単価の基準日は、事後調査報告書の提出日（図3の①）とされている。

一方、受注者の事後調査費用を算出するために作成する事後調査費用計算書（以下「計算書」という。）で用いる単価の基準日は、本精査依頼日（図3の②）である。

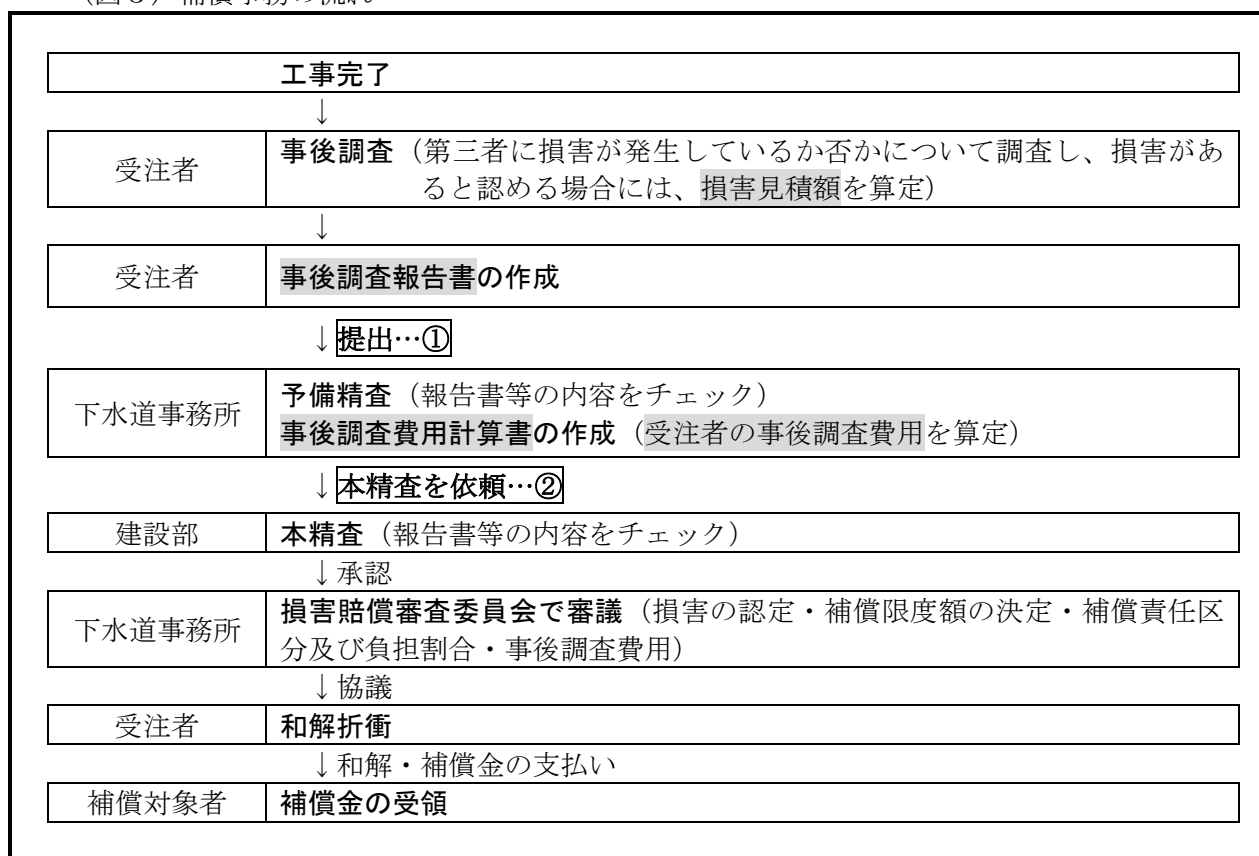
表4の事例では、①事後調査報告書の提出日と②本精査依頼日の間に単価改定をしており、事後調査費用は、実際に事後調査を行った時の単価と異なる単価により計算されることとなる。

しかしながら、計算書が対象とする費用は、受注者が事後調査を行った時の労務であること、また、調査費用の単価は毎年度改定されていることから、損害見積額の算定と同様に、計算書の基準日を事後調査報告書の提出日とするのが適切である。

部は、適切な単価を適用し、事後調査費用を適切に算定されたい。

(下水道局)

(図3) 補償事務の流れ



(表4) 適用年度による単価差の例

(単位：円)

種別	分類 (建物調査面積)	区分		平成30年度単価による 実支払額			事後調査報告書提出 日が属する平成29年 度単価による額	
				単価	件数	金額	単価	金額
家屋のみ ・ 家屋 + 付属 工作物	670㎡以上 1,170㎡未満	C	調査費のみ	214,380	2	428,760	209,412	418,824
	家屋内部未調査 で外部のみ(外 壁、工作物)	C	調査費のみ	71,604	4	286,416	69,876	279,504
意向調査	配布回収作業費			6,372	8	50,976	6,264	50,112
	「調査請求書兼保証請求書」配布回収作業費			7,884	6	47,304	7,776	46,656
	合計				20	813,456		795,096
現適用単価(平成30年度)と事後調査報告書提出 日が属する平成29年度単価適用時の差額				18,360 (2.3%)				

(支出)

(4) 工事に係る設計金額の積算を適正に行うべきもの

施設管理部は、「南部下水道事務所空調設備補修工事」を、表5のとおり、実施している。
この工事の積算について見たところ、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

- ① 交通費は諸経費として、純工事費に一定率を乗じて算定する現場管理費に含まれているため、直接工事費に個別に計上すべきでないところ、直接工事費として出張交通費44万4,000円を計上している。
- ② 建設発生材の運搬について、表6のとおり、特記仕様書の記載及び適用単価を誤っている。
- ③ ①及び②により、諸経費等13万390円が過大となっている。

これらの結果、57万5,640円が過大積算となっている。

部は、工事に係る設計金額の積算を適正に行われたい。

(下水道局)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
南部下水道事務所空調設備補修工事	平成30.4.3～平成30.6.8	24,840,000

(表6) 特記仕様書及び適用単価の誤り

(単位：円)

区分	現状 (誤)	正	差引
特記仕様書の記載	金属くず 12.6km 建設混合廃棄物 13.1km	9.0km	—
適用単価	5.0km以下	9.0km以下	—
積算額	7,750	6,500	1,250

(支出)

(5) 工事変更の決定手続を速やかに行うべきもの

北部下水道事務所は、「環状4号線道路整備に伴う文京区目白台二丁目付近管渠改良その4工事」を、表7のとおり、実施している。

東京都下水道局工事施行規程（昭和46年下水道局管理規程第35号）第28条第1項及び第2項では、工事変更の決定手続を速やかに行わなければならないと定めており、同条第4項によると、この工事の場合、変更見込金額が請負金額の20パーセントに相当する額以下の場合には「工事変更は、工期末（二事業年度以上にわたる工事にあつては各事業年度末）まで一括して行うことができる。」としている。

しかしながら、所は、表8のとおり、工事内容の変更を行っているが、金額については、当初契約金額の59.8%に当たる4,197万余円の増額変更を、事業年度末を超えて、工期末近くに一括して行っており適正でない。

この結果、この工事は、履行保証が保険契約により行われているが、工期末近くに工事請負金額の変更を行ったことにより、工期末前日の平成30年6月7日に履行保証保険の変更手続が行われており、工事変更を行うべきであった事業年度末から工期末前日までの間、増加した工事に係る履行保証がなされていない状態となっている。

所は、工事変更の決定手続を速やかに行われたい。

(下水道局)

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
環状4号線道路整備に伴う文京区目白台二丁目付近管渠改良その4工事	当初 平成29. 5. 23～平成29. 12. 26	当初 70,221,600
	変更 平成29. 5. 23～平成30. 6. 8	変更 112,199,040

(表8) 工事変更等の状況

変更回数	工事変更審議日	主な工事変更内容	契約変更日
1回目	平成29. 8. 3	試験掘工の数量変更	平成30. 5. 29
2回目	平成29. 9. 5	土質調査工の計上	
3回目	平成29. 10. 3	管きよ工の変更、立坑工の変更、防護措置に係る費用を計上、地盤改良調査費の数量変更	
4回目	平成29. 10. 31	管きよ工の一部の施工区分を変更、管路耐震化工に係る費用を計上、取付管及びます工を計上	
5回目	平成29. 11. 28	補助地盤改良工の計上、地盤改良調査費の数量変更	
6回目	平成29. 12. 12	試験掘工の数量変更	
7回目	平成30. 1. 19	試験掘工の数量変更	
8回目	平成30. 3. 13	管きよ工及び人孔設置工の変更、支障物撤去工の計上、補助地盤改良費の数量変更	
9回目	平成30. 5. 15	既設人孔改造工の変更、道路復旧工の変更 交通誘導警備員の変更、工事の一時中止に伴う増加費用の変更	

1 指摘事項

(歳出)

(1) 給食配送業務委託契約に係る履行確認を適切に行うべきもの

都立高等学校定時制（夜間）課程の学校給食は、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に基づき実施している。また、同法第5条第1項及び第2項では、夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに給食の運営に要する経費（人件費、施設設備修繕費等）は、高等学校の設置者負担とし、これ以外の食材料経費は、給食を受ける生徒の負担とするとしている。

西部学校経営支援センターは、給食を調理した学校から近隣の学校へ給食を配送し、給食終了後に回収した食器類等を調理校へ返送するため、表1のとおり、委託契約を締結している。これらの事務処理について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 調理校（農業高等学校及び小金井工業高等学校）から受託者への発注方法については、配送業務発注書により、4月分については4月1日に発注を行い、その他の月については前月20日までに発注するものとしている。

ところで、項番1の契約について見たところ、平成30年10月分の配送業務発注書の提出が同年9月27日となっていた。また、項番2の契約について見たところ、平成30年4月分の配送業務発注書の提出が同年4月3日となっていた。

イ 本契約の仕様書において、センターは、受託者に対し支払は1か月ごとに行うこととし、毎月の実施回数を、調理校からセンターへ提出された確認簿及び配送業務発注書により履行確認の上、実施月の翌月に受託者からの請求書に基づいて支払うものとしている。

ところで、支払の事務手続について見たところ、調理校から確認簿の提出はあるものの、配送業務発注書の提出がなされていない月が半数近くあった。

センターは、調理校の配送業務発注書を確実に提出させ、契約に係る履行確認を適切に行われない。

(教育庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	都立農業・砂川高等学校定時制（夜間）課程学校給食配送業務委託（単価契約）	平成30.4.1 ～平成31.3.31	推定総金額 4,260,060 業務単価 1回当たり 26,460
2	都立小金井工業・第五商業高等学校定時制（夜間）課程学校給食配送業務委託（単価契約）	平成30.4.1 ～平成31.3.31	推定総金額 4,600,044 業務単価 1回当たり 24,084

(歳出)

(2) 受水槽清掃委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行うべきもの

三宅出張所では、教職員住宅に設置されている受水槽について、年1回の定期清掃を行うための受水槽清掃委託契約(表2)を締結しており、表3のとおり、主な作業内容は、清掃、消毒及び水質検査となっている。

そこで、受託者から提出のあった作業報告書と、作業完了後に受託者が検査機関に依頼した水質検査の結果報告書により作業の実施状況を確認したところ、次の状況が認められた。

ア 履行期限が平成31年3月22日であるにもかかわらず、清掃及び消毒の作業実施日が同年3月27日となっている。

イ 水質検査用の水については、採取日が平成31年3月28日で、検査機関における検査期日が同年3月29日から同年4月4日までとなっている。

ウ ア及びイの状況であるにもかかわらず、委託完了届の届出日が平成31年3月22日となっており、所における履行確認後の検査も同日に行われている。

これらは、契約締結後の所内部における契約の進行管理や履行確認といった契約実施に当たってのチェック機能が十分に働いていないことが原因である。

所は、委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行われたい。

(教育庁)

(表2) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都教職員三宅(神着)住宅受水槽清掃委託	平成31.2.27~平成31.3.22	81,000

(表3) 仕様書に定める作業要領(抜粋)

項目	業務内容
水質検査	清掃及び消毒作業完了後、通水した水を採取し、業者等の水質検査(化学、細菌等9項目)を受け、その検査報告書を提出すること。 なお、その検査結果が水道法に不適合であった場合は、再度作業を行うものとする。

(歳出)

(3) 災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行うべきもの

都立学校教育部は、都立学校の避難所機能の強化を目的として設置した災害対策用ろ水器保守点検について、表4のとおり、特命により委託契約を締結している。

特命随意契約については、「特命随意契約の適正化について」(平成25年3月22日付教育庁総務部契約管財課長通知)により、業者から参考見積を徴取した場合、そのまま契約目途額とせず、起工課において内容を精査し、適正な目途額を算出することと通知されている。

ところで、本契約の積算について見たところ、業者から徴取した参考見積について、過去の契約実績等を踏まえて精査すべきところ、部はこれを行わずに合理的根拠がないまま、参考見積の金額に一定程度上乘せした金額を契約目途額としており、適切でない。

部は、災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行われたい。

(教育庁)

(表4) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
災害対策用ろ水器の保守点検委託 (平成9・10年度設置分)	平成30.12.20～平成31.3.15	3,772,969	A

(財産)

(4) 薬品の管理を適切に行うべきもの

教職員研修センターは、研修に使用する医薬用外毒物劇物等（以下「薬品」という。）の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的として、規定（注）を定めている。

規定では、薬品管理の具体的な方法について、

① 在庫管理

薬品ごとの管理簿（以下「管理簿」という。）及び管理簿の総括表（以下「総括表」という。）を作成し、購入、使用、廃棄したときは、統括管理担当者（センターにおける薬品の取扱い全般を統括する者）及び管理担当者（薬品を実地に管理する者）は、管理簿に年月日、数量を記入し、捺印又はサインをする

また、在庫量についても定期的に確認を行い、管理簿に捺印又はサインをする

② 管理簿の点検

各月末に、管理担当者のほか複数名で薬品の使用状況及び管理簿を確認し、管理簿及び総括表のデータを更新する

③ 一斉点検

自己点検表に従って、貯蔵設備、容器のチェック、応急の措置、廃棄、管理簿について一斉点検を、4月初めに1回、9月末に1回の年2回実施し、一斉点検実施後、必ず管理簿と総括表を照合する

こととされている。

これらの状況について試査（センターが管理している薬品の中から劇物を対象とし、劇物58薬品中3薬品を抽出し確認）したところ、表5の例のとおり、平成30年9月25日に実施した一斉点検において、管理簿と薬品の在庫量が相違しているにもかかわらず、管理簿の使用量及び在庫量は適正であるとしている。

これは、在庫管理・確認及び各月末に行うとされている管理簿の点検が適切に行われておらず、一斉点検においても管理簿等との照合を適切に行っていないことによるものである。

センターは、規定を遵守し、保健衛生上の危害を未然に防止するよう薬品の管理を適切に行われたい。

(教育庁)

(注) 東京都教職員研修センター理科室医薬用外毒物劇物危害防止規定（平成29年2月16日28教セ専第256号専門教育向上課長改正）

(表5) 管理簿と一斉点検結果(総括表)が相違しているもの(例)

薬品ID	薬品名	管理簿(一斉点検時点の記載)		一斉点検結果(総括表)	
		年月日	在庫量	年月日	測定量
20-01	メタノール(燃料用)	平成29.11.6	49.3 g	平成30.9.25	449.6g
20-02	メタノール(燃料用)	平成29.11.6	125.13g	平成30.9.25	450.7g
20-03	メタノール(燃料用)	平成29.9.20	430.2 g	平成30.9.25	451.1g

(その他)

(5) 給食会計事務を適切に行うべきもの

学校徴収金等事務手引（平成23年3月東京都教育委員会）において、学校は、学校給食の運営に係る規約を作成することとしている。同規約では、学校給食を受給できる対象等について、都立の中学校や特別支援学校の生徒等は全員給食であり、高等学校定時制課程は、受給届による受給の意思確認をすることとしている。給食会計の収入は、納入した児童・生徒に係る経費に限定して使用し、収支管理に当たっては、個人別管理表により個人別の管理を行うこととしている。未納者に対しては督促を行うとともに、督促の経過を記録するため個人別管理簿を作成することとなっている。また、都立学校給食の手引（高等学校定時制（夜間）課程編）において、督促を行ったにもかかわらず、残高不足の生徒については給食を停止する必要があるとしている。

ところで、東久留米総合高等学校の定時制課程における給食会計について見たところ、表6のとおり、平成30年度末現在の個人別収支においてマイナスとなっている生徒が9名存在することが認められた。

当該生徒に対する督促の状況について見たところ、学校は、文書による督促のほか、電話による督促などを行ってきたとしているが、7名について個人別管理簿の作成を行っていないなど、督促の状況を確認できない状況であり適切でない。

学校は、給食会計において、学年が終了する年度末時点の個人別収支がマイナスとならないように収支管理を徹底するとともに、督促の記録を個人別管理簿に適切に記録するなど、給食会計事務を適切に行われたい。

(教育庁)

(表6) 個人別管理簿の作成がされていないなど問題のある事例（平成30年度末現在）

(単位：円)

学年	生徒名	給食予約金額	納入金額	差額 (不足額)	個人別管理簿の作成状況
1学年	B	51,060	32,000	△ 19,060	作成なし
	C	32,190	32,000	△ 190	作成なし
	D	65,120	52,000	△ 13,120	未納金額の経過の記載なし 最終記載は平成30年10月
	E	67,340	52,000	△ 15,340	作成なし
	F	67,340	62,000	△ 5,340	作成なし
	G	62,900	61,000	△ 1,900	作成なし
	H	69,560	62,000	△ 7,560	作成なし
2学年	I	63,270	60,960	△ 2,310	作成なし
3学年	J	62,530	51,400	△ 11,130	未納金額の経過の記載なし 最終記載は平成30年9月

(その他)

(6) 私費負担経費について

ア 積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきもの

学校徴収金等事務手引では、学校の教育活動に要する経費のうち私費による負担となるものについて、保護者等及び学校の相互の利便性、学校行事の円滑な実施の観点から、保護者等の直接負担経費又は積立金からの支出のいずれとするかを決定することとされている。

都立学校教育部では、このうち、一部の生徒が対象となる経費については、積立金会計には含めず、当該生徒の保護者の直接負担経費とすべきであるとしている。一方、教材・修学旅行などの経費については、積立金から支出するとしている。

また、積立金会計の徴収金額は、過去の徴収・執行実績を基本とし、教育課程や実施行事の変更等を反映させることとされている。その際、繰越金及び卒業時の返還金が予算の2割から3割を超えるような額にならないよう、十分な金額の精査を行うこととされている。

ところで、多摩高等学校及び青梅総合高等学校において、表7のとおり、卒業時の返還金の予算に占める割合が、それぞれ39.7%、55.1%と高い率となっている状況が認められた。

卒業時の返還金の率が高くなっている理由について確認したところ、表8のとおり、経費の執行対象となる生徒が一部であること（青梅総合高等学校、予算額191万余円）や、表9のとおり、予算において具体的な執行見込みのない経費（予備費）として170万余円から180万余円積んでいること（両校ともに同様の状況）が認められた。

上記のとおり、対象生徒が一部である経費及び予備費について、予算額及び卒業生返還金から除外して試算したところ、表10のとおり、両校とも24%程度となり、返還金の予算に占める割合として許容とされる水準まで改善されることとなる。

両校は、積立金会計の徴収金額を設定するに当たり、保護者等の負担を軽減するために、経費の執行対象が一部の生徒となると考えられる経費や具体的な執行見込みのない経費を精査するなどして、必要最低限の徴収金額とすべきである。

両校は、積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定されたい。

(教育庁)

(表7) 卒業生返還金の状況

(単位：円、%)

区分	多摩高等学校	青梅総合高等学校
予算額 (a)	9,410,029	8,881,666
執行額	5,485,062	3,976,985
卒業生返還金 (b)	3,736,927	4,897,616
返還金の予算額に占める割合(b)/(a)	39.7	55.1

(表8) 経費の執行対象の生徒が一部であるものの事例(青梅総合高等学校) (単位:円、%、人)

区分	予算額	決算額	執行残高	執行率	対象 生徒数 (a)	学年 生徒数 (b)	学年生徒数に 占める割合 (b)/(a)
教材費(芸術)	478,000	31,540	446,460	6.6	19	239	7.9
スタディサプリ	1,434,000	180,576	1,253,424	12.6	30		12.6
計	1,912,000	212,116	1,699,884				

(表9) 予備費の執行状況 (単位:円、%)

学校名	予算額	決算額	執行残高	執行率
多摩高等学校	1,872,429	0	1,872,429	0
青梅総合高等学校	1,702,106	0	1,702,106	0

(表10) 卒業生返還金の試算 (単位:円、%)

区分	多摩高等学校	青梅総合高等学校
予算額(a)	7,537,600	5,267,560
卒業生返還金(b)	1,864,498	1,283,510
返還金の予算額に占める割合(b)/(a)	24.7	24.4

イ 直接負担経費の事務処理手順を定めるべきもの

多摩高等学校は、表11のとおり、学校の主催により、小論文指導講座を行っているが、受講対象となる生徒が限られていることから、積立金会計には含めずに、保護者の直接負担経費として処理している。この直接負担経費について、手引等による具体的な事務処理の定めがない。

ところで、当該講座には、17名の生徒が参加し、学校の担当教諭が、平成30年11月14日に受講料2万5,500円(内訳:現金12名分、給付型奨学金による処理:5名)を講座の講師を派遣したKに支払ったが、具体的な事務処理の定めがないため、担当教諭が他校へ異動した際、領収書等の関係書類を異動先で保管していた。このため、後日、領収書等の関係種類を取り寄せて支払の状況は確認できたものの、監査日(令和元年5月17日)現在、関係書類を確認することができなかった。

このことは、保護者の直接負担経費は学校が保護者から資金を徴収して支出するものであることから、必要最低限のルールを定めた都立学校全体の事務処理手順を作成すべきであるところ、これを作成していなかったことによるものである。

都立学校教育部は、この事務処理について統括する立場であるので、必要最低限のルールを定めた事務処理手順について定める必要がある。

部は、直接負担経費の事務処理手順を定められたい。

(教育庁)

(表 1 1) 小論文指導講座の概要

主催	学校（校長及び進路指導部名で実施要項を制定）
目的	入試における小論文の現状を知り、その対策を立て、生徒が自分の考えを論理的に表現する力を高めるため
日時	平成30年 7月 9日 14：30から16：00まで 同年 9月 6日 15：30から17：00まで 同年10月11日 15：30から17：00まで
対象	3学年生徒
受講料	1,500円（学校が回収した後、講師へ直接渡す）

2 意見・要望事項

(歳出)

(1) 精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法について

総務部は、表12のとおり、教育庁事務局職員等(約5,400人)を対象として、平成25年度から長期休職者の円滑な職場復帰及び日常的な精神不安の解消を目的とする教育庁精神保健相談事業を実施するために、表13の委託契約を締結している。

ところで、当該相談事業について、部は、平成30年度の計画規模として年間延べ80人(平成28年度の相談実績)程度を想定したとしているが、実績について見ると年間延べ18人(内訳:日常相談8人、職場復帰訓練に係る面接実績10名)という状況であった。

相談数の規模については、契約当初において予測することは困難であることから、部は、仕様書に記載の実施方法を、本事業のために相談員を確保する現在の方法から、精神保健相談を行うことのできる既存のクリニックやメンタルヘルス事業者等の営業時間において相談を行う方法に改め、その上で、当該事業者等と単価契約による契約を結び、相談実績に応じた支出とする契約に改めることが可能かどうかについて検討する必要がある。

部は、表14のような類似の契約を行っていることから、利用者が利用しやすいように相談機会を拡大するなど、精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法について検討することが望まれる。

(教育庁)

(表12) 相談事業の概要

相談内容	仕事、心身、人間関係の問題等の日常的な悩み、心配事について、臨床心理士等の専門カウンセラーが対面による相談を受け付ける。
対象者	教育庁事務局職員(各学校経営支援センターを含む。)、都立学校職員、区市町村県費負担職員及び区市町村教育委員会派遣職員(指導主事等)
開設時間	月3日※相談時間は1回当たり50分 (4半期ごとにスケジュール設定)
相談場所	東京都千代田区三番町
利用方法	利用を希望する本人が、教育庁職員であること及び氏名・希望日時・連絡先を伝え、電話またはメールで事前に予約をする。

(表 1 3) 契約の概要

契約件名	平成30年度東京都教育庁精神保健相談等業務委託
契約金額	5,346,000円
契約相手方	L
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(表 1 4) 類似の契約の概要

契約件名	職業性ストレスのチェックに係る委託契約（単価契約）
契約金額	1,620,000円（推定総金額） 医師による面接指導の単価：10,000円／1件
支出金額	973,890円
契約相手方	M
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
対象者	教育庁本庁、教育事務所、出張所及び学校以外の教育機関 に勤務する職員（対象者数1,593名）
実施場所	東京都港区南麻布五丁目
医師面談実績	ストレスチェック受検の結果、高ストレス者に対して実施 する面接指導 面談対象者数 194名 面談実施件数 23件

議 会 局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 印刷物の履行確認を適正に行うべきもの

議会局では、表1のとおり、本会議を中心に、議会活動の様態を周知するため、タブロイド版の広報紙「都議会だより」を作成し配布している。

ところで、仕様書を見たところ、当該印刷物には、古紙リサイクル適性ランクが定められた材料を使用し、東京都グリーン購入ガイド(注)に基づき、リサイクル適性(図)を表示するよう定めている。

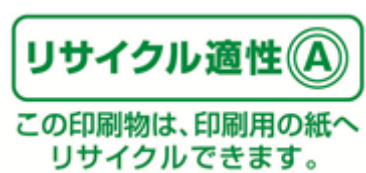
しかしながら、納品物を確認したところ、表示がされておらず適正でない。

管理部は、契約の履行確認を適正に行われたい。

(議会局)

(注) グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することであり、ガイドは、東京都グリーン購入推進方針に基づき物品等を調達する際の目安である。印刷物の作成については、東京都グリーン購入推進方針の対象となり、原則としてガイドに従う。

(図) リサイクル適性表示例



(表1) 契約状況

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	作成部数	契約相手方
平成30年度「都議会だより」 上半期分の印刷	平成30.4.1 ～平成30.9.30	16,848,000	3,390,000部	A
平成30年度「都議会だより」 下半期分の印刷	平成30.8.23 ～平成31.3.31	18,267,379	3,360,000部	B

2 意見・要望事項

(局別重点監査事項) (その他)

(1) 都議会討論番組の収録VTRの有効活用について

管理部は、都議会及び都議会議員が東京都の抱える諸問題にどのように取り組んでいるか都民に理解してもらい、都議会への理解及び都議会議員に対する親近感を深めることを目的として、表2の契約を締結し、平成30年度は表3のとおり放送を行っている。

ところで、仕様書を見たところ、受託者は、当該番組を録画収録した収録VTRを放送日の翌日以降速やかに納品することになっており、都議会及び都は業務上の必要があるときは、このVTRを都議会、都庁各局及び出先機関並びに関係団体の施設において非営利に上映を行うことがあるとしている。

部は都議会PRコーナーにある大画面において、都民からの要望があれば上映することはできるとのことだったが、実際に上映した例はなく、監査日(平成31年2月25日)現在、上映ができることを都民、都庁各局及び出先機関並びに関係団体の施設に周知していないことが認められた。

部は、上映が可能なことについて周知することで、都議会への理解及び都議会議員に対する親近感を一層深めることができる。

部は、当該番組の収録VTRの有効活用について検討が望まれる。

(議会局)

(表2) 契約状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	放送回数	契約相手方
平成30年度東京都議会 討論番組の制作及び放送	平成30.4.1 ～平成31.3.31	50,025,600	年間4回 (再放送を 含む8回)	C
		(内訳) 電波料 16,329,600 制作費 33,696,000		

(表3) 放送内容

項番	放送日時 (再放送日)	テーマ	内容	アイデア
1	平成30. 7. 21(土) 19:55~20:55 (平成30. 7. 29(日)) 17:00~18:00)	もっと東京の食品ロスを減らすために	東京の食品ロスを減らすためのアイデアを提案。都議会議員がその取組や課題について議論を展開する。	食べきれなかった食品を地域でシェアしよう
2	平成30. 10. 28(日) 19:00~20:00 (平成30. 11. 3(土)) 14:00~15:00)	もっと子供たちがインターネットを適切に使うために	子供たちがインターネットを適切に使うためのアイデアを提案。都議会議員がその取組や課題について議論を展開する。	キャンプでインターネットの正しい使い方を学ぼう
3	平成31. 1. 5(土) 19:00~20:00 (平成31. 1. 13(日)) 14:00~15:00)	もっと災害時に助け合える東京になるために	災害時に助け合える東京になるためのアイデアを提案。都議会議員がその取組や課題について議論を展開する。	単独高齢者世帯と若い世帯のチームで災害に備えよう
4	平成31. 3. 24(日) 20:00~21:00 (平成31. 3. 31(日)) 14:00~15:00)	もっと都民がスポーツを日常的に楽しむために	都民がスポーツを日常的に楽しむためのアイデアを提案。都議会議員がその取組や課題について議論を展開する。	多世代で楽しむニュースポーツ専用クラブを作ろう